



福岡県志免町

S
H
I
M
E

T
O
W
N

第5次志免町総合計画

誰もが輝く 住みよい まち

～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～



「誰もが輝く 住みよいまち」

～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～を目指して

本町は、福岡市に隣接し、交通条件にも恵まれていることから福岡市のベッドタウンとして発展を遂げ、一方、まちづくりにおいては、平成13年度に策定した第4次志免町総合計画に基づいて、「福祉・環境・教育が結びあう“しめ”」をまちづくりの長期的な目標として掲げ、夢と希望のある元気なまちづくりを進めてまいりました。



この間、本町を取り巻く社会情勢は、地方分権の進展や地域主権型社会への移行をはじめ、少子高齢化や高度情報化の進展、町民ニーズの多様化など大きく変化しており、これらの課題への対応が求められています。

このような状況の中、これから10年間のまちづくりを町民の皆様と共有し、目標に向かって行動するための指針として、「第5次志免町総合計画」を策定いたしました。

本計画では、私たちが目指すまちの将来像を「誰もが輝く住みよいまち～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～」と掲げました。本町の最も重要な資源を“ひと”として捉え、全ての人々がやさしく、一人ひとりが輝き、10年後に「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを町民の皆様と共に進めていこうとするものです。

計画策定にあたりましては、「総合計画研究会」や「総合計画審議会」など、多くの町民の皆様のご意見をいただき、これからのまちづくりについて議論をしていただきました。

皆様の貴重なご意見は、本計画の随所に活かされています。

今後は、本計画の実現に向け、施策がどのような成果をあげたのかを重視しながら各種施策を積極的に展開してまいりますので、町民の皆様のご理解、ご協力並びに積極的な参画を切にお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご指導いただきました総合計画研究会会員及び総合計画審議会委員の皆様をはじめ、町民意識調査等にご協力いただきました多くの町民の皆様、ならびに関係各位に心からお礼と感謝を申し上げます。

平成23年3月

志免町長 南里 辰己



第5次志免町 総合計画

基本構想 05

I はじめに 06

- 1 計画策定の趣旨 06
- 2 計画の構成と目標年次 07
- 3 計画の進行管理 08

II 志免町の概要 10

- 1 位置と地勢 10
- 2 町のあゆみ 11
- 3 人口と世帯 12
- 4 産業 13

III 志免町を取り巻く諸情勢と課題 14

- 1 時代の潮流 14
- 2 町民意識とニーズ 18
- 3 まちづくりの主要課題 24

IV まちづくりの基本方針 26

- 1 志免町の将来像 26
- 2 まちづくりの基本理念 26
- 3 将来像を実現するための基本目標（施策の大綱） 27

V 人口の見通し 34

- 1 将来の人口・世帯数 34

VI 土地利用 35

- 1 土地利用の方針 35

基本計画 37

I 施策体系図 38

II 基本計画 40

政策1 人と地域がにぎわうまち	42
施策 1 志（こころ）ある人づくり	42
2 スポーツ・文化活動の促進	44
3 文化財・伝統文化の保存と活用	46
4 地域活動・住民活動の支援	48
5 産業の支援	50
政策2 未来の担い手と共に育つまち	52
施策 6 子どもの権利保障	52
7 子育て支援の充実	54
8 義務教育の充実	56
9 子どもの健全育成	58
政策3 人にやさしく健やかなまち	60
施策10 健康づくりの推進	60
11 高齢者福祉の充実	62
12 障害者福祉の充実	64
13 助け合う福祉活動の支援	66
14 適切な医療の確保	68
政策4 自然にやさしいエコのまち	70
施策15 自然環境の保全	70
16 循環型社会の構築	72
17 省エネ・新エネの推進	74
政策5 安全で快適に暮らせるまち	76
施策18 防犯対策の推進	76
19 防災対策の推進	78
20 交通安全の推進	80
21 良好な住環境の保全	82
22 快適な生活基盤の整備	84
23 計画的な土地利用の推進	86
政策6 住民と行政が共に創るまち	88
施策24 情報共有の推進	88
25 協働のまちづくりの推進	90
26 財政の安定化・健全化の推進	92
27 効率的・効果的な行政運営	94
28 町民から信頼される職員づくり	96
用語解説	99
資料編	111



町花・桜

古くから人々に愛されている桜の花は、緑あふれる町づくりを目指すシンボルとして、志免町の町花に制定されました。

福祉公園など町内には桜の名所がいくつかあり、春になると私たちの目を楽しませてくれます。

桜が満開の時期（3月下旬～4月始め）には、宇美川沿いの桜並木を夜間ライトアップしており、幻想的な夜桜をお楽しみいただくことができます。



町章

このデザインは、かたかなで町名「シメ」を表現し、平和のシンボル「はと」が胸を膨らませ、青空に向けて大きく羽ばたく姿をかたどっています。



石投げ相撲

志免農区が主催で行う、悪疫退散の万年願をかけた伝統行事です。

江戸時代末期頃に流行った牛馬の悪疫退散のために万念願をかけて祈願し、相撲三十三番を奉納したのが始まりと言われています。明治に入ると相撲好きの若者が広く郡内外から参加するようになり、年ごとに盛大になっていき、勝負に一喜一憂した人々が熱狂のあまり石を投げ合うほどになりました。ここから「石投げ相撲」という異名が生まれ、広がったと云われています。

現在では、健全な青少年育成の一環とし、各地区対抗戦の「こども相撲」や赤ちゃんの健やかな成長を願う「赤ちゃん土俵入り」などが行われています。




国の重要文化財 旧志免鉱業所竪坑櫓

「旧志免鉱業所竪坑櫓」は、かつて志免町に炭鉱があり、志免町が栄えてきた証です。近代の鉄筋コンクリート建造物の中で、わが国有数の高さを誇り、建設技術史上価値が高いことから国の重要文化財に指定されました。今後は、歴史と文化のシンボルタワーとして、広く親しまれることを願います。



基本構想

- I はじめに
 - II 志免町の概要
 - III 志免町を取り巻く諸情勢と課題
 - IV まちづくりの基本方針
 - V 人口の見通し
 - VI 土地利用
- 



I はじめに

1 計画策定の趣旨

本町は、昭和46年に第1次志免町総合計画を策定、昭和56年に第2次、平成3年に第3次、さらに平成13年に第4次総合計画を策定し、「福祉・環境・教育が結びあう“しめ”」をまちづくりの長期的な目標として掲げ、福祉の向上や生活環境の整備、教育の振興など町民の暮らしの向上のため、さまざまな施策を盛り込み、夢と希望のある元気なまちづくりを進めてきました。

しかしこの間、本町を取り巻く環境は、急速な高齢化、高度情報化、国際化の進展、さらに地球規模での環境への意識の高まり、また一方で国・地方においては、*地方分権の進展と*地域主権型社会への移行をはじめ、近年の世界的な経済危機や雇用不安、税収の減少に伴う財政状況の悪化などにより大きく変化し、今後も町民の価値観や生活様式の変化によるニーズは多様化・高度化することが予想されます。

また、本町においては、平成21年に歴史と繁栄の象徴である*旧志免鉱業所竪坑槽が*国の重要文化財に指定され、地域資源として大きな期待が寄せられています。

このような状況の中、今後の社会・経済情勢の変化や新たな町民ニーズに対応したまちづくりを推進していくためには、町民と行政のパートナーシップのもと、町民がまちづくりの主役として、まちづくりを進める上での町民と行政の共通のルールづくりや、町民の最も身近なまちづくりへの*参画の場である地域コミュニティの役割や機能の見直しなど、お互いが英知と力を結集して、協働のまちづくりを進めることが必要です。

未来に夢と希望を持って、町民一人ひとりが輝き、「住んでよかった」「住み続けたい」と思えるまちづくりのために、本町を取り巻くさまざまな課題に対して、町民と行政が共通の方向性・目標に向かって行動するための、わかりやすい指針となるよう「第5次志免町総合計画」を策定します。

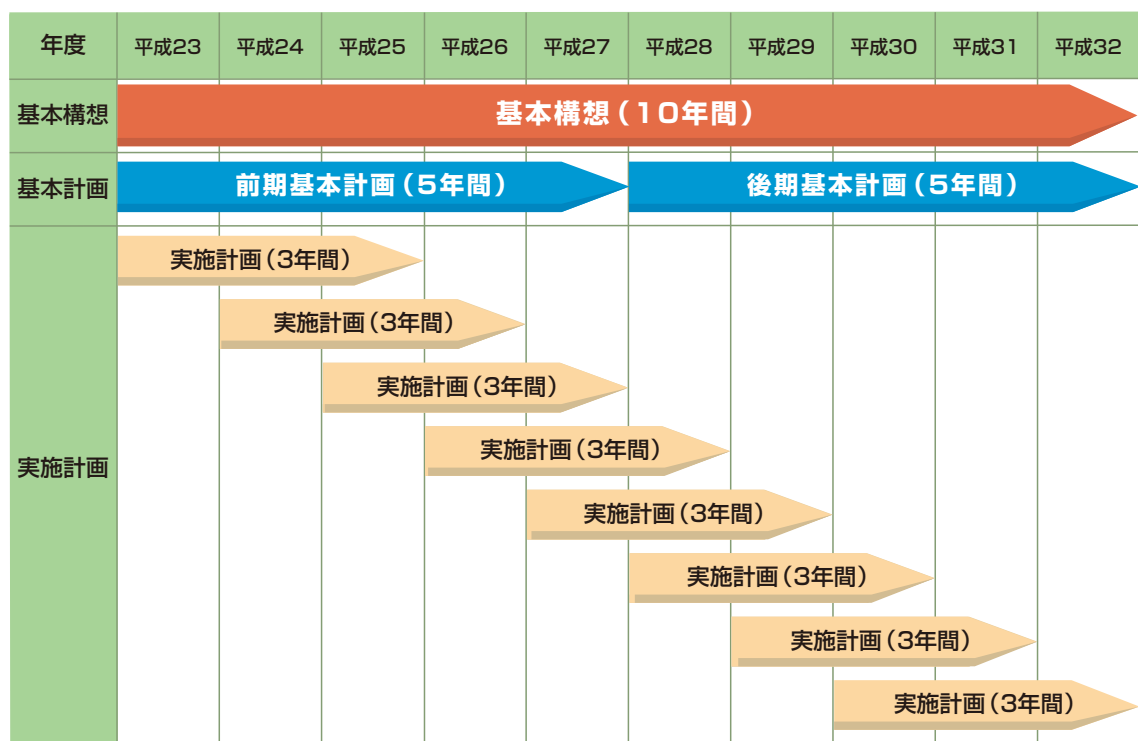


2 計画の構成と目標年次

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成します。

それぞれの計画期間と内容は次のとおりです。なお、実施計画については別途策定するものとします。

項目	計画期間	内容
基本構想 (政策)	平成23～32年度 (10年間)	基本構想は、本町の目指すまちの将来像とその実現のための施策の基本的な方向性を示します。
基本計画 (施策)	平成23～27年度 (5年間)	基本計画は、基本構想に基づき、施策ごとの目指す姿、方向性、目標値、役割分担を示します。
実施計画 (事務事業)	平成23年度～ (3年間ごと)	実施計画は、基本計画に掲げた施策について、財政状況に即した具体的な取り組みを示します。計画期間は3年ですが、毎年度事業の評価、検証及び見直しを行います。なお、実施計画は毎年度公表します。



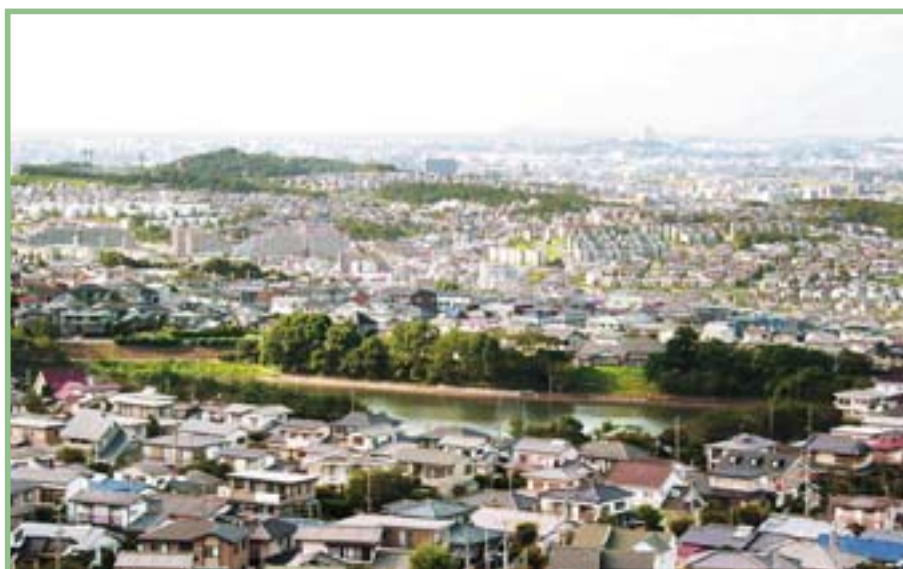
3 計画の進行管理

今後、社会経済環境が変化していく中で、持続可能な*行政経営を実現していくためには、町民ニーズを的確に把握し、限られた資源の中で、「行政活動によって、どのような『成果』を上げることができたのか」を重視していくことが必要となっています。

基本計画で定められた施策の目標値や実施計画で掲げた事務事業の成果は、「行政評価システム」という仕組みを活用することにより、その達成度が把握され、進行管理が行われるようになります。この行政評価システムとは、役場が行う仕事やサービス内容などを継続的に見直し、改革・改善につなげる仕組みのことで、平成17年度から役場を挙げて取り組んできました。

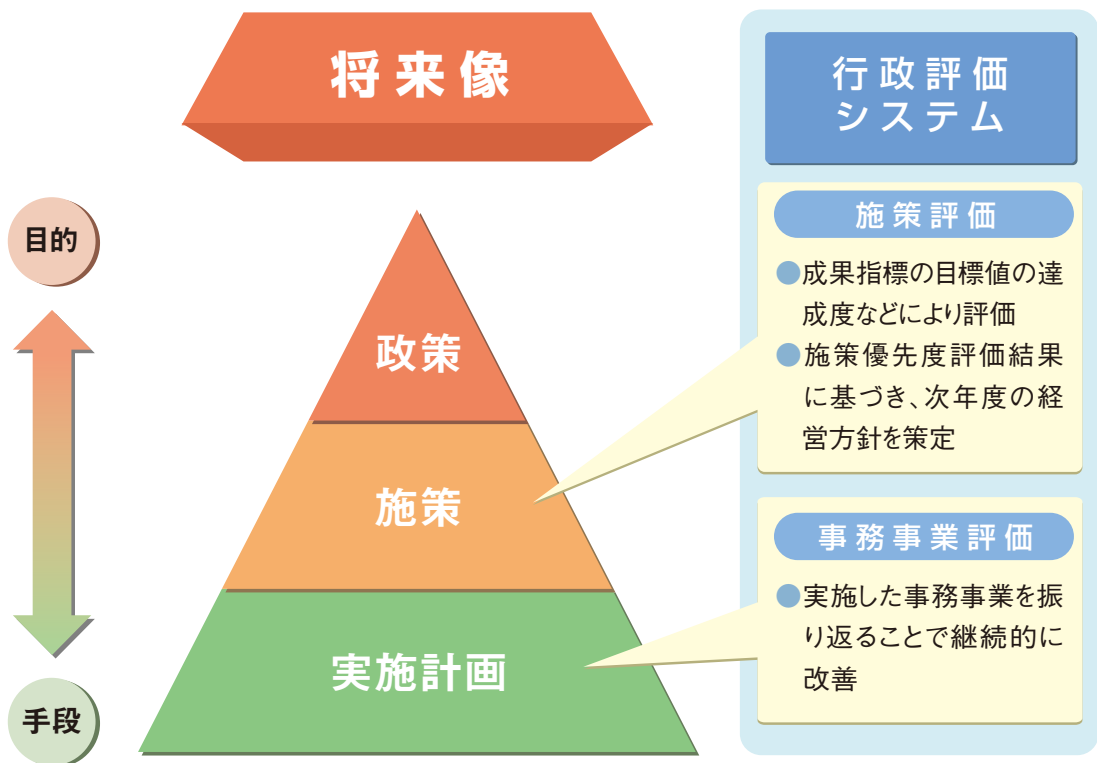
基本計画・実施計画で掲げた、まちの課題や目標がどれだけ解決（達成）されたかは、*施策評価・*事務事業評価を実施することで測定します。測定には、統計データや町民意識調査によって把握された「成果指標」という数値を用いて、その評価結果により、今後のまちの経営方針や予算編成、事務事業の企画立案が行われます。

また、施策評価・事務事業評価結果は、広報紙やホームページを通じて、毎年公表されます。これにより、年度ごとの目標達成度や進捗状況などを、わかりやすくお伝えすることができ、町民とまちの課題を共有し、*協働のまちづくりを進めていくことができるようになると思っています。





第5次志免町総合計画（平成23年度～32年度）



第5次志免町総合計画と行政評価システムの連動

志免町の概要

1

位置と地勢

本町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中心、糟屋郡の西南部に位置しています。福岡市また福岡空港に隣接した南北に細長い総面積8.7km²の小さな町です。

町内には山岳はなく、須恵町・宇美町・大野城市に接する東南部の丘陵地、福岡空港を挟み福岡市と接する西南部の丘陵地及びこれらの丘陵地の間を福岡市・粕屋町へと広がる平坦地で、町のほぼ中心を三郡山に水源を持つ宇美川が北へ貫流しています。

また、周囲を四王寺・宝満・三郡・若杉の山々に囲まれていることから概ね穏やかで、比較的温暖な気候に恵まれているといえます。

■福岡都市圏（17市町）





2 町のあゆみ

明治22年に田富・吉原・志免・南里・別府・御手洗の6カ村が合併し、本町の前身である「志免村」となり、昭和14年に町制を施行し、「志免町」となりました。

戦前は海軍炭鉱、戦後は我国唯一の一貫した国営の炭鉱「***日本国有鉄道志免鉱業所**」として、約70年間石炭産業に支えられ、発展してきました。しかし、昭和30年代に入ると、石炭産業の合理化とエネルギー革命により隆盛を極めた石炭産業も衰退の一途をたどり、昭和39年の「日本国有鉄道志免鉱業所」の閉山で大きな打撃を受け、昭和10年には約19,500人あった人口も約16,000人まで減少しました。

しかし、温暖な気候に恵まれ、また、間近に位置している福岡空港から福岡市中心部までは地下鉄が運行されるなど、地理的条件に恵まれ、福岡市のベッドタウンとして人口は確実に増加し、今日まで住宅都市として発展してきました。

現在、人口は4万人を超え、人口密度は4,889人/km²（平成21年10月1日現在）と九州の町村では最も高い町になりました。

一方、町内には農地は少なく、2つの工業団地があり、機械、金属工業を中心として事業所が立地しています。近年では、町の動脈である福岡東環状線や県道福岡太宰府線などの幹線道路沿いに大型ショッピング店舗等が進出するなど、新たな商業集積がみられます。



II

志免町の概要

3

人口と世帯

平成21年の本町の総人口は42,535人（平成21年10月1日福岡県人口移動調査）となっています。

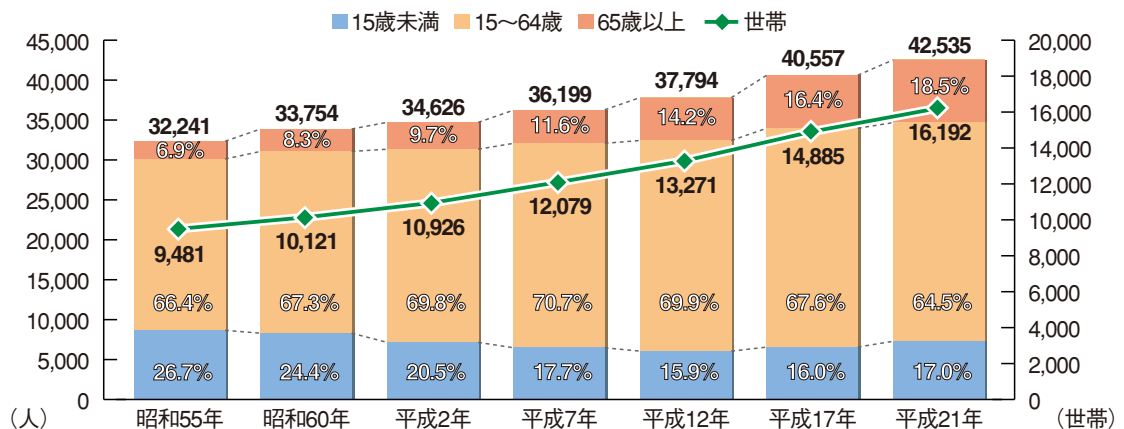
本町では、全国的に多くみられる人口減少の傾向がなく、依然として増加傾向にあります。また、平成21年の世帯数は16,192世帯で増加を続けていますが、***核家族化**の進行により1世帯あたりの人員は、2.63人と減少しています。

年齢階層別人口割合をみると、平成21年では、年少（0～14歳）人口17.0%、生産年齢（15～64歳）人口64.5%、老年（65歳以上）人口18.5%（県平均21.9%、全国平均22.7%）となっており、老年（65歳以上）人口が年少（0～14歳）人口を上回り、本町においても***高齢化**が進行しています。

■人口・世帯数の推移

資料:国勢調査(平成21年は10月1日福岡県人口移動調査)より ※年齢不詳は除く

志免町		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
人口		32,241	33,754	34,626	36,199	37,794	40,557	42,535
割合(%)	15歳未満	26.7	24.4	20.5	17.7	15.9	16.0	17.0
	15～64歳	66.4	67.3	69.8	70.7	69.9	67.6	64.5
	65歳以上	6.9	8.3	9.7	11.6	14.2	16.4	18.5
世帯		9,481	10,121	10,926	12,079	13,271	14,885	16,192
1世帯あたり人員		3.40	3.34	3.17	3.00	2.85	2.72	2.63





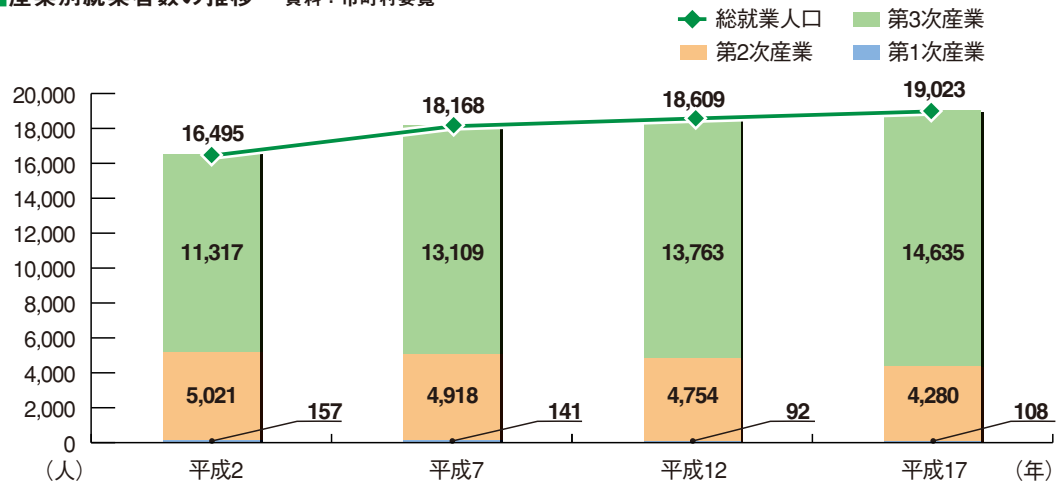
4 産業

(1) 産業別就業者数

平成17年の就業人口は、19,023人で、***第1次産業が108人(0.6%)**、***第2次産業が4,280人(22.5%)**、***第3次産業が14,635人(76.9%)**となっています。

平成2年と比較すると、第1次産業の割合が31.2%、第2次産業は14.8%減少する一方、第3次産業は29.3%増となっており、第3次産業へと就業人口の移行がみられます。

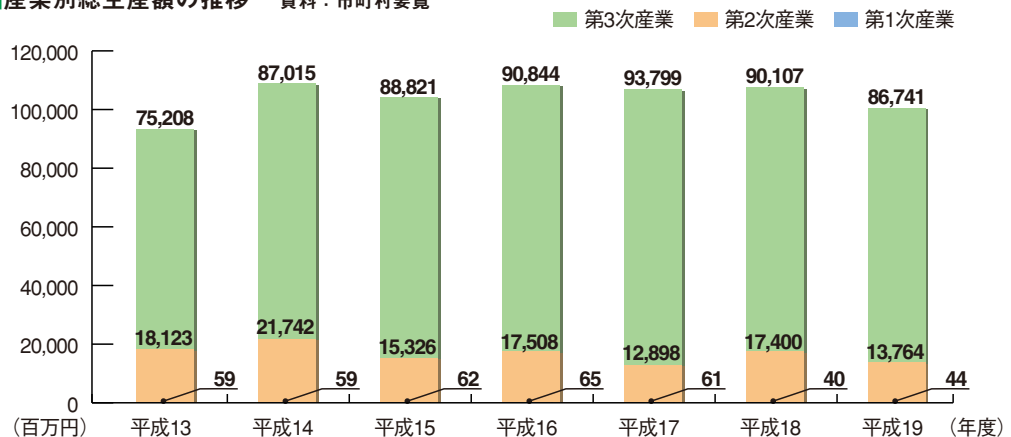
■ 産業別就業者数の推移 資料：市町村要覧



(2) 産業別生産額

本町は、町域が狭く、地理的な条件により、産業として利用出来る土地に限られていることから、第1次産業及び第2次産業の展開は難しく、産業別生産額の約8割超を第3次産業が占めています。

■ 産業別総生産額の推移 資料：市町村要覧



志免町を取り巻く諸情勢と課題

1

時代の潮流

本町をめぐる社会・経済情勢の変化はめまぐるしいものがあり、21世紀の新しい社会に対応したまちづくりを進めていくためには、時代の流れがもたらすさまざまな課題を的確に捉え、柔軟に対応していくことが必要です。

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成17年に死亡者数が出生数を上回ったことから、平成16年をピークに減少に転じたといわれています。今後は、歴史的に類を見ないほど、急激に人口が減少する本格的な人口減少社会へ移行すると見込まれます。

また、年少（0～14歳）人口や生産年齢（15～64歳）人口が減少する一方、老年（65歳以上）人口が増加し、さらに少子高齢化の進行により、労働人口の減少や消費市場の縮小、また医療・介護などの***社会保障費**の増大などさまざまな影響が懸念されます。

その中で、本町の人口は、ここ数年、出生者数が死亡者数を上回るなど、増加が見込まれ、年少（0～14歳）人口が増加する一方、***高齢化率**も高くなり、地域により年齢層の偏りが進むことが予想されます。

このため、本町においても子育て支援や高齢者の見守り体制の確立などそれぞれの地域課題に合った、地域で互いに支え合う環境づくりが重要です。

(2) 安全・安心を求める意識の高まり

近年、全国的に局地的な集中豪雨などの自然災害が増えており、また台風の来襲、地震の発生など、災害時の情報や備えが重要になっています。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化、新種の感染症の発生、食の安全性への不安などの問題があり、人々は生命の安全や将来の生活への安定を強く求めています。

このため、本町においても町民一人ひとりが地域の安全は自ら守るという意識のもと、危機管理意識を持つとともに地域・団体・事業所・行政が一体となった安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。



(3) 健康志向の高まり

わが国は、世界に誇る長寿国ですが、その反面、がんや糖尿病・高血圧症などの生活習慣に起因するものや寝たきり・***認知症**など高齢化に伴う病気が増加しています。近年、***生活習慣病**に着目した***特定健診・特定保健指導**が開始され、生活習慣病予防の本格的な取り組みが始まりました。

こうした背景のもとで、国民の健康志向が急速に高まっています。

このため、本町においても、自主的な健康づくり活動が活発になるとともに病気や介護状態にならない予防を図っていくことが重要です。

(4) 環境に対する意識の高まり

近年の環境問題は、ごみや生活排水などの地域の問題から、さらに***地球温暖化**や***オゾン層の破壊**といった地球規模の問題にまで広がり、人々の環境に対する意識が急速に高まっています。

このため、本町においても、***省エネルギー**や***リサイクル**の推進、さらに***新エネルギー**の活用など、自然環境に配慮し、自然と共生していく***循環型社会**の形成に取り組んでいくことが重要です。

(5) 価値観・生活様式の多様化

価値観が多様化する中、豊かさの尺度も物の豊かさから心の豊かさへと変化しており、ゆとりを重視した生活を求め、***ワークライフバランス**（仕事と生活の調和）を図って、生活の質を高める方向へと変化しています。

このため、本町においても、生活の質の向上を重視した取り組みを進め、***生涯学習**やスポーツ・文化活動をはじめ、町民の交流等、自己実現の機会などを増やしていくことが重要です。

志免町を取り巻く諸情勢と課題

(6) 産業構造の変化

経済のサービス化やソフト化の進展などを背景として、わが国の産業構造は大きく変化してきています。その中で、製造業においては、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存の高まりなどを背景に産業の空洞化が進行しています。一方で情報通信、福祉、環境の分野において新しい産業の成長が見込まれています。

また、商業については、**※規制緩和**による価格競争激化、流通の再編や効率化が進み、小売業者などが厳しい状況にあります。

さらに、農業については、高齢化や後継者不足が進み、生産が停滞する一方、農産物の安全性に対する関心の高まりや、地域でとれた農産物を地域で消費するなかで、食べる人と作る人との交流を密接にしようとする**※地産地消**運動など、農業が果たす役割が見直されてきています。

このため、本町においても、関係団体と連携を取りながら、農業の重要性や地域の魅力を情報発信するとともに、地域産業の活性化を図っていくことが重要です。

(7) 高度情報化の進展

インターネットをはじめとする**※情報通信技術（ICT）**は飛躍的に発展し、世界の情報と知識がどこでも瞬時に得ることが可能な時代となり、産業分野や町民生活など、さまざまな分野で情報通信技術の果たす役割が高まっています。

今後は、情報通信技術を活用した日常生活において、さまざまなサービスの提供を受けるばかりではなく、就業機会の拡大など、人々の暮らしや仕事のあり方に大きな変化をもたらすことが予想されます。

このため、本町においても、情報通信技術を有効的に活用し、町民の利便性の向上に努めていくことが重要です。一方で、**※ネット犯罪**や個人情報の漏洩などの情報セキュリティ対策の重要性を認識し、安心してネットワークを利用できる環境の整備が必要です。



(8) まちづくりへの参画意識の高まり

価値観の変化や社会の成熟化、また^{*}地方分権の進展と^{*}地域主権型社会への移行により、地方自治体の自主性・自立性がさらに高まり、これまで以上にまちづくりに主体的に関わる人々が増え、全国的にまちづくりへの^{*}参画意識が高まっています。

また、住民と行政による^{*}協働のまちづくりが活発化してきており、ボランティアや^{*}NPO（**非営利組織**）の活動に代表されるように、全国で成果を上げています。

本町では、現在においても自治会や各種団体の活動などで住民によるまちづくりの活動が活発に展開されてきていますが、今後もまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民参画の仕組みづくりに取り組んでいくことが重要です。

(9) 地方分権の進展と地域主権型社会への移行

地方分権の進展と地域主権型社会への移行により、地方自治体の自主性・自立性がさらに高まり、これまで以上に町民ニーズに迅速かつ的確に対応しながら、地域の特性に応じた個性あるまちづくりが行われることが期待されます。

また、地方自治体の自己決定権の拡充及び国や県などからの^{*}権限移譲が進むことは、一方で自己責任の拡大を伴うものであるため、本町においても、^{*}行財政改革の一層の推進と財政力の充実強化に取り組み、地域主権型社会に対応できる体制づくりと人材の育成・確保に取り組んでいくことが重要です。

志免町を取り巻く諸情勢と課題

2 町民意識とニーズ

町民意識は、平成22年2月から3月にかけて、18歳以上の町民2,000人を対象に実施した（有効回答1,007人、有効回答率50.4%）町民意識調査及びその一部です。（一部、別途実施した小中学生アンケート結果含む）

有効回答率（詳細）		平成22年1月現在人口	調査件数	回答件数	有効回答率
全体（18歳以上）		34,433	2,000	1,007	50.4%
性別	女性	18,098	1,052	580	55.1%
	男性	16,335	948	413	43.6%
	無回答			14	
年齢別	18～29歳	5,597	325	95	29.2%
	30～39歳	7,648	443	171	38.6%
	40～49歳	5,199	213	82	38.5%
	50～64歳	8,156	426	253	59.4%
	65～74歳	4,409	394	255	64.7%
	75歳以上	3,424	199	140	70.4%
	無回答			11	
居住地域別	東小学校区	6,815	395	230	58.2%
	南小学校区	5,981	348	184	52.9%
	中央小学校区	10,749	624	264	42.3%
	西小学校区	10,888	633	271	42.8%
	無回答			58	

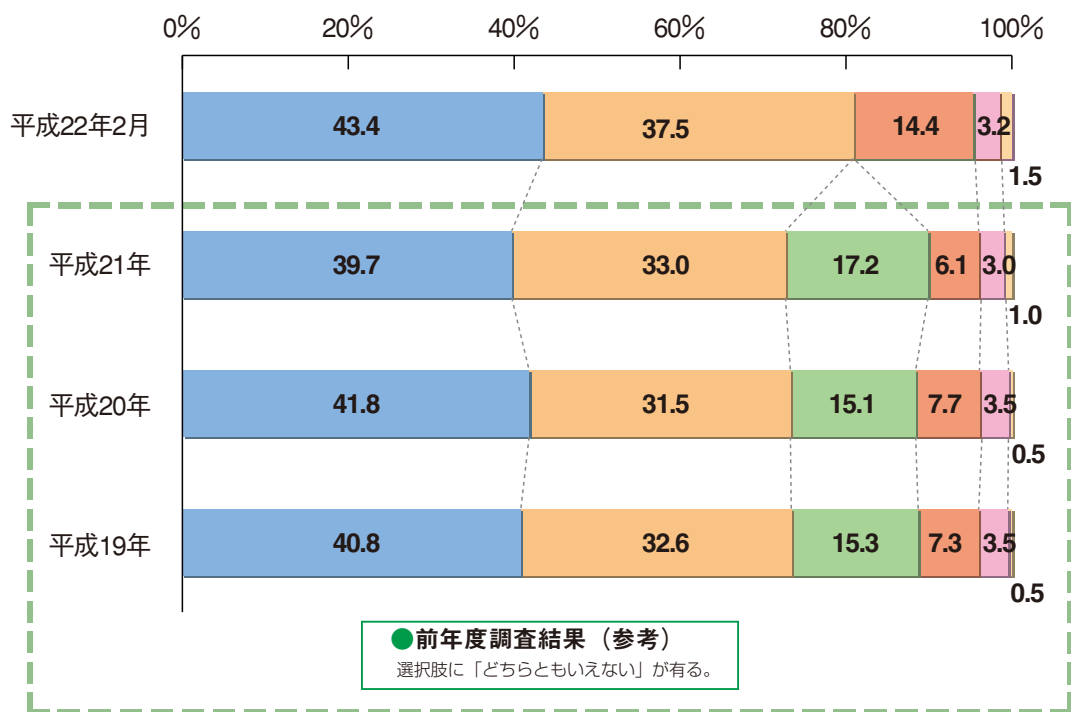


(1) 町への愛着度

町民の町に対する愛着度は、「愛着を感じる」と答えた方が43.4%、「やや愛着を感じる」と答えた方が37.5%、これらを合わせた“愛着を感じる”という方が80.9%となっています。

“愛着を感じる”割合は平成19年（73.4%）、平成20年（73.3%）、平成21年（72.7%）となっていますが、平成21年までは、選択肢に「どちらともいえない」があったため、単純には比べられません。その「どちらともいえない」と答えた方が、「やや愛着を感じる」または「あまり愛着を感じない」のどちらかの回答に分かれたと想定すると、平成22年（80.9%）は、これまでと同水準であると言えます。

■ 愛着を感じる ■ やや愛着を感じる ■ どちらともいえない ■ あまり愛着を感じない ■ 愛着を感じない ■ 無回答

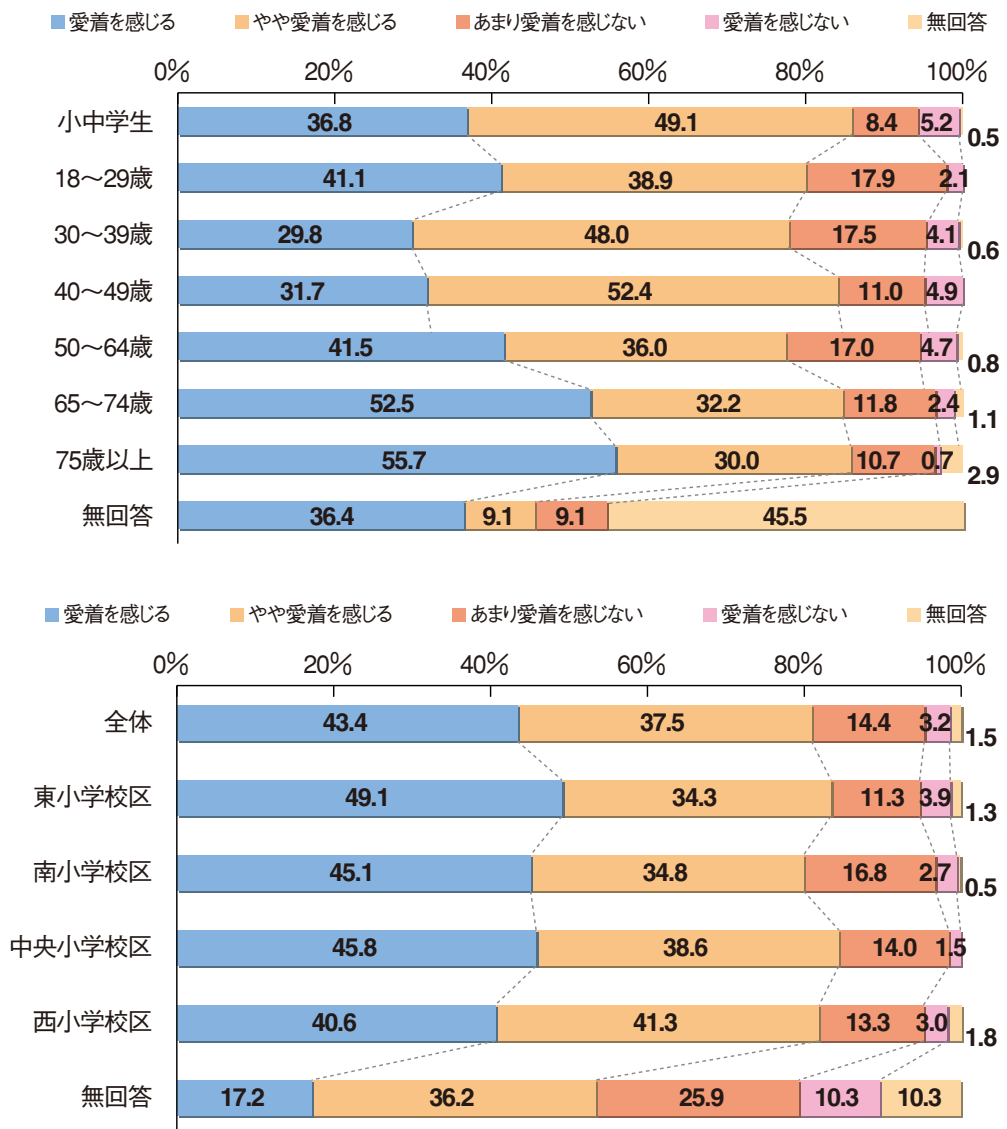


III

志免町を取り巻く諸情勢と課題

これを属性別に「愛着を感じる」割合をみていくと、全体（80.9%）よりも高いのは、年齢別では、小中学生（85.9%）、40～49歳（84.1%）、65～74歳（84.7%）、75歳以上（85.7%）、居住地域別では、東小学校区（83.4%）、中央小学校区（84.4%）、西小学校区（81.9%）となっています。

また、「愛着を感じる」と明確に答えた割合を属性別にみていくと、年齢別では、65歳以上の高齢者が高い傾向にあり、1番低い30～39歳（29.8%）と1番高い75歳以上（55.7%）で25.9%の差がみられ、居住地域別では、1番低い西小学校区（40.6%）と1番高い東小学校区（49.1%）では8.5%の差がみられます。

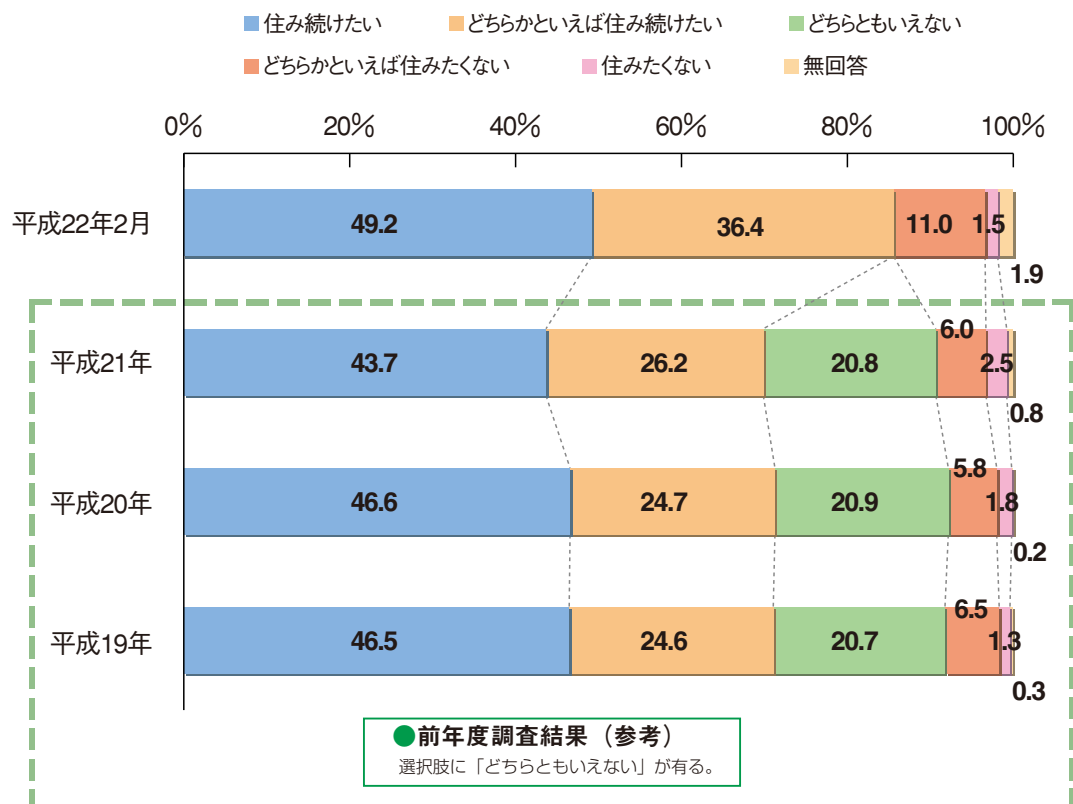




(2) 今後の定住意向

今後も志免町に「住み続けたい」と答えた方が49.2%、「どちらかといえば住み続けたい」と答えた方が36.4%、これらを合わせた「住み続けたい」という方が85.6%となっており、前問の“愛着を感じる”（80.9%）よりもやや高い結果となっています。

“住み続けたい”割合は、平成19年（71.1%）、平成20年（71.3%）、平成21年（69.9%）となっていますが、平成21年までは選択肢に「どちらともいえない」があったため、単純には比べられません。その「どちらともいえない」と答えた方が、「どちらかといえば住み続けたい」または「どちらかといえば住みたくない」のどちらかの回答に分かれたと想定すると、平成22年（85.6%）は、これまでと同水準、若しくはやや高い水準といえます。



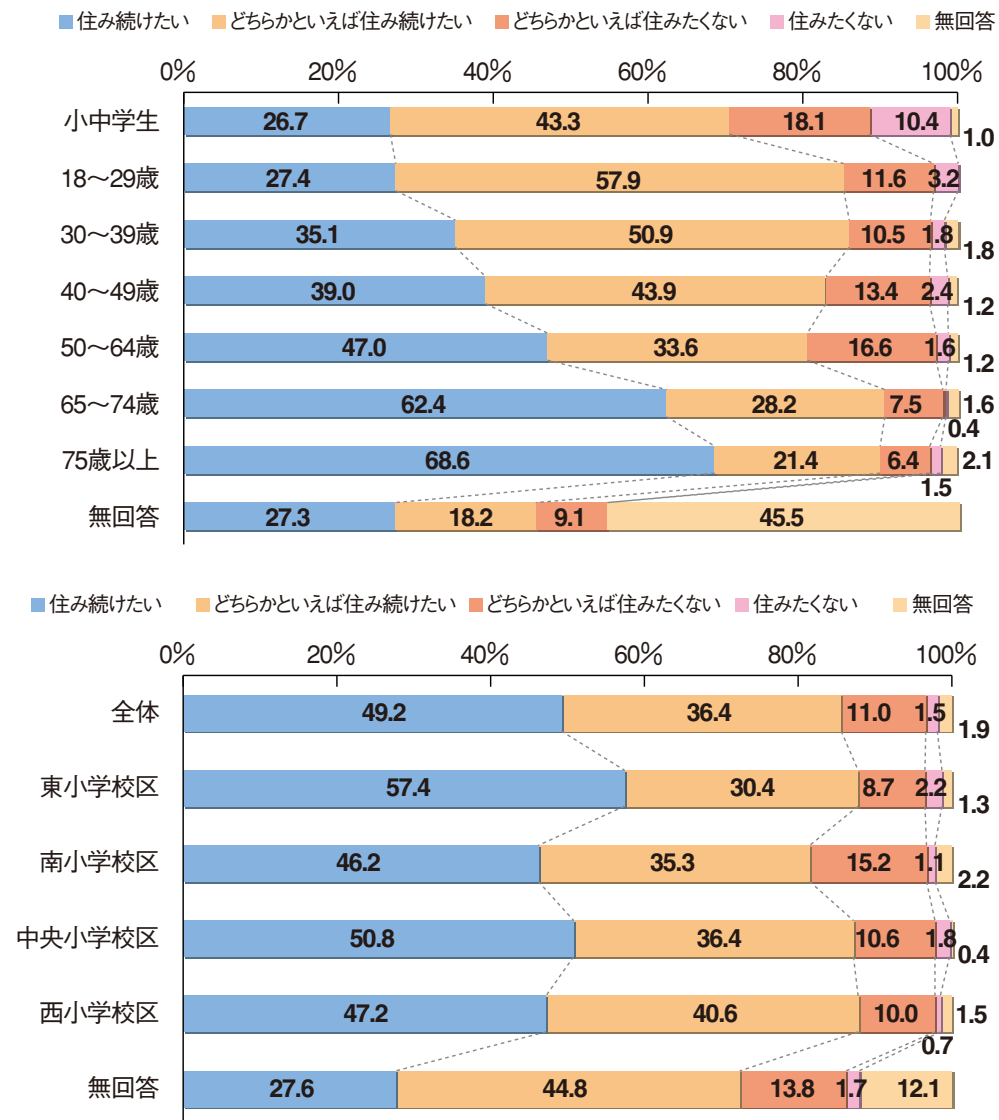
III

志免町を取り巻く諸情勢と課題

また、属性別に「住み続けたい」割合をみていくと、全体（85.6%）よりも高いのは、年齢別では、30～39歳（86%）、65～74歳（90.6%）、75歳以上（90%）、居住地域別では、東小学校区（87.8%）、中央小学校区（87.2%）、西小学校区（87.8%）となっています。

また、「住み続けたい」と明確に答えた割合を属性別にみていくと、年齢別では、顕著な違いがみられ、65歳以上で約90%の回答結果が得られた一方で、小中学生～29歳までは約27%にとどまる結果でした。

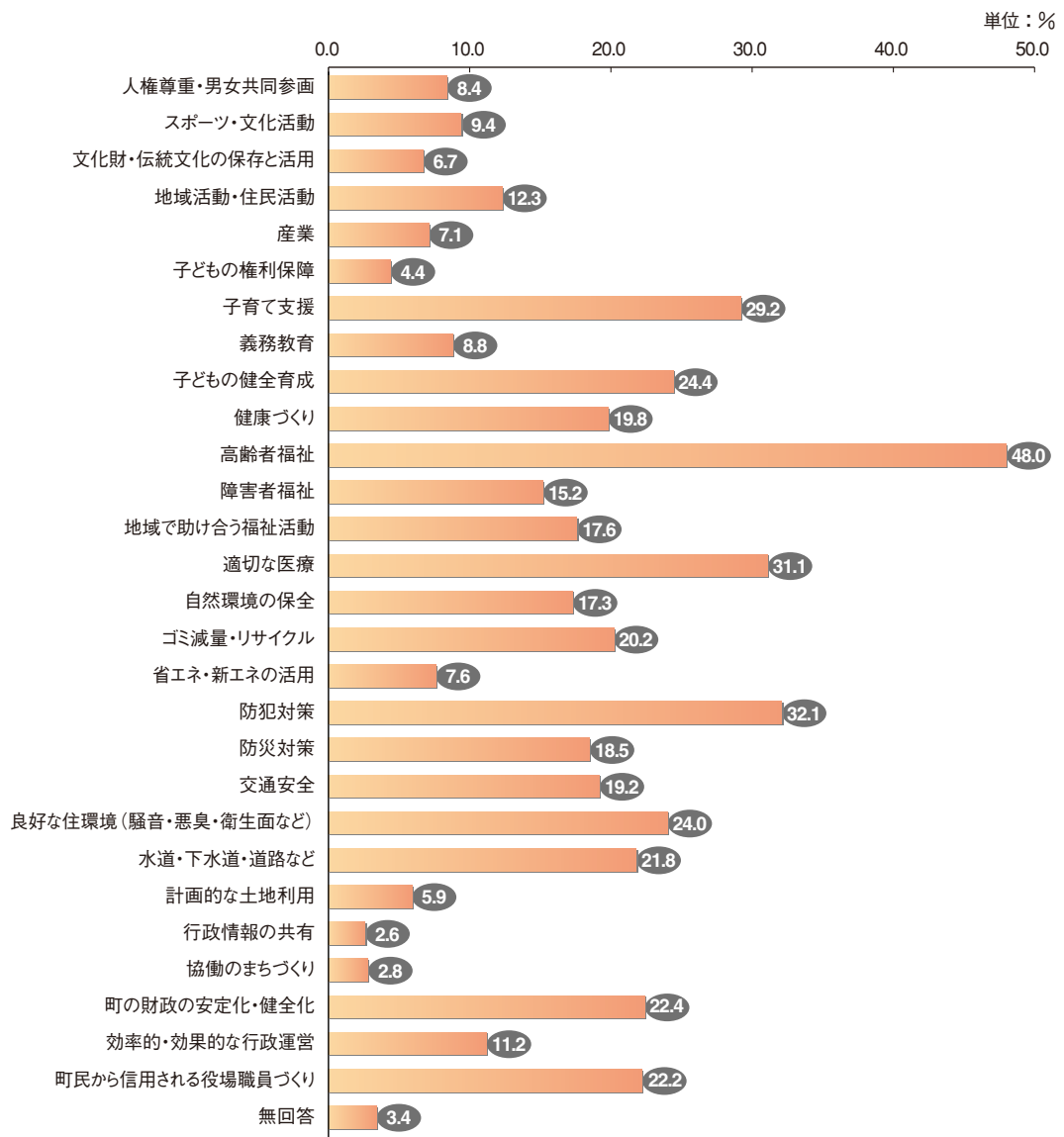
居住地域別では、1番低い南小学校区（46.2%）と1番高い東小学校区（57.4%）では11.2%の差がみられます。





(3) 今後のまちづくりの重要な取り組み

今後のまちづくりにおいて、重要だと思う取り組みをたずねたところ、「高齢者福祉」、「適切な医療」、「子育て支援」、「子どもの健全育成」などの福祉・医療・子どもに関する項目と、「防犯対策」、「良好な住環境」、「水道・下水道・道路」など、身近な生活環境に関する項目及び「町の財政の安定化・健全化」、「町民から信頼される役場職員づくり」などの行政運営での項目が上位を占めています。



志免町を取り巻く諸情勢と課題

3 まちづくりの主要課題

時代の潮流、町民意識とニーズを踏まえて、まちづくりの課題を分類し、今後のまちづくりにおける6つの主要課題がみえてきました。

(1) 人・地域が輝くまちづくり

地域づくりは人づくりと言われるように、地域の活動をつなげ、活性化させるためには、その活動の中心になる人が主体性を持って、生き活きと輝くことが大切です。

しかし近年、本町では、人口増加による都市化の進展、**※核家族化**の進行や価値観の多様化などにより、地域の連帯感の希薄化が進むとともに、住民の地域への関心が薄れつつあります。

このような状況の中で、心豊かな人・地域づくりを推進していくためには、地域住民が地域に目を向け、主体的に地域づくりに関わって、交流する必要があります。

また、人や地域の活力を高めるという視点から、歴史・文化資源等を活用した活発な地域づくり、活発な経済活動へと結び付けていく必要があります。



町内会餅つき

(2) 子どもを安心して生み育て、健やかに成長できるまちづくり

全国的な少子化傾向とは異なり、本町では、子どもの数は増加しており、保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実が求められています。

一方、近年、核家族化や就労形態の多様化、地域社会の変容など、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子どもが犠牲となる児童虐待や育児放棄、子どもが被害者・加害者になる事件などが発生しています。

このような状況の中で、本町では、平成19年4月に九州で初めて「**※志免町子どもの権利条例**」を施行し、未来を担う子どもたちの目線に立った取り組みを始めています。

今後もさらに、安心して子どもを生み育て、健やかに子どもが育つことのできるまちづくりを目指していく必要があります。



子育て広場

(3) 人と人が支え合いながら元気に暮らせるまちづくり

本町の**※高齢化率**は、現在では国や県平均を下回っているものの、今後もさらに高齢化が進んでいくことが予想されます。また、町民一人ひとりが、健康で生きがいを持って、住み慣れた地域で暮らすためには、健康づくりへの意識の高揚や地域で支え合う仕組みづくりが求められています。

このような状況の中で、町民が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちを築くためには、健康づくりを実践できる環境づくりや福祉サービスの充実等に町民・地域・団体などと共に取り組む必要があります。





(4) 自然環境と共生するまちづくり

近年の環境問題は、ごみや生活排水などの地域の問題から、さらに**※地球温暖化**や**※オゾン層**の破壊といった地球規模の問題にまで広がり、町民の環境問題に対する関心が高まっています。

このような状況の中で、自然環境と共生するまちを築くためには、これまで以上に資源の消費を抑制し、排出物を削減する町民生活や事業活動への転換をはじめ、自然環境保全意識の高揚及び地球温暖化防止の対策や大気汚染の抑制を図るため、**※省エネルギー**に取り組むとともに、**※新エネルギー**の利用を推進する必要があります。



平成の森公園

(5) 安全で快適に暮らせるまちづくり

近年、本町でも局地的な大雨や地震発生などの大規模な自然災害が発生し、また、犯罪においては、窃盗、子どもや女性を狙う犯罪も増加傾向にあります。

一方で、交通量の増加による交通安全対策など町民の安全・安心への不安が高まっています。それらの災害や犯罪、交通事故から生命・身体・財産を守り、安全で安心して暮らせる社会の実現は全町民の願いです。

これからは、町民一人ひとりの危機管理意識の高揚や町民・地域・団体などと共に安全で安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、快適で魅力ある居住環境づくりのために良好な街並みを形成するとともに、便利に暮らすために生活基盤の整備・維持管理を進める必要があります。



粕屋南部消防本部

(6) 町民と行政が協働で進めるまちづくり

※地方分権の進展と**※地域主権**型社会への移行により、これまで以上に自立した**※行政経営**を進めていくことが求められています。

また、社会環境、財政状況は一段と厳しさを増す一方、まちづくりに対する町民ニーズは、複雑化・多様化し、まちづくりのさまざまな課題を行政だけで解決することが困難になってきています。

このような状況の中で、地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、重要なパートナーとして、住民はもちろん、ボランティアや**※NPO（非営利組織）**などと**※協働**していくことが、これからのまちづくりに必要です。



町民による花づくり

IV

まちづくりの基本方針

1 志免町の将来像

町民一人ひとりが“元気で輝き続ける”充実した生活を過ごすために、自然環境だけでなく、人を取り巻く環境の“結び合い（調和）”を大切にします。

志免町に生まれ育った人や、志免町に移り住んできた人、また地域や団体など、まちに関わる人たちはさまざまですが、全ての人がやさしく、一人ひとりが輝き、10年後に「住んで良かった」「住み続けたい」と思える、そんな志免町であってほしい。

そのようなことを切に望み、志免町の将来像を次のように掲げます。



2 まちづくりの基本理念

志免町の将来像《誰もが輝く 住みよいまち ～ひと・環境がやさしく結びあう しめ～》の実現に向け、基本に据える考え方（価値観）である4つの基本理念を次のように掲げます。



志免町の『まちの資源は“ひと”』です。まちづくりの中心は人であり、子どもや大人・男女・障害などに関係なく、“やさしく”暮らしていけることが必要です。

そこで、町民が“しめ”を拠点として元気に活躍してもらい、“ふるさと”のように親しみ、“まちに愛着”を持ってもらえるまちづくりを、町民はもちろん、議会、地域や団体などと共に取り組んでいきます。



3 将来像を実現するための基本目標（施策の大綱）

志免町の将来像《誰もが輝く 住みよいまち ～ひと・環境がやさしく結びあうしめ～》の実現に向け、次の6つの基本目標を定め、計画的にまちづくりを推進していきます。



まちづくりの基本方針

基本目標



人と地域が
にぎわうまち

人と地域がつながり、
人と人が助け合う
まちづくりを目指します

そのために

- 町民が年齢や性別などに捉われず互いに尊重し、認め合い、支え合いながら共に生きることができる心豊かな地域社会の構築を目指します。
- 生涯にわたって、スポーツ・文化活動などに取り組み、仲間づくりができるよう、活動環境の整備や情報提供に努めます。さらに、町や地域の歴史・文化及び伝統行事を保護・継承し、町や地域への愛着と誇りが持てるまちづくりを目指します。
- 地域活動や住民活動を支援することにより、町民が交流を深め、活発な地域づくりを目指します。
- 産業においては、地域の活力を高めるという視点から、産業と地域を一体的に捉え、関係団体と連携を取りながら、経営基盤の充実、情報発信や地域のニーズに対応した産業の振興を図ります。



基本目標



未来の担い手と 共に育つまち

子どもも 大人も
一緒に学び、育っていく
まちづくりを目指します

そのために

- 平成19年4月に九州で初めて施行した「**志免町子どもの権利条例**」の普及や町民・地域・事業所・行政が一体となった子どもの権利の保障に努め、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長できる環境づくりを行います。
- 子育て環境の整備を推進し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを行います。
- 豊かな人間性や社会性とたくましく生きるための力を育成するため、教育環境の整備を進めるとともに、多様化する教育ニーズに対応できるよう、学校教育環境の再構築や子どもの健全育成を図るなど、家庭・地域・学校が一体となって健やかな子どもを育てる教育環境の充実に努めます。

まちづくりの基本方針

基本目標



人にやさしく
健やかなまち

健康で生き活きと
生活できる
まちづくりを目指します

そのために

- 町民一人ひとりが健康で生き活きと暮らしていくために、健康づくりを実践できる環境を整え、また自ら健康意識を高め、**※生活習慣病**等の病気の予防を図ります。
- 高齢者が自主的に**※介護予防**に取り組めるような介護予防事業の充実・支援体制づくりに努めます。また、高齢者の活動の場を拡充し、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 障害のある方が安心して暮らせる地域づくりを目指し、利用者に適したサービスと相談体制の充実により、自立と社会参加ができる環境づくりに努めます。
- 互いに助け合う地域づくりを目指し、町内会等関係機関と連携を図りながら、**※地域福祉活動**の担い手を育成し、地域福祉活動への参加促進に努めます。
- 必要なときに安心して治療が受けられるように、**※国民健康保険事業**の安定した運営に努めるとともに、近隣市町と協力して、休日診療体制の維持・情報提供に努めます。



基本目標



自然にやさしい エコのまち

緑の保全是もちろん、
自然環境にやさしい[※]エコロジーな
まちづくりを目指します

そのために

- 日常生活や産業活動から発生する身近な公害への対策や自然環境を保全することの重要性を啓発し、[※]自然環境保護活動などへの参加促進に努めます。
- ごみの分別徹底の啓発や安定的なごみ処理体制の充実を図るとともに、ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を推進し、環境への負荷を減らした[※]循環型社会の構築を目指します。
- [※]低炭素社会づくりに向けた[※]地球温暖化防止の対策や大気汚染の抑制を図るため、[※]省エネルギーや[※]リサイクルに取り組むとともに、[※]新エネルギーの活用を推進します。

まちづくりの基本方針

基本目標



安全で快適に
暮らせるまち

豊かな生活環境はもちろん、
安全で安心して暮らせる
まちづくりを目指します

そのために

- 防犯体制の強化が強く求められるなか、警察や関係団体と連携のもと、犯罪・防犯情報の提供、地域での防犯活動の中心となる人材育成に努めるとともに、犯罪の起こりにくい環境を整えます。
- 水害や地震などあらゆる災害に強いまちを築くため、災害・防災情報の提供と情報を得やすい環境を整えるとともに、町民・地域・事業所と連携した防災体制の構築を図ります。
- 町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを遵守する環境を整えます。
- 良好で快適な生活を送るため、啓発による町民のモラル向上を図るとともに、計画的に生活基盤の整備・維持管理を進めます。
- 快適に安心して生活できる都市づくりに向け、「**志免町都市計画マスタープラン**」で掲げた「土地利用の基本方針」に基づき、計画的な土地利用を図ります。



基本目標



住民と行政が 共に創るまち

さまざまなまちづくりに参加する気持ちと
参加しやすい環境を大事にし、
住民と行政が志（こころ）を結び合わせて、
共にあゆむまちづくりを目指します

そのために

- 町民と行政が一体となってまちづくりを行っていくために、情報共有や町民の意見が反映される機会や仕組みづくりを行います。
- 地域での課題を解決するために、町民・地域・団体・行政がそれぞれの役割を分担し、対等な立場で関わる“**※協働**”のまちづくりを推進します。
- 限られた財源を重点的・効果的に配分しながら、歳入に見合った歳出となるよう、予算を編成し、適切に執行しながら、健全な財政運営を図ります。
- 目標達成のために計画的に施策を展開し、常に実施した事務事業の見直しを行いながら、効率的・効果的な行政運営を行います。
- 町民から信頼される職員を目指し、能力を発揮し、意欲や適性を最大限に活かすことのできる人材育成を行います。

V

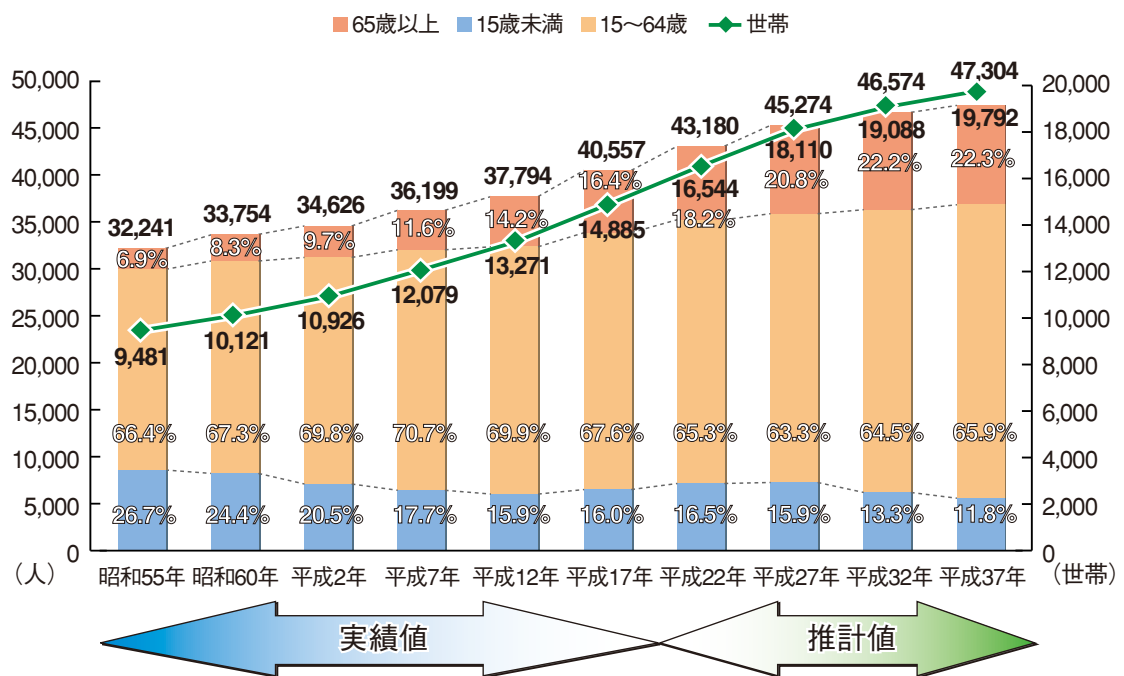
人口の見通し

1 将来の人口・世帯数

本町は、九州の拠点都市である福岡市に隣接しており、交通の利便性や居住性に優れたベッドタウンとして発展をしてきました。人口減少社会に移行した現在においても町の人口増加は続いています。今後もこれまでの人口の動向を勘案すれば、増加傾向で推移していくものと推計されます。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、老年（65歳以上）人口の増加が一層顕著となり、平成32年には10,339人と構成比でも22.2%を占めることが想定されます。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口については、平成32年には、それぞれ6,194人（13.3%）、30,041人（64.5%）になるものと想定されます。

また、世帯数は、今後、さらに*核家族化や世帯の多様化が進行することが見込まれることから、平成32年には19,088世帯になり、一世帯当たり人員は平成17年の2.72人から2.44人まで低下することが想定されます。



平成32年 人口の見通し 46,574人

1

土地利用の基本方針

土地は、町民の暮らしや産業経済活動の場であり、まちの発展に大きく関わる貴重な資源です。

本町では、福岡都市圏を構成する町として住宅開発やマンション立地によって、町北部を中心に既成市街地内の人口は増加しています。本町の住宅需要は、人口減少社会に移行した現在でも高い水準を維持していますが、既成市街地内は、土地利用更新できる土地に限られることから、市街地拡大を含めた良好な市街地形成を図っていく必要があります。

既存市街地内は、幹線道路沿道の商業系店舗の立地や工業系用途地域におけるマンション立地などが進んでおり、土地利用更新に対応した土地利用の誘導が必要となっています。

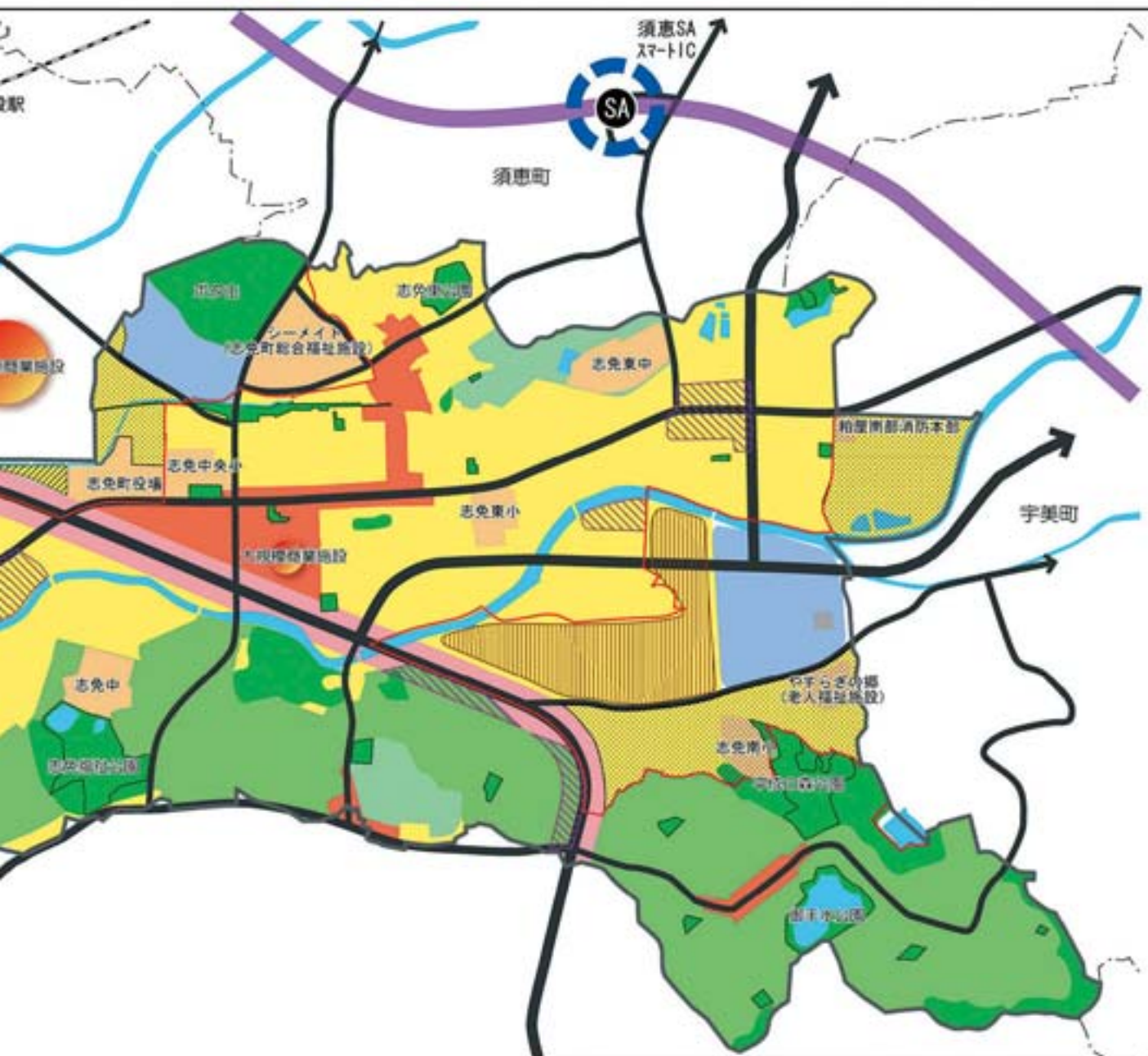
一方、町の財源や就業場所を確保するためには、商業や工業用地の計画的な維持・確保を進め、産業立地の促進を図っていく必要があります。

そこで、町民が、安全で快適な生活の確保と、誰もが郷土をこよなく愛するまちづくりを進めていくため、計画的な土地利用を図ります。



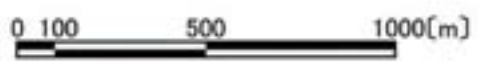
■土地利用方針図

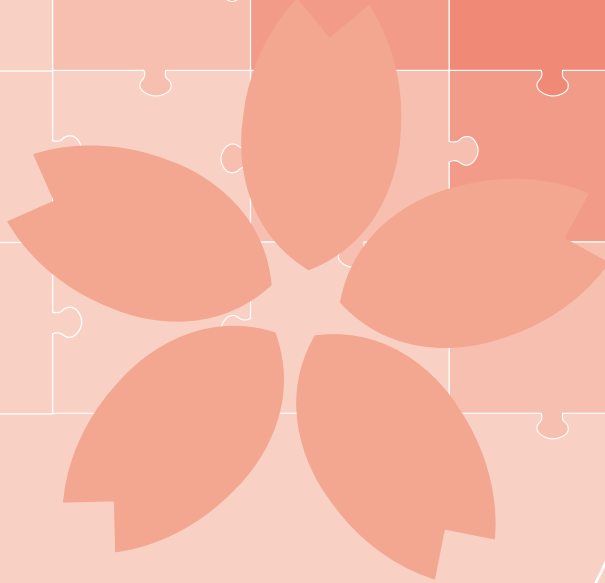
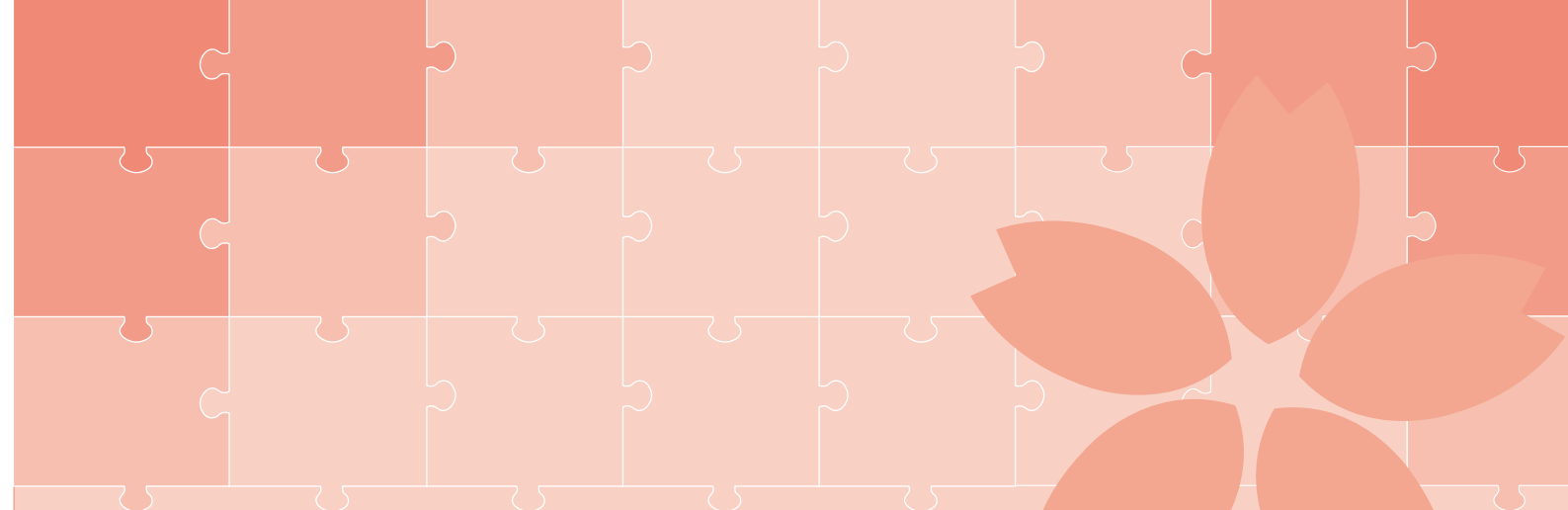




■土地利用特性

	商業・業務地		地域特性に応じた土地活用を促す区域
	沿道サービス地		用途地域の変更等による土地利用の転換を促す区域
	流通・工業地		計画的な市街地整備により農地との共存を促す区域
	一般住宅地		計画的な市街地整備による良好な住宅地等を形成する区域
	低層住宅地		交通拠点
	中高層住宅地		大規模商業施設
	公園・緑地		主要道路
	公共公益施設用地		市街化区域界





基本計画

I 施策体系図

II 基本計画



I

施策体系図

将来像

誰もが輝く
住みよいまち

ひと・環境がやさしく結びあうしめ

基本目標（政策）

人・地域づくり

1



人と地域が
にぎわうまち

子ども

2



未来の担い手と
共に育つまち

健康・福祉

3



人にやさしく
健やかなまち

自然環境

4



自然にやさしい
エコのまち

防犯・防災・住環境

5



安全で快適に
暮らせるまち

行政

6



住民と行政が
共に創るまち



施策

★前期<<平成23年度～27年度>>重点施策

1	志（こころ）ある人づくり	人権・男女共同参画
2	スポーツ・文化活動の促進	スポーツ・文化活動
3	文化財・伝統文化の保存と活用	町の歴史
4	地域活動・住民活動の支援	地域・住民活動
5	産業の支援	産業

6	子どもの権利保障	子どもの権利保障
7	★子育て支援の充実	子育て支援
8	義務教育の充実	小中学校
9	子どもの健全育成	子どもの健全育成

10	★健康づくりの推進	健康
11	★高齢者福祉の充実	高齢者
12	障害者福祉の充実	障害者
13	助け合う福祉活動の支援	その他の福祉
14	適切な医療の確保	国民健康保険

15	自然環境の保全	自然環境
16	循環型社会の構築	ごみ・リサイクル
17	省エネ・新エネの推進	省エネ・新エネ

18	防犯対策の推進	防犯
19	防災対策の推進	防災
20	交通安全の推進	交通安全
21	良好な住環境の保全	騒音・悪臭・公害
22	快適な生活基盤の整備	道路・公園・水路・上下水道
23	計画的な土地利用の推進	都市計画

24	情報共有の推進	情報公開・広聴
25	★協働のまちづくりの推進	協働
26	★財政の安定化・健全化の推進	町財政
27	効率的・効果的な行政運営	行政運営
28	町民から信頼される職員づくり	町職員人材育成

基本構想

基本計画

1

2

3

4

5

6

用語解説

資料編

II

基本計画の見方



政策

将来像を実現するための分野別の基本方針です。



施策

将来像を実現するための政策課題として設定した基礎単位です



施策の目的

「施策」が目指す姿(目的)です。

施策の目的

性別や年齢に捉われずに、互いに認め合います



人権を尊重する町民のつどい



現状

「施策」の現状を示しています。

現 状

- 近年、本町では、人口増加とともに多様な価値観を持った人が増え、家庭・地域・職場での人権に関する問題が多様化しています。町民意識調査では、「この1年間に人の言動で傷つけられたことがある」と答えた方は、若い世代に多くみられました(18~29歳では35.9%)。また、「ある」と答えた方に「それはどのようなことでしたか」と質問したところ、どの世代でも「プライバシー侵害」と答えた方が多くみられました(全世代平均で29.4%)。
- 男女がお互いを尊重し合い、あらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、責任や喜びを分かち合う「男女共同参画社会」づくりとしては、国や県で相談体制の組織化を進め、充実させてきています。しかし、性別による役割分担の考え方や意識による習慣や慣行について、町民意識調査でも「男女差別」「DV(配偶者等からの暴力)」があると回答された方がいるように(全世代平均で男女差別6.7%、DV3.4%)、家庭・地域・職場などあらゆる分野で、依然として残っているように見受けられます。
- 高齢者や障害者に対する虐待についても、「介護保険制度などにより相談・見守り体制の組織化を図ってきています。

今後の状況変化

- 今後も人口が増加し、多様な価値観を持った人が増え、人権に関する意識も変化していくと思われます。また、都市化が進むことで隣人とコミュニケーションを図るのもさらに難しくなり、人権侵害などが表面化しにくくなると思われま
- す。
- ICT(情報通信技術)の発達により、コミュニケーションの取り方が変わってくると思われ、ネット上での誹謗中傷など新たな人権侵害が発生してくるものと思われま
- す。

課 題

- 若い人を中心とした人権に関する啓発
- 相談体制の周知(人権・虐待・DV等)
- 男女が共に家庭・地域・職場などで参画できる環境づくり
- 女性に対する暴力の根絶



今後の状況変化

「施策」の今後5年間の状況変化を示しています。



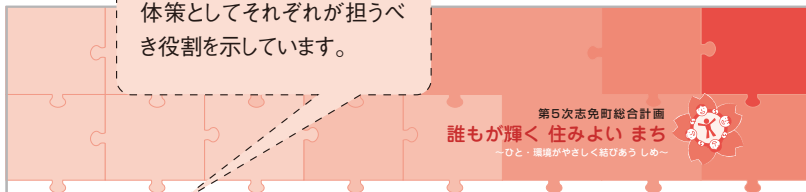
課題

「施策」の課題を示しています。



役割分担

「協働」によるまちづくりの具体策としてそれぞれが担うべき役割を示しています。



成果指標

「施策」が目指す姿(目的)の達成度を表す指標(モノサシ)です。

役割分担

町民	●町民は、性別や年齢・職業・役職に問わず、互いに認め合う意識を持つ努力をします。
地域・団体 事業所	●地域は、コミュニケーションを図りながら、関係機関と協力します。 ●事業所は、男女が共に参画しやすい環境づくりに努めます。
行政 (町のみなさん)	●町は、人権教育・男女共同参画・個人情報保護に関する啓発を行い、相談を受け付けます。また、警察など関係機関と連携します。 ●町は、相談しやすい体制づくりを行います。

目標値

計画期間の前期(平成27年度)の目標値です。

成果指標(現状値と目標値設定)

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
A 人権を侵害されたと感じた町民の割合(町民意識調査)	23.6%	20.9% (23.6%)	成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、基本構想期間10年間で女性の水準(27.6%)を男性の水準(16.2%)に下げることが目指し、平成27年度には、その半分の20.9%を目指します。
B 人権を侵害したと感じた町民の割合(町民意識調査)	15.3%	15.3% (15.3%)	成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、Aの指標である人権侵害をされたと感じた町民を減らすように努めますが、啓発により新たに自分の行為が人権侵害だと気付く人が増えると思込まれます。そこで、全体として、平成21年度の水準を維持することを目標とします。
C 高齢者・障害者虐待・DV相談件数	9件	15件 (10件)	成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、高齢者・障害者は、介護保険制度や福祉サービスによる相談体制の相乗化を図ってきているため、現状維持と見込まれます。DVについては、相談体制の充実・啓発を続けることにより、相談件数が増えると思定し、平成27年度には15件を目指します。



現状値

目標を設定するうえで基準となる数値です。「町民意識調査」や「業務データ」から取得します。

目標設定とその根拠

「施策」の成り行き値、目標値設定の根拠です。

施策の基本方針

- 若い世代が関心を持つような啓発の機会を設けます。
- 相談窓口の周知を今後も続けて、いつでも相談しやすい体制づくりに努めます。
- 男女平等の意識改革を続けていきます。

成り行き値

取組みを行わず、そのまま推移した場合の値です。

基本方針

「施策」の課題を解決するとともに、設定された目標達成に向けた取り組み(基本方針)を示しています。

施策1 志(こころ)ある人づくり

施策の目的

性別や年齢に捉われずに、互いに認め合います



人権を尊重する町民のつどい

現 状

- 近年、本町では、人口増加とともに多様な価値観を持った人が増え、家庭・地域・職場での人権に関する問題が多様化しています。町民意識調査では、「この1年間に人の言動で傷つけられたことがある」と答えた方は、若い世代に多くみられました（18～29歳では35.9%）。また、「ある」と答えた方に「それはどのようなことでしたか」と質問したところ、どの世代でも「プライバシー侵害」と答えた方が多くみられました（全世代平均で29.4%）。
- 男女がお互いを尊重し合い、あらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、責任や喜びを分かち合う“※男女共同参画社会”づくりとしては、国や県で相談体制の組織化を進め、充実してきています。しかし、性別による役割分担の考え方や意識による習慣や慣行について、町民意識調査でも「男女差別」「DV（配偶者等からの暴力）」があると回答された方がいるように（全世代平均で男女差別6.7%、DV3.4%）、家庭・地域・職場などあらゆる分野で、依然として残っているように見受けられます。
- 高齢者や障害者に対する虐待についても、※介護保険制度などにより相談・見守り体制の組織化を図ってきています。

今後の状況変化

- 今後も人口が増加し、多様な価値観を持った人が増え、人権に関する意識も変化していくと思われます。また、都市化が進むことで隣人とコミュニケーションを図るのもさらに難しくなり、人権侵害などが表面化しにくくなると思われます。
- ※ICT（情報通信技術）の発達により、コミュニケーションの取り方が変わってくると思われ、ネット上での誹謗中傷など新たな人権侵害が発生してくるものと思われます。

課 題

- 若い人を中心とした人権に関する啓発
- 相談体制の周知（人権・虐待・DV等）
- 男女が共に家庭・地域・職場などで参画できる環境づくり
- 女性に対する暴力の根絶



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、性別や年齢・職業・役職に捉われず、互いに認め合う意識を持つ努力をします。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、コミュニケーションを図りながら、関係機関と協力します。 ●事業所は、男女が共に参画しやすい環境づくりに努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、人権教育・男女共同参画・[*]個人情報保護に関する啓発を行い、相談を受け付けます。また、警察など関係機関と連携します。 ●町は、相談しやすい体制づくりを行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 人権を侵害されたと感じた町民の割合（町民意識調査）</p>	23.6%	20.9% <small>(23.6%)</small>	<p>成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、基本構想期間10年間で女性の水準（27.6%）を男性の水準（18.2%）に下げることを目指し、平成27年度には、その半分の20.9%を目指します。</p>
<p>B 人権を侵害したと感じた町民の割合（町民意識調査）</p>	15.3%	15.3% <small>(15.3%)</small>	<p>成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、Aの指標である人権侵害をされたと感じた町民を減らすように努めますが、啓発により新たに自分の行為が人権侵害だと気付く人が増える見込みがあります。そこで、全体としては、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>C 高齢者・障害者虐待・DV相談件数</p>	9件	15件 <small>(10件)</small>	<p>成り行き値については、人口増に伴い実数も増加すると見込まれますが、率としては平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、高齢者・障害者は、介護保険制度や福祉サービスによる相談体制の組織化を図ってきているため、現状維持と見込まれます。DVについては、相談体制の充実・啓発を続けることにより、相談件数が増える想定し、平成27年度には15件を目指します。</p>

()は成り行き値

施策の基本方針

- 若い世代が関心を持つような啓発の機会を設けます。
- 相談窓口の周知を今後も続けて、いつでも相談しやすい体制づくりに努めます。
- 男女平等の意識改革を続けていきます。

施策の目的

スポーツ・文化活動を通して仲間づくりをします



町民大運動会

現 状

- 町民意識調査では、「日頃からスポーツ・文化活動を行っている」と答えた方は、若い世代に低い傾向（全世代平均36.1%、18～39歳28.4%、30～39歳29.8%）となっています。また、その中で、「スポーツや文化活動を通して人との和が広がったと感じる」と答えた方が93.1%と高い結果になりました。スポーツ・文化活動は、それぞれの生活の質の向上や生きがいづくりはもちろんですが、仲間づくりに欠かせないものだと考えられます。
- 本町では、活動に利用可能な施設数に限りがあり、特にスポーツ施設は、近隣他市町でも需要に対応できておらず、使用の際の予約が難しく、新しい団体が活動の場所を確保しにくい現状もあります。
- 町内の施設は、老朽化が進んでいて、近年、毎年補修を繰り返しています。
- 近隣に民間のカルチャーセンターやスポーツクラブが増えています。

今後の状況変化

- 今後も本町では、人口増加が見込まれることから、スポーツ・文化活動への取り組みも活発になると見込まれ、活動の場所の確保がさらに難しくなってくると思われます。
- スポーツ施設及び文化施設の老朽化による改修工事のために、施設利用に制限が出てくるのが考えられます。

課 題

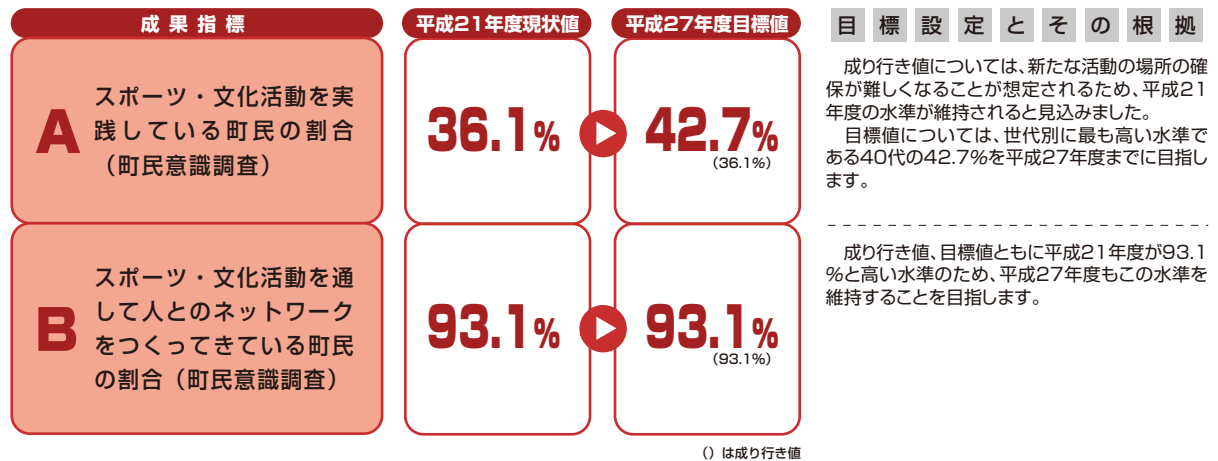
- 新たなスポーツ・文化活動に取り組むための啓発及び環境整備
- 老朽化施設の計画的な改修
- 施設を利用する人、しない人との公平性を鑑み、施設維持管理費に見合った^{*}受益者負担の見直しの検討
- 学校施設を含めた施設利用方法の検討



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、自ら学ぶ意識を高め、スポーツ・文化活動に積極的に取り組みます。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域及び団体・事業所は、町民がスポーツ・文化活動に参加できる機会を提供します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、スポーツ・文化活動に関するリーダーを育成します。 ●活動出来る場所や活動団体の情報、新しいスポーツの紹介など、さまざまな情報を提供し、環境整備を行います。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- それぞれの町民の希望に合った活動や団体の情報提供を行うとともに、施設を使わず手軽に出来るスポーツ・文化活動の推進を行います。
- 公平な施設利用のための適切な受益者負担や利用方法の見直しを行います。
- 老朽化施設の計画的な改修を行っていきます。

施策の目的

志免町の文化財や伝統文化を保存します
志免町の文化財や伝統文化を活用したまちづくりを行います



旧志免鉱業所竪坑櫓

現 状

- ^{*}旧志免鉱業所竪坑櫓は、近代の鉄筋コンクリート構造物の中で、わが国有数の高さを誇り、建設技術史上価値が高いことから、平成21年12月に、^{*}国の重要文化財（建造物）に指定されました。
- 本町では、竪坑櫓のほかにも指定された貴重な文化財があります。
【国指定史跡】七夕池古墳 【県指定文化財】観応三年銘梵字石碑
【町指定文化財】萱葉古墳群出土品・「黒田二十四騎図」絵馬
【町指定史跡】亀山石棺
- 町民意識調査では、「志免町の文化財や伝統文化を知っていますか」「志免町の文化財や伝統文化に関するイベントに見学・参加したり、歴史資料室を訪問したりしたことがありますか」の質問に対して、「文化財や伝統文化を知らない」「イベントに参加していない」と答えた方（「知らない」「あまり知らない」と答えた方は、全体平均で55.4%）は、居住年数が5年未満（「知らない」「あまり知らない」と答えた方は、居住年数が3年未満は87.0%、3～5年未満は87.3%）や、若い世代（「知らない」「あまり知らない」と答えた方は18～29歳で64.2%、30～39歳で70.2%）が高い結果となっています。

今後の状況変化

- 平成21年度に旧志免鉱業所竪坑櫓が国の重要文化財に指定されたことにより、保存・活用の計画作成が必要となっています。

課 題

- 文化財や伝統文化についてのPR（イベント、広報）
- 文化財の活用方法の研究



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、自分の住んでいる地域を理解し、志免町に対する愛着を持ちます。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域・団体は、伝統行事や地域文化を守り、ふるさと意識を高める活動を行います。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、文化財の保存に努め、その活用を推進し町民のふるさと意識を高めます。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 志免町の文化財・伝統文化を知っている町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>43.0%</p>	<p>43.0% (41.0%)</p>	<p>成り行き値については、志免町の歴史をよく知らないと思われる転入者の増加に伴い、知っている町民の割合は下がると想定し、平成27年度には、41.0%まで下がると見込みました。 目標値については、今後、さらに町民に対してのPR（イベント、広報）に努めることにより、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>B 文化財や伝統文化に触れた町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>20.0%</p>	<p>20.0% (19.1%)</p>	<p>成り行き値については、志免町の歴史をよく知らないと思われる転入者の増加に伴い、知っている町民の割合は下がると想定し、平成27年度には、19.1%まで下がると見込みました。 目標値については、今後、さらに町民に対してのPR（イベント、広報）に努めることにより、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 平成21年度に「旧志免鉱業所竪坑櫓」が国の重要文化財に指定されたことを受け、町民と共に活用の方向性を検討していきます。
- その他の文化財・伝統文化については、継続的かつ適切に保存を行い、町民に対してのPR（イベント、広報）に努め、文化財や伝統文化を知る・触れる機会を増やしていきます。

施策の目的

地域活動や住民活動に参加することを目指します



現 状

- 本町では、現在30の町内会、住民組織があり、それぞれの特性にあった地域活動が行われています。
- 総合福祉施設シーメイトでは、子どもから大人まで多くの方に利用され、福祉や健康、世代間交流等のさまざまな活動が行われています。
- 町民意識調査では、「ここ1年間で、地域活動・住民活動（ボランティア等）に参加したことがある（複数回答）」と答えた方は52.4%でした。しかし、活動されている団体では、団体のメンバーが固定化し、若い世代や転入者などの新たな参加に結びついていないなどさまざまな課題を抱えています。
- 前述の町民意識調査にて、地域活動・住民活動に参加したことが「特にない」と答えた方に、「なぜ参加されないのでしょうか（複数回答）」とその理由を質問したところ、「仕事が忙しい」が37.3%で、続いて「活動に関する情報が少ない（複数回答）」を理由に挙げた方が24.7%でした。
- 近年の社会参加意識の高揚により、自治会以外の自主的な地域活動・住民活動を行う団体は増えてきていると思われまます。

今後の状況変化

- 今後も人口が増加し、都市化が進むことで、隣人とコミュニケーションを図ることが難しくなると思われ、地域活動への参加や自治会への加入者が減ってくるものと思われまます。
- 転入者が増え、新しい住民による、新たな団体や活動が増えると思われまます。

課 題

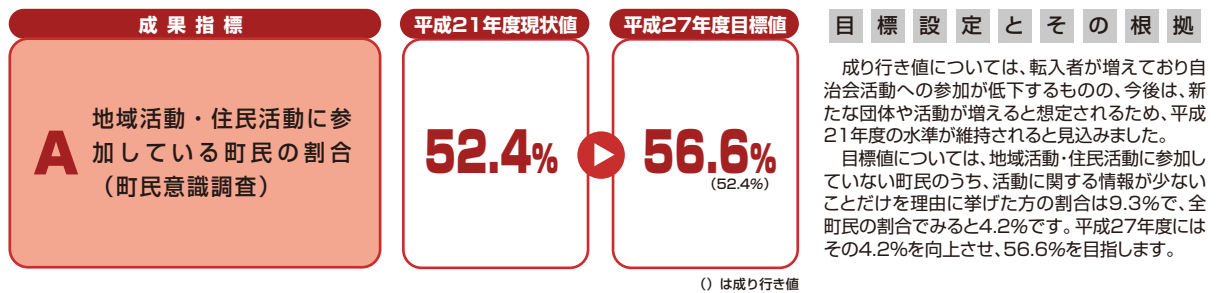
- 人材育成、意識改革（自主的な地域活動や住民活動への参加）
- 活動の場、環境の整備
- 情報共有化、情報提供
- 活動組織の見直し
- サークル等団体の活動内容等の情報の集約及び情報提供



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、地域活動や住民活動への理解を深め、協力及び参加します。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域・団体は、活動の情報を発信するとともに活動の場を提供します。 ●事業所は、地域活動や住民活動に積極的に協力及び参加します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、地域活動・住民活動の情報提供や環境整備を行い、活動への意識の高揚に努めます。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 人材育成、意識改革（自主的に地域活動や住民活動へ参加するように）を行い、第一線をリタイアした方など、さまざまな方が活躍できる環境づくりを進めます。
- 活動の環境の整備については、活動の場となる施設（シーメイトなど）の利便性を良くするために、使用ルールづくりを検討していきます。
- 住民活動・地域活動・サークル等、団体の活動組織の見直しやネットワークづくりを行い、その活動内容等の情報の集約に努め、町民への情報提供を行います。

施策の目的

農業・工業・商業の安定した経営を目指します



現状

- 町域が8.7km²と狭いため、産業用地として利用できる土地が限られています。そのため、[※]第1次産業（農業）及び[※]第2次産業（工業）の今後の大きな展開が難しい状態です。
- [※]第3次産業（商業）としては、（人口密度に対する）飲食店が多く、町が細長い形であり、町内での商圈（別府・志免中央・東区・田富など）がいくつかに分かれています。
- 小売業は、近年の経済状況の悪化や、近隣の大型店舗の出店のため、厳しい現状にあります。しかし、商工会の商品券事業（町支援）などにより、小売店舗の販売額の大幅な減少を防いでいる状態です。

今後の状況変化

- 土地利用も含めて、産業的に大きな変化は見込まれません。
- 今後の人口増加による、消費の増加が見込まれます。

課題

- 事業所減少を食い止めるための施策
- 町内での消費拡大を図る施策の調査研究



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、町内での購買に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、健全な経営に向けて自助努力を行います。 ●農家は、適切に農地の管理を行います。 ●団体（商工会等）は、健全な経営に向けて、連携や生産支援を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、町内での購買を促します。 ●商工業者（商工会）への支援を行います。 ●農地を維持管理出来るように支援します。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 事業所数</p>	<p>(平成18年度) 1,518 事業所</p>	<p>1,518 事業所 (1,500事業所)</p>	<p>成り行き値については、平成18年度の水準である1,518事業所が経済状況の落ち込みから、やや減少して1,500事業所と見込みました。 目標値については、事業所の減少を食い止め、平成18年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>B 農家数</p>	<p>(平成17年度) 169戸</p>	<p>169戸 (160戸)</p>	<p>成り行き値については、平成17年度の水準である169戸が[※]高齢化・宅地化に伴い、やや減少して160戸と見込みました。 目標値については、農家数の減少を食い止め、平成27年度には、平成17年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>C 事業所の販売額</p>	<p>(平成19年度) 商業1,711億円 工業 241億円 計 1,952億円</p>	<p>1,900 億円 (1,700億円)</p>	<p>成り行き値については、過去の実績を考慮し、低い水準だった、商業1,500億円（平成11年度1,476億円、平成14年度1,686億円、平成16年度1,985億円、平成19年度1,711億円）、工業200億円（平成16年度212億円、平成17年度205億円、平成18年度204億円、平成19年度241億円、平成20年度223億円）から、1,700億円が続くと見込みました。 目標値については、経済状況の悪化も考慮し、平成27年度には、平成19年度の水準を若干下回る1,900億円を目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 国、県の政策に基づく農業支援を継続していきます。
- 商工会を通じて商工業製品販売PRなど、町内での消費拡大を図る施策の調査研究を進めます。

施策の目的

子どもの権利が守られ、子どもの権利を守ります



子どもの権利フェスタ

現 状

- 本町では、平成19年4月に九州の自治体では初となる「***志免町子どもの権利条例**」が施行され、中学生から18歳までの子どもの居場所づくり、子どもの権利に関するイベント、相談業務の取り組みを推進しています。
- 子育て支援課アンケートでは「自分がまわりから大事にされていると感じる」子どもは、90%と高い結果となっています。また、町民意識調査では、「志免町の子どもが自分を含めたまわりの大人たちから大事にされていると思いますか」と質問したところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた方は64.3%になりました。
- *虐待防止庁内連絡会議**を毎月開催し、情報収集に努めているため、以前よりも虐待把握件数は増え、早期発見、早期対応が取れるようになりました。
- *次世代育成支援**に関するニーズ調査では、子どもの権利条例の認知状況をみると、「名前も知らない」が就学前児童の保護者で44.4%、小学生保護者で28.2%で、内容を含めた認知度は、依然低い状況です。

今後の状況変化

- 全国的な少子化の中、本町では子どもの数は増加しており、小学校児童数は平成27年度にピークを迎え、中学校生徒数は平成32年度にピークを迎える見込まれます。今後も***核家族化**や地域社会の変容から子どもを取り巻く環境は、年々変化していくことが予想されます。

課 題

- 子どもの権利の普及
- 地域と連携した虐待の未然防止・早期発見に向けた啓発



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。 ●町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。 ●町民・保護者は、町、*子ども施設関係者とお互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども施設関係者は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。 ●子ども施設関係者は、町、保護者、町民とお互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。 ●町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。 ●町は情報の周知・啓発に努めます。 ●町は、町民、保護者、子ども施設関係者とお互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 自分がまわりの人から大事にされていると感じる子どもの割合（子ども意識調査）</p>	90.0%	92.8% (90.0%)	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準のため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、*次世代育成支援後期行動計画で平成26年度目標値として掲げた小学生95%、中学生代90%の平均値である92.8%を、平成27年度には目指します。</p>
<p>B 子どもを大事にしている大人の割合（町民意識調査）</p>	64.3%	67.8% (64.3%)	<p>成り行き値については、今後さらに、核家族化や少子化が進み、子育てに不安が多いと言われる社会情勢の中では、高い水準であると考えられ、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、子どもを大事にしていると答えた方の割合が、最も高い南小学校区の水準71.2%を基本構想10年間の目標として、平成27年度には、その半分の67.8%を目指します。</p>
<p>C 児童虐待相談件数</p>	44件	74件 (44件)	<p>成り行き値については、相談によって解決する件数と新規相談の件数の両方があることから、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、今後の児童数の増加や、啓発を進めることで早期発見・通報が増えると考えられます。しかし、早期解決を図ることで、新規及び継続する相談件数を含めて毎年5件増加すると見込み、平成27年度には74件に抑えられることを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 子どもの権利を正しく理解し、保障していくために、志免町子どもの権利条例に基づく行動計画を策定するとともに、広報やホームページへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を充実させます。
- 地域と連携した虐待の未然防止・早期発見に向けた啓発としては、相談機関があり、相談員がいることを子ども及び地域に伝えていきます。

施策の目的

子どもを安心して育てることができます



子育て広場

現 状

- 全国的な少子化の中、本町では子どもの数は増えており、**※合計特殊出生率**は全国平均を上回っています（平成20年志免町1.56人、全国及び福岡県1.37人）。
- 町内には4カ所の町立保育園と認可された私立保育園3カ所があり、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、**※特定保育**なども行っています。
- 放課後、仕事などの事情により、放課後家庭に保護者がいない児童を対象とした学童保育所を志免町学童保育連合会が運営しています。
- 町民意識調査では、「子どもを育てやすいまちだと思いますか」の質問に対し「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた方は、56.9%となっています。また、そのうち18歳以下の子どもを持っている方だけみると、67.1%と高い数値になっています。

今後の状況変化

- 本町の子ども数は、0歳～就学前までは平成24年度まで増える見込まれています。また、小学校児童数は平成27年度まで、中学校生徒数は平成32年度まで増える見込まれ、さらに子育て支援に対する需要は増加するものと思われます。
- 一人親家庭や、就労を始める母親が増えている傾向にあり、今後も続く見込まれ、さらに子育て支援に対する需要は増加するものと思われます。

課 題

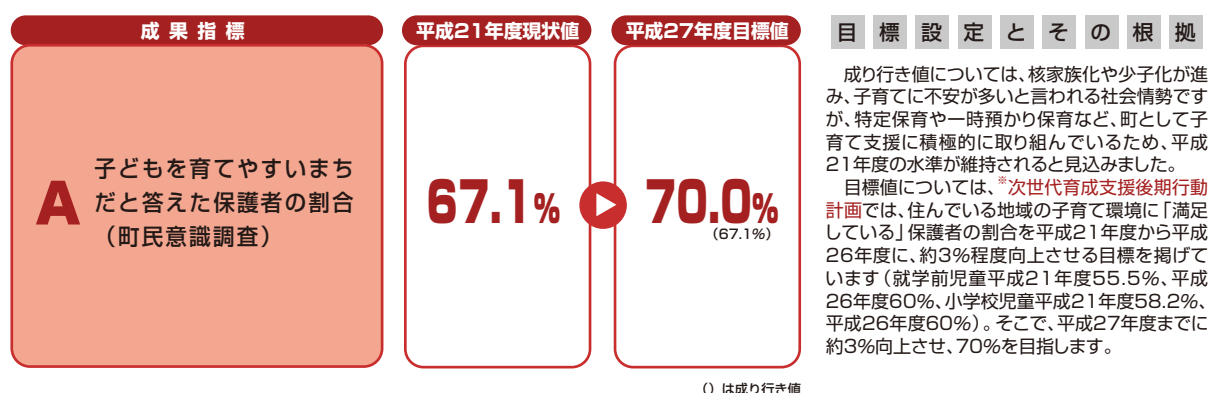
- 子育て世帯の増加に伴う対応（**※待機児童**解消等）
- 一人親家庭に対する支援
- 地域や事業所、行政が一体となった子育て支援（**※核家族化**や社会情勢の変化に伴う不安感・負担感の解消）



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者は子育ての第一義的責任者であることから積極的に子どもに関わります。 ●町民と保護者は、子育てに関する取り組み(町・地域・団体等)に積極的に参加します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、「子どもは社会の宝」という観点で、子どもを地域で育てるという意識を持ち、子どもの視点での積極的な*コミュニティづくりをします。 ●事業所は、従業員が子育てしやすい環境(労働条件の整備、仕事と家庭の両立支援)を整えます。また、子育て支援のサービス提供を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、保護者が安心して子育てできるように支援します。 ●町は、地域の子育て支援の充実を図るために、地域への支援を行います。 ●町は、事業所に対する子育て支援の情報提供を行います。

成果指標(現状値と目標値設定)



施策の基本方針

- 今後も増加が見込まれる待機児童の解消及び保育内容の充実(人口増加と施設老朽化に対応した保育所の移転・新築、民営化)を図ります。
- 一人親世帯に対する精神的な負担軽減を図るため、*家庭生活支援員の派遣など、県制度を活用した取り組みの周知を行います。
- 子育て支援に対する事業所の役割周知(事業所内保育施設の設置や育児休暇取得促進等)及び取り組みの働きかけ(託児所併設型マンションの設置協議等)を推進します。
- 地域で子育てに関する情報交換や相談が出来る環境づくりのため、子育て中の親子が参加できる機会の提供を行います。

施策の目的

生き活きと学び、生きる力を身につけます



立志式

現 状

- 本町では、年々、児童生徒数は増加しており、^{*}教育相談員や^{*}学級補助員の配置は、近隣と比較して手厚く行っています。
- 平成18年12月に^{*}教育基本法の改正が行われ、^{*}学校教育法、^{*}地方教育行政の組織及び運営に関する法律、^{*}教育職員免許法が改正されました。
- ^{*}全国学力・学習状況調査で「学校で好きな授業はありますか」と質問したところ「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた本町の児童・生徒は、小学校93.8%、中学校74.2%となっています。
- 全国的にみても、子どもの体力低下が問題視されています。
- ^{*}全国体力・運動能力、運動習慣等調査で「運動を実施していますか」と質問したところ「毎日」「ときどき」と答えた本町の児童・生徒は、小学校87.8%、中学校75.6%となっています。
- 平成21年度の不登校児童・生徒の割合は小学校0.18%、中学校2.57%となっています。

今後の状況変化

- 小学校児童数は平成27年度にピークを迎え、中学校生徒数は平成32年度にピークを迎える見込みです。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもが年々増加しており、今後も増える見込まれます。
- 平成23年度には小学校、平成24年度には中学校で^{*}新学習指導要領が完全実施されます。

課 題

- 施設の老朽化及び児童生徒数増に対応するための施設整備（耐震化含む）
- 特別な教育的支援を必要とする子どもの対策
- 学校運営への地域の協力
- 外遊びや運動の機会の確保



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒は、思いやりの心を持ち、学力を高め、仲間と望ましいコミュニケーションをとりながら、国際社会を生きる力を身につけ、自己実現を図ります。 ●保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせます。また、積極的に学校行事に参加します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、子どもを見守り、地域のよさを子どもたちに伝えます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、人間性、創造性、社会性、国際性の観点から、各学校での授業改善の在り方についての指導助言及び評価を行います。また、子ども達の創造性を高めるための取り組みを検討・実施します。 ●町は、教育環境の整備を行います。 ●町は、学校緊急情報システムの運営を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 学校で好きな授業があると答えた児童、生徒の割合（全国学力・学習状況調査）</p>	<p>小学校 93.8%</p> <p>中学校 74.2%</p>	<p>小学校 93.8%</p> <p>中学校 78.6% (小学校 90.9% 中学校 74.7%)</p>	<p>成り行き値については、過去3力年の平均水準が今後続くと考え、3力年平均値である小学校90.9%、中学校74.7%と見込みました。 目標値については、平成27年度には、過去3力年で最も高い水準である小学校93.8%、中学校78.6%を目指します。</p>
<p>B 不登校児童・生徒の割合（保健室登校の児童生徒含む）</p>	<p>小学校 0.18%</p> <p>中学校 2.57%</p>	<p>小学校 0.18%</p> <p>中学校 1.92% (小学校 0.28% 中学校 2.50%)</p>	<p>成り行き値については、過去5力年の平均水準が今後続くと考え、5力年平均値である小学校0.28%、中学校2.50%と見込みました。 目標値については、平成27年度には、過去5力年で最も良い水準である小学校0.18%、中学校1.92%を目指します。</p>
<p>C 運動をしていると答えた児童、生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査）</p>	<p>小学校 87.8%</p> <p>中学校 75.6%</p>	<p>小学校 87.8%</p> <p>中学校 75.6% (小学校 84.8% 中学校 72.6%)</p>	<p>成り行き値については、運動する子どもが毎年0.5%程度減少すると考え、5力年で2.5%（40人学級で1名）減少すると見込みました。 目標値については、これ以上の減少を抑えるために、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 特別な教育的支援を必要とする子どもについては、今後も継続的に学級補助員の配置や不登校支援教室の取り組みを行います。
- 学校運営への地域の協力については、登下校の見守りやボランティアをさらに募っていきます。
- 運動については、休み時間での外遊びやクラブ活動を奨励します。
- 教育環境については、施設の老朽化及び児童生徒数増に対応するための施設整備（耐震化含む）を計画的に進めていきます。

施策の目的

子どもは、心も身体も健やかに育ちます
地域全体で子どもを育てます



現 状

- 全国的な少子化の中、本町では子どもの数は増えており、それに伴い、心と身体に問題のみられる子どもも増加しています。
- 運動不足により、肥満の子どもが増えてきています。また、スポーツ活動においては、種目が多様化していますが、ジュニアクラブでは年々、活動に参加する子どもが減ってきており、継続した活動が厳しくなっています。
- 発達の気になる子どもが増えており、近隣他市町と比べ発達の気になる未就学児童への対応に努めています。
- 近年、地域社会の変容などにより、子ども会などの育成会活動に支障が出てきています。
- 平成19年度に不登校などの子どもの居場所（リリーフ）を開設し、平成21年度101人が登録しています。
- 町民意識調査では、「この1年間で子どもに関する活動に参加したことがありますか」の質問に対し、24.4%の大人が「地域・サークル活動」に参加したことがあると答えています。また、子育て支援課アンケートで子どもにも同じ質問をしたところ、70.9%が「参加したことがある」と答えています。
- 子育て支援課アンケートで「自分の周りにあいさつや相談等ができる近所の大人はいますか」の質問に対して、88.6%の子どもが「いる」と答えています。




今後の状況変化

- 発達の気になる子どもが増えてきており、今後も増えることが見込まれます。
- 子どもの肥満が増えてきており、今後も増える見込まれます。
- 都市化が進み、子ども会などの育成会活動にさらに支障が出てくると見込まれます。

課 題

- 発達の気になる子どもに対する就学前と就学後の継続的な支援
- 子どもに関する地域・サークル活動や居場所づくりに対する保護者・地域の理解と協力
- 子どもに関する地域・サークル活動のリーダーの育成
- 子どもの規則正しい生活習慣の確立

役割分担

 <p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもは、自ら進んで地域・サークル活動などに参加します。 ●保護者は、地域とのつながりを重視し、子ども達の健全育成に第一義的に責任を持ちます。 ●保護者は、子どもを健康に育てます。 ●町民は、子どもの健全育成のための地域・サークル活動などに積極的に関わります。
 <p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・団体は、子どもの健全育成のための地域・サークル活動などを行います。 ●地域・団体は、子どもを地域で見守ります。
 <p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、積極的な活動が出来る事業の整備や推進体制（子どもに関する行事の開催及び支援、子ども関連施設・設備の充実）を整えます。 ●町は、町内の子どもの健全育成の情報を収集し、情報提供を行ない、子ども関連施設や地域と連携を図っていきます。 ●町は、子どもの健康のために健診や[*]食育を推進します。



成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値
A 子どもに関する地域・サークル活動に参加した大人の割合（町民意識調査）	24.4%	24.4% (22.2%)
B 子どもに関する地域・サークル活動に参加した子どもの割合（子ども意識調査）	70.9%	70.9% (68.7%)
C 自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合（子ども意識調査）	88.6%	88.6% (86.4%)
D 痩身及び肥満傾向以外の子どもの割合（3歳児・小学2年生・6年生）	3歳児 94.5% 小学校2年生 94.3% 小学校6年生 86.9%	3歳児 94.5% (94.5%) 小学校2年生 94.3% (94.3%) 小学校6年生 86.9% (84.4%)

() は成り行き値

目標設定とその根拠

成り行き値については、近年、子どもに関する活動の参加者が減っているため、今後も減少すると考えられます。そこで、平成27年度には現在の東小学校区の水準である22.2%まで下がると見込みました。

目標値については、これ以上の減少を抑えるため、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。

成り行き値については、近年、子どもに関する活動の参加者が減っているため、今後も減少すると考えられます。そこで、平成27年度には、Aの数値が2%程度下がることと同じ傾向が見込まれるとして、68.7%まで下がると見込みました。

目標値については、これ以上の減少を抑えるため、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。

成り行き値については、近年、子どもに関する活動の参加者が減っているため、今後も減少すると考えられます。そこで、平成27年度には、Aの数値が2%程度下がることと同じ傾向が見込まれるとして、86.4%まで下がると見込みました。

目標値については、これ以上の減少を抑えるため、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。

成り行き値については、3歳児、小学2年生は食生活や運動習慣に大きな変化が見込まれないため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。小学6年生については、運動する子どもが毎年0.5%程度減少すると考え、5力年で2.5%（40人学級で1名）減少すると見込みました。

3歳児の目標値については、現状値が既に94.5%と高い水準であることから平成21年度の水準が維持することを目指します。小学2年生・小学6年生の目標値については、現状値が国の過去4年間の平均水準（小学2年生93.6% 小学6年生86.8%）よりも高いことから、平成21年度の水準を維持することを目指します。

施策の基本方針

- 発達の気になる子どもに対して、就学前・就学後にも継続的に支援を行えるような体制を整えます。
- 子ども居場所づくりのため、地域や団体と協力し、支援を行います。
- 子どもに関する地域、サークル活動のリーダーの育成に取り組みます。
- 子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせるための保護者への啓発に努めます。

施策の目的

健康な人も病気を持つ人も健康を保ち、
向上していきます



特定健診

現 状

- 町民意識調査では、「健康のために何か心掛けている（1つ以上）ことがある」と答えた方は93.4%と高い結果となっています。
- 健診機会が増えてきたこと、また以前より無料健診を実施してきたこともあり、健診受診率が平成20年度で、糟屋地区（1市7町）内でも2位と高く、健康意識が高い状況です。
- 福岡市に隣接し、県内でも、医療機関（病院・診療所、歯科医院）が多く、病院に受診しやすい環境が整っており、健診（検診）やリハビリテーションを受けやすい状況です。
- 病気を持つ人の中には、***生活習慣病**の方が多く、あらゆる機会を捉えて町民に健康教育を行っています。
- 国における制度（がん検診・基本検診）の改正などにより、国からの検診費用に対する補助金交付が無くなり、町の負担が増えています。

今後の状況変化

- ***団塊の世代**が高齢者となり、***高齢化率**が上がり、病院への受診者が増えるとともに、健診の対象者が増えることが見込まれます。
- 新型インフルエンザ等、新しい感染症が発生する可能性があり、家庭や地域における予防対策が重要になってくると考えられます。

課 題

- 疾病の早期発見と早期治療
- 生活習慣病への対策（***特定健診**の受診率の向上と保健指導の充実）
- 健康意識の醸成（運動や食生活を通じた健康増進）
- 心の健康づくりのための啓発
- 年齢制限等の対象外の受診希望者への検診機会の検討
- 健診を継続していくための***受益者負担**の見直し



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、自ら健康について意識を高めます。 ●町民は、地域や*コミュニティで、積極的に健康づくり活動を展開する担い手となって、町民自ら健康になります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、従業員の健診機会の提供や受診しやすい環境づくりに努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、町民の健康に対する啓発を行い、情報提供や活動を通じて、健康に生活ができる環境づくりの支援をします。 ●町は、住民と*協働による事業を行いながら地域やコミュニティで自主的に活動できる環境づくりを支援します。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 日頃、健康のための取組み（3項目以上）を行っている町民の割合（町民意識調査）</p>	68.7%	75.0% <small>(68.7%)</small>	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準であると考えられるため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現在、健康のための取組みを、2つ取り組んでいる方が15%であり、平成27年度までにその半分の7.5%の方に3つ以上取り組んでもらい、75.0%を目指します。</p>
<p>B 心身がともに健康だと感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	68.7%	70.0% <small>(68.7%)</small>	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準であると考えられるため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、Aの指標が目標値に近づいても、心身が健康だと実感するためには時間がかかると思われるため、平成27年度には、70%を目指します。</p>
<p>C 「健康に問題なく元気である」「病気はあるが日常生活に支障はない」と答えた高齢者の割合（町民意識調査）</p>	89.1%	90.0% <small>(89.1%)</small>	<p>成り行き値については、現状が既に高い水準であるため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、既に9割近い高い水準にあるため、平成27年度にもこの水準である90%を目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 疾病の早期発見・早期治療のため、国により効果が立証された検診の機会を拡充していきます。
- 生活習慣病対策は、特定健診の受診率を向上させ、保健指導を充実させます。
- 幼い頃から健康づくりに意識を持つことや取り組みを奨励し、高齢者については生きがいづくりや*生涯学習（仲間づくり）も取り入れ、健康づくりに結びつけるようにしていきます。
- 心の健康づくりは、国・県で進める取り組みの情報提供を行い、相談体制を検討していきます。
- 健診を継続していくために、健診を受ける人と受けない人との公平性等を考慮した検診料の受益者負担の見直しを行います。

施策の目的

高齢者が地域で安心して暮らし続けます



転倒骨折予防教室

現 状

- 本町では、[※]老人福祉法に基づき、[※]志免町高齢者福祉計画を策定し、高齢者の生きがいづくり、在宅生活を支えるサービスの提供、高齢者の活動の支援等、さまざまな高齢者福祉に取り組んでいます。
- 本町の65歳以上の高齢者数は、平成18年は7,158人でしたが、平成22年4月には7,898人と増加しています。その内、一人暮らし高齢者（住民基本台帳上）は、平成19年4月は1,408人でしたが、平成22年4月には1,681人と増加しています。
- 本町の総人口に占める高齢者人口の割合を表す[※]高齢化率は18.2%（平成22年4月1日現在）で、国21.5%や福岡県22.7%に比べると低い状況ですが、着実に高齢化が進んでいます。また、町内においては、居住地域により高齢化率に大きな偏りがあります。
- 本町の[※]特定健診時の調査で把握した介護予防[※]特定高齢者の割合は2.2%（平成21年度）です。また、[※]介護保険要介護認定率は、平成18年3月末は16.3%で、平成18年度から若干低く推移し、平成22年3月末では14.8%となっています。
- 町民意識調査では、「地域で高齢者が生活するときに特に心配になることがある」と答えた方は、健康（21.0%）、買物（15.2%）、防犯（7.6%）の順になっています。

今後の状況変化

- 高齢化率は、[※]団塊の世代が高齢期を迎えることにより、今後、確実に上昇していくものと考えられます。また、就労意欲の高い高齢者の増加が見込まれます。
- 一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯や[※]認知症高齢者の増加が予測されます。
- 居住地域による高齢化率の偏りがさらに広がっていくことが予測されます。
- 平成24年度には、[※]介護予防事業を含む[※]介護保険制度全般の見直しが行われます。
- 介護保険の[※]地域密着型サービスが、今後、充実していくものと考えられます。

課 題

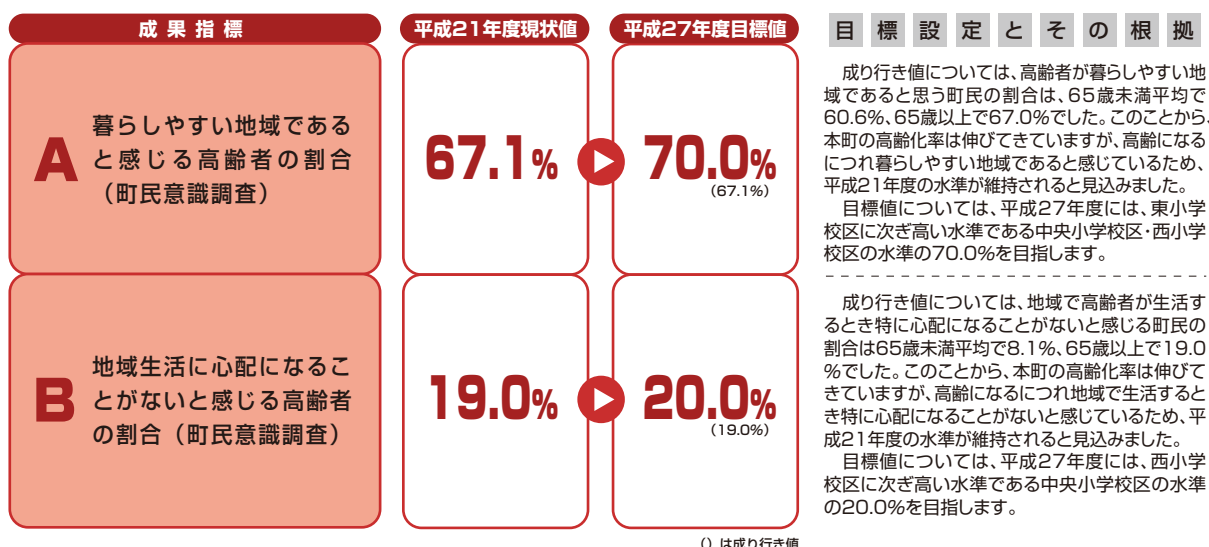
- 高齢者の居場所づくりの充実や、新たな価値観を持つ高齢者の就労環境づくり
- 介護予防教室で学んだことを住んでいる地域で続けることのできる体制・仲間づくり
- 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に対する地域の見守り体制の充実
- 認知症高齢者への支援
- 地域で暮らし続けるために介護保険制度を利用したサービスの提供と環境づくり
- 買物など日常生活の支援に関する情報提供



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者は、自らが積極的に社会参加し、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるようにめます。 ●町民は、高齢者を敬い、温かく見守ります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、高齢者を見守り、地域での暮らしを支えます。 ●事業所は、適切な介護サービスを提供します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、高齢者の社会参加を促すと共に、介護保険サービスなどを提供し、できるだけ住み慣れた地域で生活を送れるように支援します。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- シーメイトを中心とした高齢者の生きがいづくりや、多目的広場を利用した高齢者の健康づくりを進めます。また、高齢者の知識・技能・経験をいかした就労環境づくりを促進します。
- 介護予防事業の充実を図り、地域でも取り組める体制を関係機関とも協力しながら整えていきます。
- 見守り実施者等の関係者で構成する^{*}志免町高齢者見守り等ネットワーク連絡会において、効果的に一人暮らし等高齢者を見守る体制の充実を図ります。
- 元気に活動している高齢者も対象として、認知症予防を周知・啓発していきます。また、認知症を正しく理解し、地域で見守る体制づくりを進めるため認知症サポーターの養成を図ります。
- ^{*}福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画に沿って、介護サービスを提供し、できるだけ地域で暮らし続けるための環境づくりを図ります。
- 買物等日常生活に関する不安を軽減するための情報提供及び事業者や地域との連携について検討します。

施策12 障害者福祉の充実

施策の目的

障害のある方が地域で安心して暮らします



耳のシンボルマーク

現 状

- 本町では、[※]障害者自立支援法に基づき策定した、[※]志免町第2期障害福祉計画において、[※]自立支援給付及び[※]地域生活支援事業の見込み量とその提供体制を定め、障害のある方の自立と社会参加のための障害者福祉に取り組んでいます。
- 本町では、ここ数年、[※]行財政改革の観点から、他の自治体にはない単独のサービスを廃止しましたが、[※]身体障害者、知的障害者デイサービス等近隣の自治体と比較して多様な障害者福祉サービスを展開しています。
- 本町の障害者数（[※]障害者手帳所持者数）は、平成22年4月現在で、身体障害者1,511人、知的障害者247人、精神障害者151人となっています。
- 障害者手帳適用範囲の拡大により、障害者手帳の交付を受ける人が増えています。
- 相談支援体制については、障害の種別に対し、的確な相談に応じるため専門性を持つ相談事業者と連携しています。
- [※]一般就労については、国や福岡県の専門機関と[※]特別支援学校や[※]就労移行支援事業者等が連携して進めています。
- 町民意識調査では、「ここ1年間で困っている人を見かけたときに、声かけや協力をしたことがありますか」という質問に対して、「気になったができなかった」と答えた方が18～29歳で11%と、他の世代に比べて高くなっています。

今後の状況変化

- 平成18年4月に施行された障害者自立支援法が廃止され、新たな法律が平成25年8月までに施行されることとなっています。
- 新たな法律は、「障害者福祉の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援する」ことを基本として制定されることから、大きく改正されることが予想され、制度の内容や利用方法等について、多くの問い合わせが寄せられることが考えられます。
- 今後も、障害者手帳適用範囲の拡大等により、障害者手帳所持者の増加が予想されます。

課 題

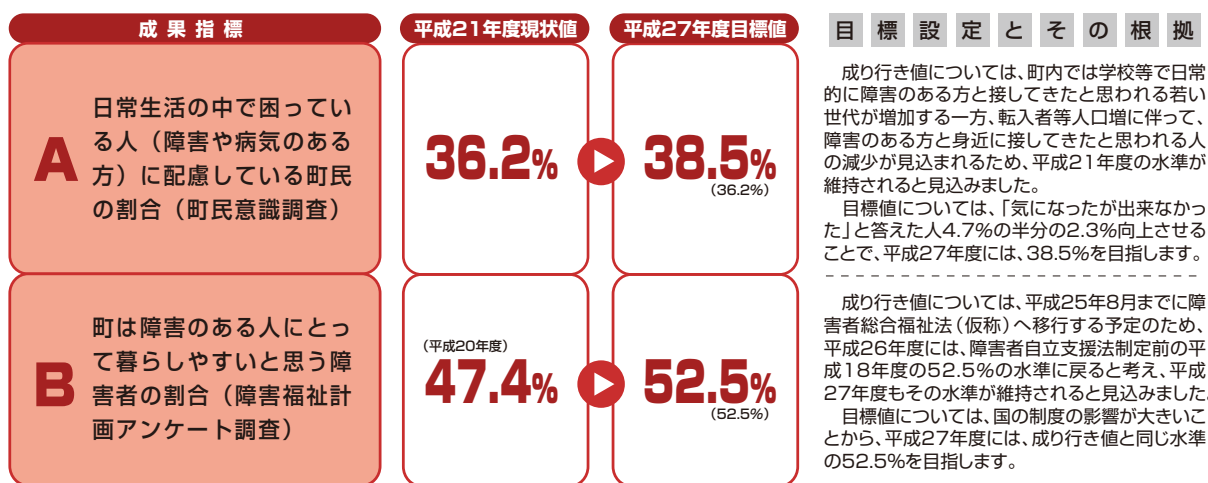
- 制度改正への的確な対応とサービス内容等の周知
- 相談支援体制の強化
- 一般就労、相談支援体制、[※]自助グループ、各種研修会等に関する情報提供



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある方は、自らが自立への取り組みを行い、また地域団体やサークルに加入するなど社会参加を図ります。 ●町民は、障害のある方を理解し、共に地域で生活ができるように支援します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●商工会は、一般就労に関して、*障害者就業・生活支援センターと町と連携を取り、情報提供を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、自立支援給付において利用者に適したサービスと、地域生活支援事業の各種サービスの効率的な提供を行うことにより、自立と社会参加を支援します。 ●町は、障害のある方についての正しい理解を深めるための活動を支援します。 ●町は、一般就労に関して、障害者就業・生活支援センターと商工会と連携を取り、情報提供を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）



() は成り行き値

施策の基本方針

- 国の障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月までに障害者総合福祉法（仮称）へ移行する予定のため、その対応を適切に進めていきます。
- 相談支援体制の強化については、*糟屋中南部6町で*障害者自立支援協議会の設置に向けて協議を進めます。また、事業者が障害の種別ごとに障害者からの相談に応じる窓口を行っていることから、それぞれの事業者に関する情報を提供します。
- 一般就労については、福岡県の障害者就業・生活支援センターと連携しながら町内の事業所を対象に説明会を行います。
- 障害者の社会参加に向けて、障害のある方たちが自主的に交流しているサークルやグループの情報及び障害について学ぶさまざまな研修についての情報を提供します。

施策13 助け合う福祉活動の支援

施策の目的

ひとりひとりが助け合い、地域での生活を支えます



福祉体験

現 状

- 本町は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進み、町民の価値観が多様化するとともに、マンション等が増え、住まいのあり方や隣・近所の環境が大きく変化しています。また、プライバシーを気にする人が増え、地域が本来持っている^{*}相互扶助、近所の助け合い意識が薄れてきています。
- 若い世代は、働いている人が多く、社会とのつながりが維持できているため、特に地域での生活に支障は少なく、近所の助け合いの意識が希薄になりつつあると思われます。
- 一人暮らし高齢者等は、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、何らかの近所の助け合いが必要と考えられます。町内会の地域活動や^{*}民生・児童委員の支援、^{*}社会福祉協議会の活動により、その生活が維持できていると思われます。
- 町民意識調査では、「近所付き合いはほとんどしない」と答えた方が11.9%となっています。
- 町民意識調査では、家族・親族以外で相談できる人は、「町内の友人・知人」42.9%、「町外の友人・知人」47.8%、「^{*}民生委員」2.5%、「社会福祉協議会」2.5%、「役場」5.6%となっており、「特にない」と答えた方が24.2%となっています。

今後の状況変化




- さらに都市化が進むと、近所の助け合いの意識はますます希薄になる可能性があります。しかし一方では、一人暮らし高齢者等が今後も増加すると予想され、近所での助け合いは必要不可欠になると思われます。

課 題

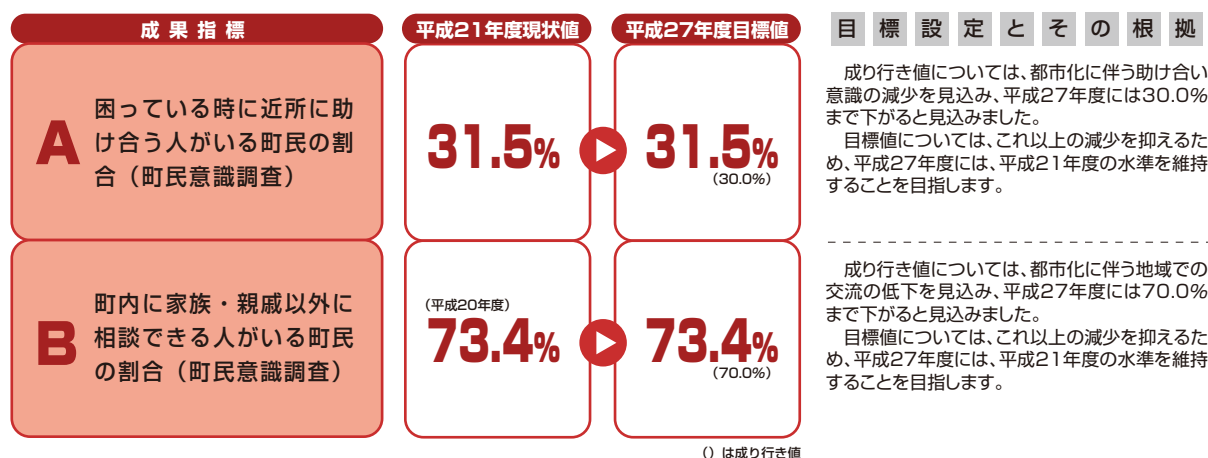
- 地域力のある^{*}コミュニティの充実
- ^{*}地域福祉活動の担い手の継続的な確保
- 地域福祉活動への参加促進



役割分担

 <p>町民</p>	<p>●町民は、お互いが助け合うとともに、各団体に協力します。</p>
 <p>地域・団体 事業所</p>	<p>●団体は、地域及び町と連携し、支援活動やさまざまなサービス提供を通じて地域福祉活動を推進します。 ●地域は、町民の助け合いができるような組織づくりを進めます。</p>
 <p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、町民の助け合いができるような組織を支援し、協力します。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 新たな地域コミュニティについて、地域住民と町職員がともに考える制度の導入に合わせ、地域の一体感や人とのつながりなど、地域での助け合いを築く仕組みづくりを検討します。
- 地域福祉活動の担い手を継続的に確保するため、今後も社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、町内会等関係機関と連携を図ります。
- 町民が地域福祉活動に積極的に参加できるように情報提供を行います。

施策の目的

必要なときに安心して医療を受けられます



粕屋中南部休日診療所

現 状

- 本町は、福岡市に隣接し、県内でも、医療機関（病院・診療所、歯科医院）が多く、病院に受診しやすい環境が整っており、また、町内においても人口増加とともに医療機関も増え、診療科目も多様となってきました。町民意識調査でも、「病院を受診しやすい」と答えた方が71.4%と高くなっています。
- 粕屋中南部休日診療所を^{*}粕屋中南部6町で運営し、休日における急病患者の対応を行っています。
- 年々、国民健康保険の一人当たりの医療費が増えてきていますが、個人が払う保険税額は上げず、現状維持としているため、財政を圧迫しています。
- 粕屋地区（1市7町）の中で、平成20年度の^{*}国民健康保険税の徴収率は7番目です。
- 町民意識調査では、「休日・夜間や救急時の医療機関の情報を得られている」と答えた方は、74.9%と高くなっています。

今後の状況変化

- ^{*}医療保険制度の見直しが予測されます。
- ^{*}高齢化が進み、今後も町の^{*}医療給付費が増えることが見込まれます。
- 経済状況の悪化により、今後も国民健康保険の加入者が増え続け、また、納付状況が悪化することも予測され、町の国民健康保険財政のさらなる悪化が見込まれます。

課 題

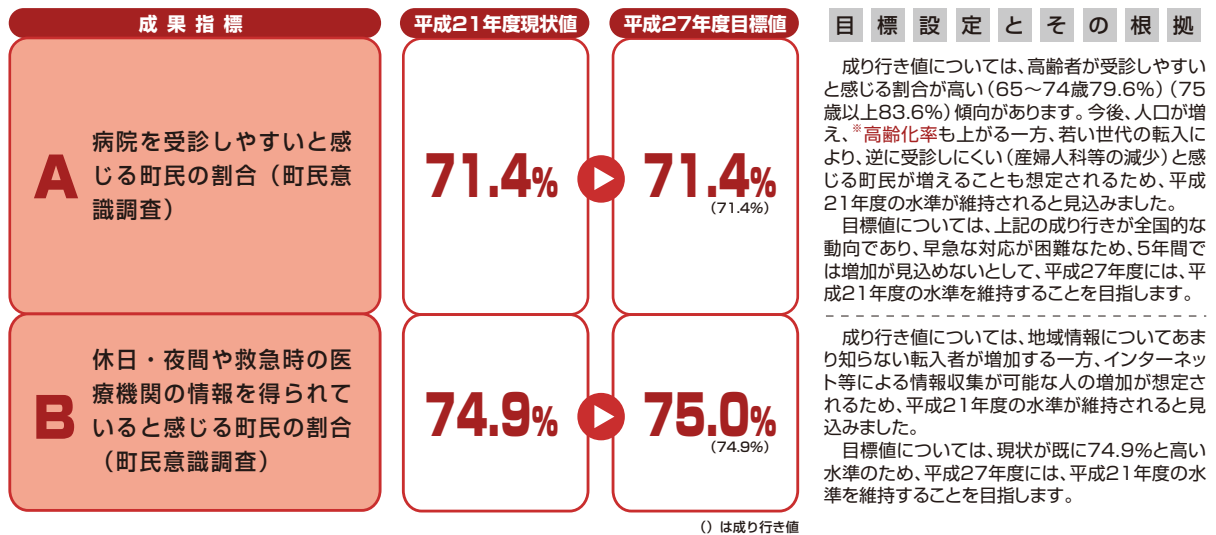
- 国民健康保険財政の健全化（徴収率の向上、医療費の適正化）



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、医療給付費の現状を認識し、適正な医療の受診を心掛けます。 ●町民は、健康保険の主旨である[*]相互扶助を理解し、国民健康保険税を納め、窓口での一部負担金を支払います。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関は、適正な医療を提供します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、国民健康保険事業を健全に運営し、適切に医療費の給付を行います。また、その財政状況を町民に開示し、被保険者の理解を深めます。 ●町は、休日診療体制の情報提供に努めます。 ●[*]広域連合は、[*]後期高齢者医療保険を運営し、適切に医療費の給付を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 今後も必要なときに安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度を維持するために、病気の早期発見・早期治療と予防活動を推進し、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の徴収率向上を目指します。
- 本町は福岡市に隣接しているため、医療機関の情報については、糟屋地区内に捉われず、福岡都市圏まで含めた情報提供に努めていきます。

施策の目的

自然を大切にし、自然を保ちます



クリーンアップ宇美川

現 状

- 本町は、福岡市のベッドタウンとして人口が増加し、住宅都市として発展しており、自然が少ない町です。
- 緑地が少ないため、「*緑地保全林地区」の指定を行い、緑地の保全をしています。
- 町民により、町を縦断する二級河川宇美川の環境保全活動が行われています。
- 本町を含む1市5町で若杉山の一部を保有しており、植林活動が行われています。
- 大気は、近年の交通量の増加により、汚染が進んでいるものと思われます。

今後の状況変化

- 今後、人口が増加し、都市化が進み、交通量の増加が見込まれることから自然環境の保全は、より難しい状況になると考えられます。
- 自然保護に関心のある人たちが増えてきており、清掃活動など*自然環境保護活動を行う団体が増えていくと考えられます。

課 題

- 緑地保全林の維持
- 自然環境保護活動への参加促進



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、自然（大気・河川・池・山林・緑地・土壌）に悪影響を及ぼす行為（ごみの投棄等）を行わないようにし、自然保護のための活動に参加・協力します。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、事業活動において、自然環境保全に関する法令（※水質汚濁防止法・※大気汚染防止法等）を遵守します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、大気汚染、水質保全の監視及び事業所等に対する啓発・助言を行います。 ●町は、緑地の保全に努めます。 ●町は、町民に対し、自然環境保護活動への参加を促進します。 ●県は、法令及び基準を遵守しない事業所等に対する指導・勧告を行います。 ●国・県・町は、広域での汚染防止に努めます。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 保全林及び緑地の面積</p>	1.67ha	1.67ha <small>(1.67 ha)</small>	<p>成り行き値・目標値については、今後、増減が見込まれないことから、平成27年度にも現在指定している緑地保全林地区の1.67haを維持することを目指します。</p>
<p>B 宇美川※水質基準達成率</p>	100%	100% <small>(100%)</small>	<p>成り行き値・目標値については、現在100%のため、平成27年度にも100%を維持することを目指します。</p>
<p>C 自然環境保護活動を行っていると感じた町民の割合（町民意識調査）</p>	14.4%	14.4% <small>(13.7%)</small>	<p>成り行き値については、社会的に自然環境保護に関心のある人たちが増えてきており、町内では活動場所が限られていること、また、居住年数が5年未満の町民では9割以上の方が自然環境保護活動を行っていないことや今後も転入者が増えることから、平成27年度には13.7%まで下がると見込みました。 目標値については、平成27年度には、町民に対する自然環境保護活動への参加促進を進めていくことで、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 緑地保全のために、緑地保全林地区の維持に努めます。
- 自然環境保護活動については、さらに町民・団体・地域の協力を得ながら、参加促進を図ります。

施策の目的

ごみを減量するとともに資源として再利用します



宇美志免リサイクルセンター「エコル」

現 状

- 本町では、平成21年度のごみ袋の価格改定及びプラスチック製容器包装類の分別収集の実施により、ごみの減量・^{*}リサイクル化に取り組んできました。結果として、町民一人あたりの1日のごみ（燃やせるごみ）の排出量は、平成20年度634g/人/日から平成21年度580g/人/日に減りました。しかし、一方ではごみの分別が完全には徹底されていないという現状もあります。（燃やせるごみにプラスチックが入っている等）
- 須恵町外2ヶ町清掃施設組合が建設した^{*}ごみ燃料化（RDF）施設クリーンパークわかすぎにおいて可燃ごみを固形化し処理しています。
- ^{*}宇美・志免リサイクルセンター エコルにおいて、不燃ごみを搬入し、選別・リサイクルを行っています。
- 資源回収については、新聞販売店等の自主回収が進み、各地域や団体で定着している資源回収の総量が減ってきています。
- 町民意識調査では「ごみ減量、リサイクルの取組みをしている」と答えた方の割合は、9割に達しています。なお、多くの町民が行っているものとしては、「マイバック」、「資源回収の活用」、「生ごみの水切り」が挙げられます。

今後の状況変化

- 人口増加に伴ない、ごみの全体量は増加していますが、一人1日当たりの燃えるごみの排出量は減少傾向にあり、今後、平成21年度に導入したプラスチック製容器包装類の分別収集の徹底が進むことで、その傾向は続くものと思われます。
- ^{*}家電リサイクル法の改正により対象品目が現在の5品目から拡大される可能性があります。
- 現在使用しているごみ燃料化（RDF）施設クリーンパークわかすぎの利用期限が平成29年に迫っており、燃やせるごみの処分体制の検討が必要となってきます。

課 題

- ごみ処理体制の確保
- ごみの減量化の^{*}3Rの徹底
- ごみ出しルールの徹底



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、ごみの減量と資源回収への意識を高く持ち、ごみの分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、ごみの減量と資源回収への意識を高く持ち、ごみの分別を徹底し、リサイクルに取り組みます。 ●地域・団体は、ごみの分別・資源回収等の情報交換や啓発活動を行います。 ●地域・団体は、ごみの分別・資源回収を行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、ごみの減量と資源の有効活用について、啓発活動を行い、地域や団体及び事業所の自主的活動を支援します。 ●町は、ごみ排出時の[*]受益者負担の適正化を図り、ごみの収集・リサイクルを適正に行います。 ●町は、資源回収の場を提供し、その情報提供を行います。 ●国は、メーカーと共に、資源リサイクルのための仕組みを構築し、リサイクル可能な体制をつくります。 ●県は、市町村と共に、県民に対するリサイクルの啓発活動を行ない、リサイクル可能な体制をつくります。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- ごみ燃料化（RDF）施設クリーンパークわかすぎの利用期限が平成29年までのため、それ以降のごみ処理体制の確保を検討していきます。
- ごみの減量化に向けては、継続的にごみ出しルール（分別）を徹底するとともに、広報や説明会により3Rを推進していきます。

施策の目的

省エネルギーに取り組むとともに
新エネルギーを活用します



風力と太陽光発電

現 状

- 本町では、^{*}志免町地球温暖化防止計画を策定し、公共施設の省エネルギーに取り組んでいます。
- ^{*}新エネルギーの導入については、町民、事業所の関心は高いものの、導入費用が負担となり、徐々にしか普及していない状況です。
- 中央小学校やシーメイトにおいて太陽光発電の設置や、公用車としてハイブリッド自動車を2台導入しました。
- 町民意識調査では、「^{*}省エネルギーに関して何らかの取組みをしている」と答えた方は、91.3%に達しています。なお、多くの町民が取り組んでいるものとしては、「照明や電化製品はこまめに電源を切っている」、「節水」、「暖房や冷房の温度設定」が挙げられます。
- 町民意識調査では、「何らかの新エネルギーを活用している」と答えた方は、12.3%にとどまっています。その主な内訳は、「太陽熱利用システム（太陽熱温水器等）」5.3%、「太陽光発電システム」4.2%、「クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド・電気自動車）」3.0%となっています。
- 県では、「^{*}環境家計簿」を各世帯でつけるよう働きかけるとともに優秀者に対する表彰を行っています。

今後の状況変化

- 省エネルギー型の電化製品や新エネルギーを使った自動車の開発が進み、利用拡大が期待されます。
- 今後も新エネルギーの開発（小型風力発電等）が進み、さまざまな利用が期待されます。

課 題

- 町民に対する新エネルギーへの理解・利用促進
- 公共施設における新エネルギーの導入



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、自主的に省エネルギーに取り組み、公共交通機関を移動手段として活用に努めます。 ●町民は、新エネルギーに関心を持ち、活用に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、自主的に省エネルギーに取り組み、公共交通機関を移動手段として活用に努めます。 ●事業所は、新エネルギーに関心を持ち、活用に努めます。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、省エネルギー・新エネルギーの利用に関する意識啓発及び情報提供を行い、公共施設における新エネルギーの導入をしていきます。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 省エネルギーに取り組んでいる町民の割合（町民意識調査）</p>	91.3%	94.4% (91.3%)	<p>成り行き値については、現状値が既に高い水準のため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、平成27年度には地区別で高い水準にある東小学校区の94.4%を目指します。</p>
<p>B 省エネルギーに取り組んでいる事業所の割合</p>	未把握	▶	<p>省エネルギーに取り組んでいる事業所の割合は、現在、事業所への調査は、未実施のため、今後、企業統計調査等の際に併せて把握します。</p>
<p>C 新エネルギーを活用している町民の割合（町民意識調査）</p>	12.3%	20.0% (15.3%)	<p>成り行き値については、クリーンエネルギー自動車の普及や太陽光発電システムの普及により、毎年0.5%向上するとし、平成27年度には15.3%まで向上すると見込みました。</p> <p>目標値については、新エネルギーの中でも、今後、拡大が予想されるクリーンエネルギー自動車の保有率を国が[※]地球温暖化防止の中期目標として、10年間で20%に設定しているため、それを参考に、平成27年度までの5年間で10%の保有率を目標とし、平成27年度には、全体として、20%を目指します。</p>
<p>D 新エネルギーを活用している事業所の割合</p>	未把握	▶	<p>新エネルギーを活用している事業所の割合は、現在、事業所への調査は、未実施のため、今後、企業統計調査等の際に併せて把握します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 新エネルギーの理解・利用促進に向けて、広報やホームページをはじめとして情報提供に努めます。
- 公共施設における新エネルギーの活用について、施設の改修がある際に導入をしていきます。

施策の目的

犯罪被害にあわない、
犯罪をおこさせない環境づくりをします



現 状

- 本町の犯罪被害件数（※福岡県刑法犯市区町村別認知件数）は平成21年度947件であり、その内訳としては、窃盗犯（自転車盗、車上狙い、空き巣、オートバイ盗）が多い傾向にありますが、近隣市町も同様の傾向にあります。放火、強盗などの凶悪犯が、平成21年度には6件発生しましたが、放火が2件を占めます。また、コンビニエンスストアでの強盗被害も数件みられます。
- 町民意識調査では、「防犯に関する取組み」を2項目以上行っていると答えた方は63.7%、3項目以上31.8%で、地域によって差がありますが、年末や夏に行われる町民による防犯パトロールが活発で、警察に表彰された地域もあり、町民の防犯意識は高いと思われます。
- 町民意識調査では、防犯対策を「特に何もしていない」と答えた方は、居住地域別では、西小学校区14.4%に対し、他の地区は10%程度で、近年、転入者の多い西小学校区では、防犯対策を行っている方が他の地域と比べ、やや低い傾向が見られます。
- 福岡県の「※防災メールまもるくん」が整備され、携帯電話のメールから登録すれば事件情報を入手できるようになり、防犯に関する情報は入手しやすい環境が整っています。

今後の状況変化

- 人口が年々増加し、転入してくる方の地域の中でのつながりが希薄なため、泥棒や空き巣被害が増加傾向にあり、不審者や子ども・女性を狙う犯罪も増加する恐れがあります。
- 平成18年10月から防犯指導員を配置し、主に小学校区の通学路を中心に巡回しています。また、※見守り隊に高齢者等が参加され、防犯活動に参加されるボランティアは、今後も増加するものと見込まれます。
- ※青パトカーを現在3台を保有し、パトロール等に使用していますが、交番が町内1か所に減ったこともあり、今後重要性が増してくると見込まれます。
- 志免町※安全安心まちづくり条例が、平成22年4月から施行され、今後、※安全安心まちづくり推進協議会が設置される予定です。

課 題

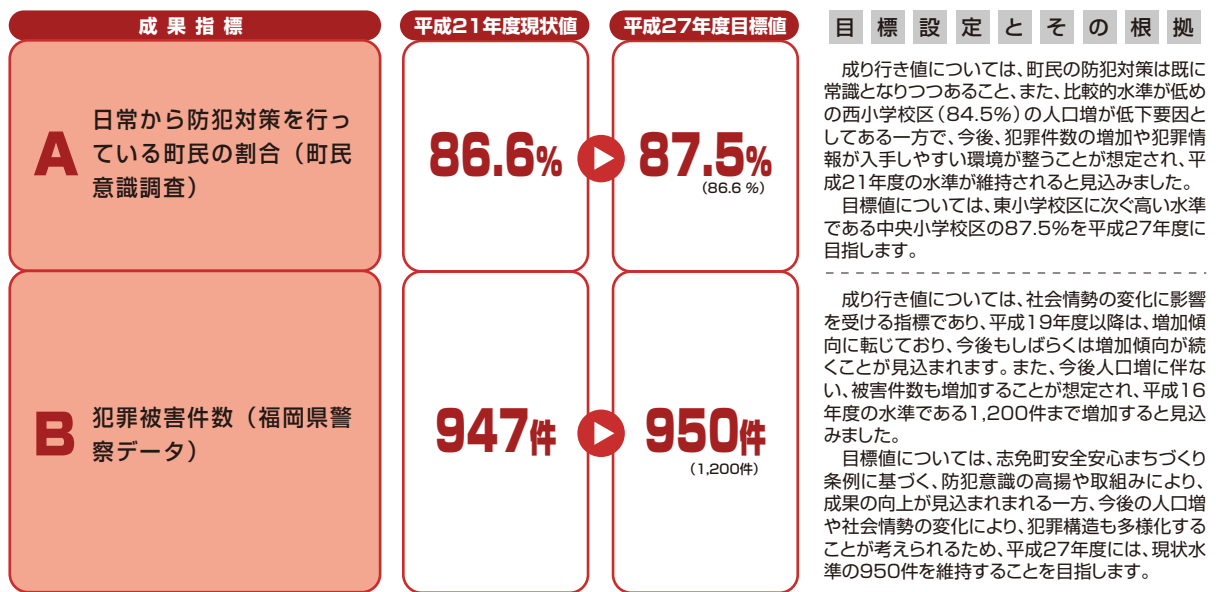
- 防犯活動に地域差があるため、特に新興住宅が多い地域の防犯体制の強化や、防犯活動への参加促進
- 高齢者が多い地域の町民や転入者に対する防犯意識の啓発推進
- 地域での防犯活動の中心となる人材の育成



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、防犯について理解を深め、自主的に日常生活の安全確保に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や事業所は、町民と協力して、地域における安全・安心まちづくりの推進に努めます。 ●事業所は、安全の確保を図るために、必要な措置を講じるとともに、町が実施する施策に協力します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、情報提供を行うとともに、犯罪が起こりにくい環境を整えます。 ●町は、町民等が、自主的な活動を行いやすい環境整備を図るとともに、地域における人材を育成します。 ●県(警察)は、町民、町と連携し、犯罪防止に努めるとともに、犯罪者の検挙を行います。

成果指標 (現状値と目標値設定)



() は成り行き値

施策の基本方針

- 防犯活動に地域間の格差があることから、自主的な地域防犯体制の強化や地域での防犯活動の中心となる人材の育成に努めます。
- 高齢者が多い地域の町民や転入者に対する防犯意識啓発を行います。

施策19 防災対策の推進

施策の目的

災害被害にあわない、災害に強いまちになります



地域消防模擬演習

現 状

- 本町で発生する災害としては、水害が多いという特徴があり、発生状況は年度によって差があります。また、台風の進路により、被害が左右され、近年はゲリラ豪雨が原因の内水による浸水がほとんどを占めます。
- 町民意識調査では、「住宅用火災警報器を設置している」と答えた世帯は、37.3%と高めで、マンションや新築の家屋の割合が高いことがその要因と思われます。一方で、非常袋の用意や水や食料の備蓄は低く、地震の想定をしている町民が少ないものと思われます。また、若い世代で準備を行っていない人の割合が高い傾向にあります。
- 宇美川の改修が進み、浸水箇所及び溢水箇所は減少したと思われます。また、改修工事を反映した^{*}ハザードマップを平成22年度に更新を行いました。
- 平成22年度に災害情報などのメール配信が充実し、^{*}国民保護法の関連で、有事の際の情報提供ができるように、防災行政無線の改修や親局の更新を行いました。

今後の状況変化

- ^{*}志免町地域防災計画が平成23年度以降、県のハザードマップの見直し結果を反映し、更新される予定です。また、要援護者に対する支援体制や方策が盛り込まれる予定です。
- 自主防災組織の拡大が推進され、防災意識の高揚が見込まれます。

課 題

- 防災意識の高揚
- 自主防災組織の結成
- 要援護者の避難支援体制の整備
- 情報伝達手段の拡充



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、災害に対する知識を深め、防災訓練に参加し、町の活動の中で行われる業務に協力します。 ●町民は、住宅用火災警報器の設置を行うなど、火災予防に努めます。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域・団体・事業所は、災害・火災に対する知識を深め、防災訓練を通して、従業員の行動力を高め、防災組織及び自衛消防隊を結成するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県及び町は、事前に危険箇所の把握をし、町民に情報提供を行い、災害に備えます。また、火災及び自然災害が発生した際は、迅速に対応し、防災関係機関との連携を行います。 ●町は、避難支援マニュアル等の作成・配布を通じた町民の意識啓発、自主防災組織の育成、※災害図上訓練の実施を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 日常から防災対策・準備をしている町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>68.1%</p>	<p>80.0% (74.0%)</p>	<p>成り行き値については、住宅用火災警報器の設置義務化により、新築の住宅に関しては設置が前提となり、毎年1%ずつ向上すると考え、74%と見込みました。 目標値については、世代別の集計結果で高い水準にある高齢者（65歳以上）の水準である80%を平成27年度に目指します。</p>
<p>B 被災（風水害・地震など）件数</p>	<p>237件</p>	<p>0件 (0件)</p>	<p>成り行き値・目標値については、大きな災害が起きなかった年の実績から0件を目指します。</p>
<p>C 火災の発生件数</p>	<p>11件</p>	<p>8件 (10件)</p>	<p>成り行き値については、過去の実績が10件程度で推移していることから、10件と見込みました。 目標値については、住宅用火災警報器の設置が進むことなどにより、初期消火ができることを期待し、平成27年度には、3件減の8件とします。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 町民自らの自己防衛が重要であり、町は防災意識の啓発に努めます。
- 町民・事業所との**※協働**での防災体制の構築（自主防災組織及び要援護者の避難支援体制）など災害への備えを強化します。
- 情報伝達手段については、平成22年度から防災行政無線のデジタル化に向けた整備に取り組んでおり、メールでの情報提供も併せて行うことにより、防災情報を得やすい環境を整えます。

施策の目的

交通事故にあわない、起こさないまちにします



現 状

- 本町の交通事故発生件数（※交通事故統計）は、全国的には減少傾向にある中、近年横ばい傾向で推移しており、糟屋地区では2番目に交通事故が多い町となっています。その要因としては、幅員が狭い道路が多いこと、交通量が多いことが挙げられます。
- 交通事故の傾向として、車種別では、普通四輪に次いで、自転車、バイク等が多く、車両対歩行者の事故が多いこと、交差点での事故が多いことが挙げられます。
- 70歳以上の免許保持者には3年ごとの更新時に「※高齢者講習」が必要になっています。

今後の状況変化

- ※高齢化に伴って、高齢者が事故にあう・起こすことが増えるものと考えられます。
- これまでも大型店舗の進出により、交通量が増加してきましたが、今後の開発により、さらに交通量の増加が見込まれます。

課 題

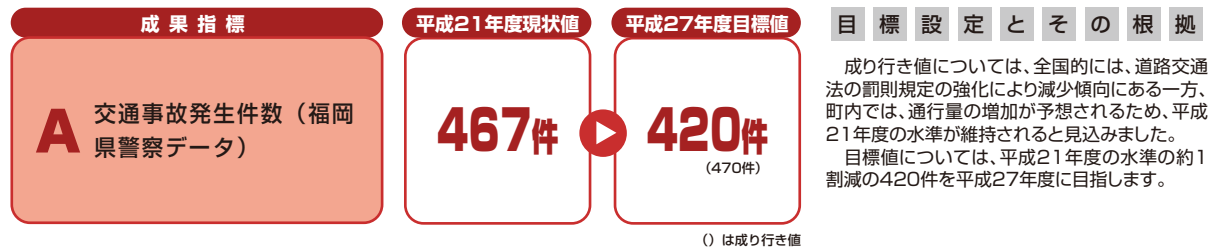
- 町民の交通安全意識の向上
- 見通しの悪い交差点における優先道路の表示やカーブミラーの設置
- 違法駐車を取り締まりと防止の啓発強化



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、交通ルールを守ります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や団体は、交通安全を推進します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、[*]交通安全協会との連携による街頭指導や交通安全教室を実施します。 ●町は、広報紙等を通じての交通安全の啓発活動を行います。 ●町は、交通安全施設(カーブミラー等)の整備に努めます。 ●県(警察、公安委員会)は、信号機や標識の整備及び規制、交通違反の取り締まり強化に努めます。

成果指標 (現状値と目標値設定)



施策の基本方針

- 事故原因として、特に自転車、バイク等の交通マナーの悪さが挙げられることから、二輪車利用者に交通安全意識向上のための啓発を行います。
- 交通安全施設等に関しては、標識等の整備に加え、表示方法を工夫することで、交通ルールを守る環境を整えます。
- 違法駐車対策を進め、交通事故の防止を図ります。

施策の目的

良好な住環境で生活できます



サイクリングロード

現 状

- 本町では、清潔で美しい地域づくりのため、一斉清掃や花づくり活動など、町民や事業所によるボランティア活動が活発に行われています。
- 町民意識調査では、住環境について町民が気になることとして、「ポイ捨て」と答えた方が56.8%、「騒音」が32.4%であり、「特にない」と答えた方は20.4%にとどまっています。なお、「ポイ捨て」については、福岡東環状線沿いが特に多く、町民に限らず道路利用者によるものと思われます。
- 騒音に関しては、バイクやトラックの走行時の音が原因となっているものと思われます。
- 「犬の糞」に関する苦情も多いことから、飼い主のマナーの問題に関連する要因が住環境に悪影響を与えているものと思われます。

今後の状況変化

- マンションや共同住宅が増えるなど近隣住民同士のつながりが希薄になることにより、一斉清掃などに参加する町民が少なくなると予想されます。

課 題

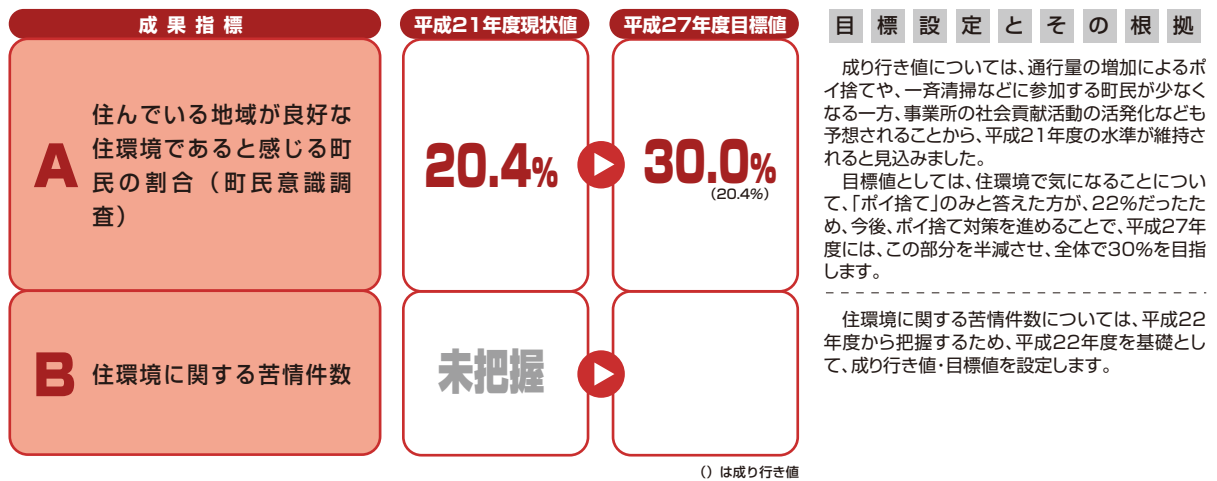
- 町民意識の向上（ポイ捨てや犬の糞の清掃などモラルの向上）
- 美化活動への町民参加の促進（一斉清掃や花づくり活動への参加）



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、良好な住環境を保全するため、不法投棄（ポイ捨て、犬の糞の未処理含む）をしない、騒音、振動、悪臭を発生させないなどの周囲の住環境に配慮した生活をします。 ●町民は、衛生的な環境を保全するため、一斉清掃などの美化活動を行います。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域は、衛生的な環境を保全するため一斉清掃などの美化活動を行います。 ●事業所は、良好な住環境を保全するため、不法投棄（ポイ捨て、犬の糞の未処理含む）をしない、騒音、振動、悪臭を発生させないなどの周囲の住環境に配慮します。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、町民・事業所に対する住環境保全のための意識啓発を行います。 ●町は、国や県の指針に基づき、公害防止や衛生面などに配慮し、良好な住環境保全のための指導を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）



施策の基本方針

- 啓発活動により、町民のモラル向上（ポイ捨て防止や犬の糞の清掃など）を図ります。
- 一斉清掃や花づくり活動への参加促進を図ります。

施策の目的

必要な生活基盤が整った中で暮らすことができます



県道福岡太宰府線

現 状

- 本町の生活基盤（水道・下水道・道路・水路・公園・広場等）については、ほぼ整備が完了しており、現状は、維持管理が中心となっています。
- 道路の整備については、幅員を広く、歩道が確保されるなどの町民ニーズに対応した道路の整備が必要であるが、用地の確保ができないことから現実的には難しいため、対応が十分にできていない箇所もあります。
- 公園については、町民意識調査では、「身近に利用出来る公園・広場があると感じる」と答えた方が65.9%と一定の水準は確保できています。しかし、用地取得ができず、人口増に対応できていない地域もあり、大きな公園を要望する町民や子どもが遊びやすい公園にして欲しいとのニーズもあります。
- 上下水道については、ほぼ整備・普及が完了し、水道水については、質的にも良い水準にあります。
- 水路については、大雨の際に水路から水が溢れることがあり、雨量に対応できないケースがあります。

今後の状況変化

- 生活基盤については、整備が完了しており、維持管理が中心となってきていますが、一方で老朽化した水道施設などの更新が今後増えてくるものと予想されます。
- 生活基盤における、新規の整備や更新する際には、防災面や安全面、環境面を考慮した整備（道路の透水性舗装等）の採用が増えてくるものと予想されます。

課 題

- 幅員が狭く、歩道が確保できていない道路の改良
- 水道水の安定供給及び下水道の機能確保を継続するための適切な維持管理及び改修の実施
- ^{*}内水対策として、流量に対して狭い水路の改修



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、生活基盤の使用目的を正しく理解し、適切に利用するとともに、町が行う整備・改良・維持管理等に協力します。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●事業所は、生活基盤の使用目的を正しく理解し、適切に利用するとともに、町が行う整備・改良・維持管理等に協力します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、生活基盤の整備・改良を行うとともに適切に維持管理を行います。 ●県は、県道の整備及び維持管理を行います。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 飲み水として水道水を利用している（浄水器は除く）町民の割合（町民意識調査）</p>	24.0%	24.0% (22.9%)	<p>成り行き値については、増加が予想されるマンションなどの集合住宅には、当初から浄水器設置が常識となってきたことから、今後の人口増分が飲み水として、そのままの水道水を利用しないと想定し、平成27年度には22.9%まで下がると見込みました。</p> <p>目標値については、今後、さらに安全な水質であることを啓発していくことにより、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>B 下水道水洗化率</p>	92.2%	95.0% (92.6%)	<p>成り行き値については、今後の人口増分は、公共下水道の接続が想定されるため、平成27年度には、92.6%まで向上すると見込みました。</p> <p>目標値については、現状も高い水準である一方、今後も、さらに公共下水道への接続を啓発していくことで、平成27年度には95.0%を目指します。</p>
<p>C 町内の道路が安全で便利に通行できると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	40.7%	46.9% (40.7%)	<p>成り行き値については、大規模な道路の拡幅が見込まれないため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、平成27年度には、今後も県と連携し、道路の維持管理に努め、平成18～21年度の平均水準に戻すことを目指します。</p>
<p>D 身近に利用できる公園・広場があると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	65.9%	68.6% (65.9%)	<p>成り行き値については、今後は、公園用地の確保が難しく、公園の増設が見込まれないため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、子どものいない人の水準である68.6%を平成27年度に目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 町道の整備については、拡幅用地の確保が難しい状況ですが、町民の理解を得ながら随時進めていきます。
- 上下水道施設については、計画的に維持管理及び改修を行っていきます。
- 流量に対して狭い水路については、重点的に改修し、内水対策を行っていきます。

施策の目的

都市計画マスタープランに沿った土地利用がなされます



現 状

- 本町は、立地条件から開発のニーズが強い地域であり、現状は、^{*}市街化区域の中では用途地域に基づく利用を促進しており、^{*}市街化調整区域に関しては、平成21年度に策定した^{*}志免町都市計画マスタープランにおいて土地利用の基本方針を示しており、今後、計画に沿った土地利用を進めるべき段階にあります。
- 福岡市と隣接し、福岡市のベッドタウンとして市街化区域においては、急速な開発が進み、マンション・アパートが近年急増し、市街化区域の農地は、年々減少している状況にあります。また、市街化調整区域周辺では宅地化が進み、水田耕作も年々困難な状況となってきています。

今後の状況変化

- 大きな変化はなく、用途に沿った土地利用が行われていくと思われます。
- 今後も市街化区域のマンション・アパートの増加が見込まれます。

課 題

- 市街化調整区域における乱開発の抑止と基本方針に沿った開発の誘導
- 市街化区域における用途に沿った土地利用の促進



役割分担

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、地域活動への参加をはじめ、地区計画や建築協定などのルールの特約とその遵守などにより、地域の環境の改善又は保全に主体的に関わります。 ●町民は、都市計画制度の理解と積極的な活用を図ります。
<p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等は、事業活動を通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築します。 ●企業等は、地域の構成員として、行政や住民との連携を図りながら、まちづくり活動への積極的な参加・協力をを行います。
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、都市計画に係る各種計画の作成、地域地区や都市計画等の都市計画決定、都市基盤の整備などに行政でなければできない公平な立場で関係機関との連携を図りながら取り組みを担います。また、市街化区域の拡大等については、区域内の人口や産業等のバランスを調整しながら、将来フレームに基づいた計画変更を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 市街化調整区域内のマスタープランに沿った開発面積／市街化調整区域内の開発誘導面積</p>	0%	1.0% (0%)	<p>成り行き値については、今後も大規模な開発はなされないと想定され、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、平成27年度までに10,000㎡規模の開発を1件誘導し、1.0%を目指します。</p>
<p>B 市街化調整区域内における誘導以外の開発面積</p>	0㎡	0㎡ (5,000㎡)	<p>成り行き値については、市街化調整区域における誘導以外の開発（小規模な開発）が年に1,000㎡の開発がされると想定し、5,000㎡と見込みました。</p> <p>目標値については、平成27年度には、平成21年度の水準を維持することを目指します。</p>
<p>C 市街化区域内の農地面積／市街化区域面積</p>	3.20%	2.36% (2.36%)	<p>成り行き値及び目標値については、過去の農地面積の推移から年に1haずつ開発が進むと想定し2.36%と見込みました。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 志免町都市計画マスタープランで掲げた「土地利用の基本方針」に基づき、個人、企業による土地利用を促進します。
 - ・既成市街地における土地利用更新に対応した適正な土地利用の誘導
 - ・土地利用ニーズに対応した良好な市街地の形成
 - ・商業及び工業用地の維持・確保と産業立地の促進

施策の目的

必要なまちの情報を誰もが入手できます
町民の意見をまちづくりに反映します



広報しめ

現 状

- 本町では、町広報紙を月に1度発行し、全戸配布をしています。また、ホームページを開設し、さまざまな情報を積極的に提供しています。
- 町民意識調査では、「必要とするまちの情報が入手できている」と答えた方は、69.4%となっています。年代別では、40歳代（75.6%）と65歳以上（65～74歳 76.1%、75歳以上 72.8%）の方が高い傾向にありますが、高齢者に対しては、各事業の対象者に直接お知らせする機会が多いことが背景にあるものと思われます。
- 町民意識調査では、「まちづくりに町民の意見が反映されている」と答えた方は、現状は26.8%で、「わからない」と答えた方は40.4%です。このことから、まだ町民に意見反映の仕組みが十分に伝わっていないと思われます。また、町民からは、**※パブリックコメント**や**※意見箱**等にあまり意見が寄せられていない現状です。
- 事業所の情報提供については、現在、広報紙を送付しています。広報紙への広告掲載の希望や問い合わせがあることから、情報入手の手段として活用されていると思われます。

今後の状況変化




- 全国的な傾向として、パソコンや携帯電話の保有率も高く、まちのホームページへのアクセス件数は、年々増加傾向にあり、今後も増えていくことが考えられます。
- 平成22年度に町のホームページを他町と共同でリニューアルしました。これにより、よりわかりやすい情報提供が可能となります。
- ※住民参画条例**を制定し、町民の意見をまちづくりに反映しやすい環境が整います。

課 題

- 町民の意見を収集・反映する機会や仕組みの充実
- 情報発信に関する人材育成（わかりやすいホームページ作成ノウハウの習得等）



役割分担

 <p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町民は、町が発信する行政情報に関心を持ち、自主的に入手するとともに、意見・要望を行政に伝えます。 ●町民は、身近な地域に関心を持ちます。
 <p>地域・団体 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所は、町が発信する行政情報に関心を持ち、自主的に入手するとともに、意見・要望を行政に伝えます。 ●地域は、地域住民の実態や要望をとりまとめ行政に伝えます。
 <p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、情報環境を整備し、積極的な行政情報の提供に努めます。 ●町は、町民の意見・要望を積極的に収集し、行政運営に役立てます。 ●町は、保有する情報の管理と適正な活用を行います。

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A 必要とするまちの情報が入手できていると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	69.4%	71.4% (69.4%)	<p>成り行き値については、広報紙を全戸に配布できているため、今後も平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現状でもほぼ7割の方が入手できていると感じており、1割の方がわからないという状況であるため、平成27年度には、現在情報が入手できていない2割の方の1割である2%向上の71.4%を目指します。</p>
<p>B まちづくりに町民の意見が反映されていると感じる町民の割合（町民意識調査）</p>	26.8%	30.0% (26.8%)	<p>成り行き値については、居住年数5年未満の町民の水準が低い中、今後も転入者が増える予想されるが、積極的にまちづくりについての情報提供を行っているため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現状でわからないと回答した方が約4割であり、それ以外の5割がそう思うようになるよう、平成27年度に30%を目指します。</p>
<p>C 広報紙を入手している事業所の割合</p>	63.9%	63.9% (63.9%)	<p>成り行き値については過去の事業所数の推移から平成21年度の水準が維持されると見込みました。</p> <p>目標値については、現在も送付を希望する事業所への対応を行っており、今後も同様の対応により、平成27年度にも現在の水準を維持することを目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 町民の意見を収集する機会や仕組みについては、町民と直接対話できるよう、新規事業の実施や新規計画策定にあたっての情報提供を継続的に実施します。
- 情報発信に関する人材育成については、わかりやすいホームページ・広報作成ノウハウの習得や説明能力の向上に向けた研修を充実させます。

施策の目的

協働のまちづくり意識を高め、
協働しやすい環境を整えます



総合計画研究会

現 状

- 本町では、^{*}協働で行われている事務事業（花づくり事業等）の数は年々増加してきており、^{*}まちづくり支援室を設置するなど、^{*}志免町協働推進実行計画に基づく活動が行われています。
- 町民意識調査では、「まちづくりに^{*}参画したい」と答えた方が29.1%となっています。その内、年代別では30歳代の若い層が35%と高めで、居住地域別では比較的居住年数の長い町民が多い南小学校区が35.8%と他の地域より高い傾向が見られます。
- 実際に協働事業に参画している町民は、平日の日中に行われる事業が多いため、高齢者の方の参加が多い現状

今後の状況変化

- 現在は、町民自らが、まちづくりに参画することが重要となってきています。今後はさらに、町民と行政が協働してまちづくりを行っていく必要があることから、^{*}住民参画条例の制定を平成23年度までに行う予定です。
- 平成19年度に「^{*}協働のまちづくり指針」、平成20年度に「志免町協働推進実行計画」を策定しました。計画期間は平成20～24年度であり、指針で掲げている5つの重点項目（意識改革・情報の共有化・環境の整備・人材育成・機会の拡大）を具体化した活動が予定されています。
- 今後、地域^{*}コミュニティの見直しに合わせて、町職員が担当コミュニティの問題解決を地域住民とともに考える、地域担当制導入の検討が進められます。

課 題

- 地区別課題（^{*}高齢化等）の解決に向けた新たな地域コミュニティとの連携
- 若い世代に対する参画の働きかけと機会の拡充
- 町職員の意識改革（町民とのコミュニケーション能力の向上）
- 町内における活動団体の情報収集及びネットワークの構築
- 活動団体のリーダーの養成



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、自主的に地域の問題、課題に行政と対等な立場で関わり、解決を図ります。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●地域、各種団体は、自主的に地域の問題、課題に行政と対等な立場で関わり、解決を図ります。 ●事業所は、事業活動以外にも地域における社会貢献活動を行います。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、町民、地域等に働きかけ、協働に関する情報の提供、活動環境・推進体制の整備と活動支援を行います。また、町民や事業所に対して、意識啓発及び人材育成を行います。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
<p>A まちづくりに参画したいと思っている町民の割合（町民意識調査）</p>	<p>29.1%</p>	<p>35.0% (29.1%)</p>	<p>成り行き値については、今後も転入者が増えることが予想され、自治会活動への参加率が低下する一方、今後は、新たな団体や活動が増えると想定されるため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、世代別に最も高い水準である30歳代の35%を平成27年度に目指します。</p>
<p>B 協働で行われている事業事業の数</p>	<p>20事業</p>	<p>45事業 (20事業)</p>	<p>成り行き値については、現状の取組みでは増加が見込まれないため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、基本計画1施策につき、協働で行われる事業を1事業増やし、平成27年度には25事業増（協働とは関連しない3施策を除く）の45事業を平成27年度に目指します。</p>

() は成り行き値

施策の基本方針

- 地区別の課題（高齢化等）の解決に向けた新たな地域コミュニティが構築される中で、協働のあり方を町民・地域とともに考えていきます。
- 若い世代に対する参画への働きかけと機会の拡充を行い、夜間や休日など参加しやすい時間帯に事業や会議を実施します。
- 町職員の意識改革を行うために、コミュニケーション・※ファシリテーション能力が向上するような研修を実施します。
- まちづくり支援室において、町内における活動団体の情報収集及びネットワークの構築を図ります。
- 協働を担うリーダーを養成するための講座を実施します。

施策の目的

財政を安定させ、健全な財政運営を図ります



現 状

- 本町の財政状況は、財政上の指標としては健全な水準といえます。しかし今後は、児童生徒の急増による小中学校の増築、またこれまで整備してきた[※]公共インフラの改修・更新、医療費の増加が想定されることから、将来的な財政需要の増加が予想されます。一方で、歳入に関しては、人口は増加するものの、現在の経済状況では、それに対応した税の増収は期待できない状況にあります。また、国民健康保険税の徴収率は、県内でも低い水準にあり、今後向上することが急務となっています。

今後の状況変化

- 景気の低迷や少子高齢化の進展など、地方公共団体を取り巻く財政状況は、厳しい状況が続くものと予想されます。
- 平成20年に[※]財政健全化法が施行され、[※]将来負担比率（健全化判断比率）や[※]実質公債費比率など、[※]第3セクターなども含む新たな財政健全化の判断指標が設定されました。今後は、それらの指標に基づく財政運営が求められ、[※]特別会計を含めた全体的な町財政の健全化が必要となります。
- 国が目指している[※]地域主権が進むことで、地方自治体への[※]権限移譲が進み、歳入・歳出面での自治体の裁量が拡大するものと考えられます。

課 題

- 徴収率の向上（収納体制の強化、収納の利便性の向上）
- 税金以外の歳入の確保（広告料収入、未利用資産の売却等）
- [※]受益者負担（利用料等の減免を含む）の見直し
- [※]経常経費の削減（経常経費見直しのための歳出構造の改善）



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、納税の義務を果たし、町の財政状況に関心を持ちます。</p>
<p>地域・団体 事業所</p>	<p>●事業所は、納税の義務を果たし、町の財政状況に関心を持ちます。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、行政サービスの受益と負担の関係の見直し等を行い、歳入を確保します。また、将来展望と経営方針に沿い、歳入に見合った歳出となるよう予算を編成し、適切に執行します。そして、町の財政についてのさまざまな情報を、積極的にわかりやすく公開します。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
A 将来負担比率（健全化判断比率）	58.5%	54.0% (54.0%)	成り行き値・目標値については、町の財政計画に基づき、平成27年度に54%を目指します。
B 実質公債費比率	9.7%	7.7% (7.7%)	成り行き値・目標値については、町の財政計画に基づき、平成27年度に7.7%を目指します。
C * 経常収支比率	88.2%	86.0% (88.2%)	成り行き値については、平成21年度の水準が今後も続く見込みです。 目標値については、類似団体平均値を下回る水準として、平成27年度に86%を目指します。
D * 財政調整基金残高	1,770,599 千円	1,770,000 千円 (1,770,000千円)	成り行き値・目標値については、平成27年度に現状の残高を堅持することを目指します。

() は成り行き値

施策の基本方針

- 徴収率の向上については、***機構改革**にあわせて、収納組織体制を見直すとともに、滞納処分については、差押えや搜索など県と連携した収納対策の強化を図ります。また、納付方法の多様化による利便性の向上を図ります。
- 税金以外の歳入の確保については、広報紙やホームページ等での広告料収入の拡大や未利用資産の売却を積極的に進めます。
- 受益者負担の見直しについては、公共サービスを利用する人とならない人との公平性や公共性等を考慮した基準による、減免及び受益者負担額の見直しを行います。
- 経常経費の削減については、***施策別総枠配分予算編成**を継続して行い、歳出構造の改善を図ります。

施策の目的

効率的・効果的な行政運営を行います
満足できる行政サービスが受けられます



現 状

- 本町では、^{*}志免町行政再構築プラン（平成17～21年度）で114項目の目標を掲げ、町をあげて行政運営の効率化を進めてきました。その内、目標を達成できたのは、68項目（59.7%）でした。
- 平成17年度に^{*}行政評価システムを導入し、^{*}事務事業評価による事務事業の改善を進めてきました。平成21年度に改善が行われた事務事業数は145事務事業（73.2%）であり、Plan（計画）-Do（実施）-See（評価）のマネジメントサイクルの実践を基本とした効率的・効果的な行政運営を目指した取組みを行なっています。
- 町民意識調査では、行政サービスに対する町民の満足度は65.6%であり、年々向上しています。世代別にみると、高齢者が高い傾向にあります。
- 組織体制の面では、平成17年度から^{*}定員適正化計画に基づいて職員数を減らしてきており、近隣市町と比較して、少ない人員で行政サービスを提供しています。

今後の状況変化

- 今後、さらに^{*}地方分権が進むことにより、町の仕事が増えることが予想されます。
- 市内の電算システムが平成22年度に更新され、業務の効率化が進むことが期待されます。
- 今後広域で取組む業務が拡大することによって、町の組織体制や業務のスリム化が進むものと思われます。
- さらなる住民サービスの向上を目指し、まちの政策・施策に合わせた組織・体制づくりを行います。

課 題

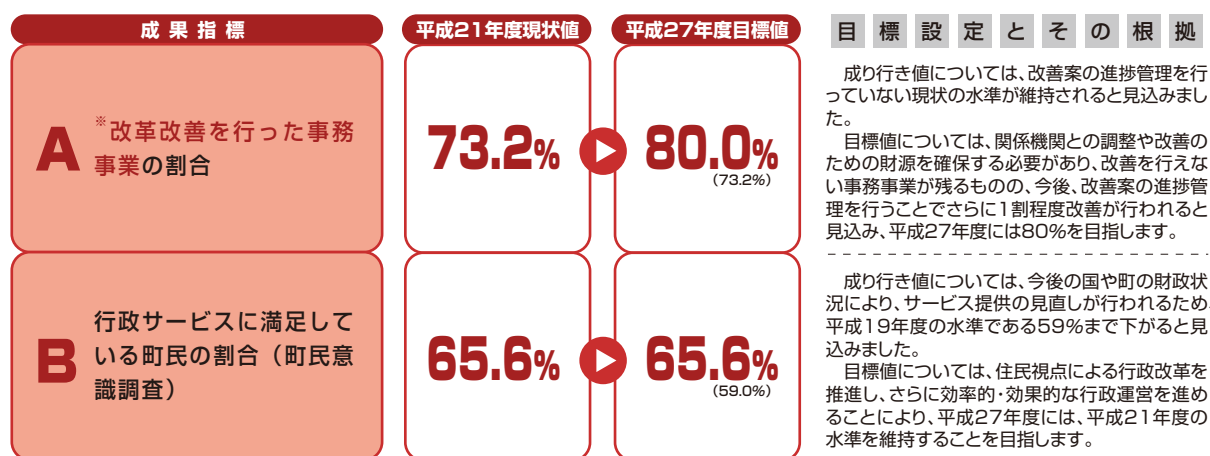
- 広域連携による効率化の推進（消防・窓口サービス・収納業務等）
- 民営化・民間委託の推進（保育園、施設運営管理等）
- 第三者によるチェック機能の強化（外部監査、外部評価、町民^{*}参画による計画の進行管理等）



役割分担

<p>町民</p>	<p>●町民は、行政運営が効率的・効果的に行われているかに関心を持ち、客観的な立場で評価します。</p>
<p>行政 (町がやるべきこと)</p>	<p>●町は、住民視点による行政改革を推進し、さらに効率的・効果的な行政運営を進めます。また、目的・目標の達成のために、計画的に施策を展開し、事務事業を実施します。</p>

成果指標（現状値と目標値設定）



() は成り行き値

施策の基本方針

- 広域連携の推進により、効率化を図ります。
- 町立保育園やその他の施設運営管理については、民営化・民間委託を検討します。
- 第三者によるチェック機能を充実させ、町民参画による各種計画の進行管理が行える体制を整えます。
- 外部監査の導入等により監査体制を充実させ、監査機能の強化を図ります。

施策の目的

町民ニーズを的確に捉え、
業務を遂行する質の高い職員になることを目指します



接遇研修

現 状

- 町民意識調査では、「職員の対応に満足している」と答えた方が、平成21年度も79.9%で、特に高齢者の満足度が高い傾向にあります。また、人材育成に関する計画や制度の整備を進めています。職員意識調査では、「自分の能力が業務に十分発揮できている」と答えた職員が74.6%と、平成20年度と比較して8.7%向上しました。
- メンタル面の不調を訴える職員が増えてきているため、産業医の相談やメンタルヘルスセミナーを開催するなどの取り組みを行っています。

今後の状況変化


- 職員の資質や能力を最大限に発揮させるため、平成20年度に策定した[※]志免町人材育成基本方針に基づき、[※]人事評価制度の構築を行っていきます。当面は人材育成に重点を置き、将来的に処遇への反映を予定しています。
- 職員の25%を占める昭和25～30年生まれの職員が退職期を迎えるため、次世代の管理職育成（マネジメント能力の向上）が必要となってきます。

課 題

- 人事評価制度の精度向上と定着化
- 大量退職期に備えた中堅職員の能力開発
- [※]OJT（オンザジョブトレーニング）の充実に向けた内部講師の養成
- メンタル面で不調をきたした職員への対応



役割分担

 行政 <small>(町がやるべきこと)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、職員の資質や能力を最大限に引き出すとともに、効率的・効果的な行政運営を支える人材の育成を行います。 ●町は、働きやすい職場環境づくりに取組みます。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

成果指標（現状値と目標値設定）

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値	目標設定とその根拠
A 職員の対応に満足している町民の割合（町民意識調査）	79.9%	85.0% <small>(79.9%)</small>	成り行き値については、現状値が、既に8割程度に達しているため、平成21年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、毎年1%向上させ、平成27年度には85%を目指します。
B 自分の能力が業務に十分発揮できていると思っている職員の割合（職員意識調査）	平成20年度 74.6%	79.0% <small>(74.6%)</small>	成り行き値については、平成20年度の水準が維持されると見込みました。 目標値については、毎年1%向上させ、平成27年度には79%を目指します。
C 個人目標を達成した職員の割合	未把握	▶	成り行き値・目標値については、人事評価制度本格導入後に実績把握の上、目標設定を行います。
D 能力発揮がなされた職員の割合	未把握	▶	成り行き値・目標値については、人事評価制度本格導入後に実績把握の上、目標設定を行います。

() は成り行き値

施策の基本方針

- 人事評価制度の試行によりその精度を向上させ、平成24年度に全職員を対象とした本格導入を目指します。
- 大量退職期に備え、職員が能力開発の機会に積極的に参加できる職場環境を整え、研修の機会を確保します。
- OJT（オンザジョブトレーニング）の充実に向けては、人事評価制度の構築とあわせて制度化を行い、業務遂行能力が高い職員を内部講師とし、高いスキルを習得していきます。
- メンタル面で不調をきたした職員への対応については、業務量把握等に基づく適正な人事配置を行うとともに、産業医との連携による相談体制の充実を図ります。



用語解説



区分	言葉	意味
ア 行	アオ 青パトカー	行政が所持する防犯パトロールに使用する自動車へ青色回転灯を装備し、町内一円を防犯パトロールする車両。
	アンゼンアンシン 安全安心まちづくり条例	安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域における防犯活動をより一層充実し、発展させるとともに、防犯に配慮した環境づくりを推進するため、その根拠となる条例。
	アンゼンアンシン 安全安心まちづくり推進協議会	町及び関係機関等の緊密な連携を保つため、町民等の安全確保、意識の高揚及び自主的な安全安心まちづくり活動の推進を図るための団体。
	イケンバコ 意見箱	町民が暮らしの中で感じた町政に対するご意見やご提案、ご質問を役場庁舎、ふれあいセンター、シーメイトなどに設置した意見箱とホームページで受け付ける電子意見箱。
	イッパンシュウロウ 一般就労	一般の仕事につくこと。障害者就労に関する行政用語。
	イリョウキョウフ ヒ 医療給付費	1年間に医療保険で使われた医療費の総額である「国民医療費」から、患者負担を除いた医療費のこと。
	イリョウホケンセイド 医療保険制度	加入者やその家族など（被扶養者）が、医療の必要な状態になったときに、公的機関などが医療費の一部負担をしてくれるという制度。加入者が収入に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支出するという仕組み。
	ウミシメ 宇美志免リサイクルセンター エコル	宇美町と志免町の不燃ごみ（陶器ガラス、カン、ビン、金属、ペットボトル、プラスチック製容器包装類）を搬入し選別・リサイクルをする施設。
	エコロジー	生態学。自然環境保護運動。人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存を目指す考え方。
	N P O (非営利組織)	ボランティア団体をはじめとする営利を目的としない、自発的・自立的な社会貢献活動を行う住民活動団体。法人格の有無は問わない。
	オゾン層	地表から約10～50km上空にあり、太陽光のうち有害な紫外線の大半を吸収している。オゾン層がなければ、有害な紫外線がそのまま地上に降り注ぎ、生物は生存することができないため、オゾン層は「地球の宇宙服」と呼ばれている。このオゾン層がフロン等の物質により破壊されており、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがある。
	オージェーティ O J T (オンザジョブトレーニング)	職場での実務を通じて行う従業員の教育訓練。

区分	言葉	意味
力行	カイカクカイゼン 改革改善を行った事務事業	前年度末に何らかの改善案が示された事務事業の内、実際に改善が行われた事務事業のこと。
	カイゴホケンセイド 介護保険制度	40歳以上の人全員を被保険者（保険加入者）とした、市町村（特別区を含む）が運営する、強制加入の公的社会保険制度。
	カイゴホケンヨウカイゴニンテイ 介護保険要介護認定	日常生活を送る上でどれくらい介護や支援を必要とするかを判定するための基準になり、介護保険を受けるためには必須の条件になる。
	カイゴヨボウ 介護予防	元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにする取り組み。
	カクカソクカ 核家族化	ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基本単位とされる。
	カサヤチュウナンブ チョウ 糟屋中南部6町	志免町・宇美町・須恵町・粕屋町・篠栗町・久山町の糟屋中南部地域6町。
	ガツキュウホジョイン 学級補助員	学級担当教諭の業務の補助を行う要員。
	ガツコウキョウウイクホウ 学校教育法	教育基本法に基づいて、学校制度の基本を定めた法律。
	カテイセイカツシエンインハケンセイド 家庭生活支援員派遣制度	母子家庭、寡婦及び父子家庭が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、必要な援助、保育等を行う家庭生活支援員を派遣する制度。
	カデン 家電リサイクル法	廃棄物を減らし資源の有効利用を促すため、廃棄される家電製品のリサイクル（再生利用・再商品化）について定めた法律。
	カンキョウカケイボ 環境家計簿	毎月の電気、水道、ガスなどの使用量を記入することで、地球温暖化の原因とされるCO2排出量を簡単に推計できるようにしたもの。身近なところからCO2排出量を減らすエコライフを行い、電気等の使用量を毎月環境家計簿に記入していくことで、その効果（CO2削減量、年間節約額）を知ることができる。
	キコウカイカク 機構改革	組織をより良く機能するものに再編成すること。
	キセイカンワ 規制緩和	自由な経済活動を活性化するために、政府や自治体などが民間の経済活動に定めている許可・確認・検査・届出などの規制を緩和ないし廃止すること。
ギャクタイボウシチュウウナイレンラクカイギ 虐待防止庁内連絡会議	児童虐待の防止、早期発見及び早期対応並びに家庭への支援を総合的に推進するため、関係機関の担当者で構成する実務者会議。	

区分	言葉	意味
力行	キョウシメ コウキョウジョ タテコウヤグラ 旧志免鉱業所竪坑槽	地上47.65m（基準点からは53.65m）、鉄筋コンクリート造のワイディングタワー形をしている。昭和18年に槽が完成し、塔内には1,000馬力のケーベ巻上機が備わり、地下430mまで鉱夫や石炭、資材の搬出入を行っていた。この時代の同タイプのものは、日本で志免町だけであり、世界でもベルギーブレニー炭鉱・中国撫順龍鳳採炭所にしか所在が確認されていない。平成21年12月8日に国の重要文化財に指定された。
	キョウイク キ ホンホウ 教育基本法	日本国憲法の精神に基づき、日本の教育の基本的なあり方を明示した法律。
	キョウイクシヨクイン メンキョホウ 教育職員免許法	教員の免許に関する基準を定め、教員の資質の保持と向上を図ることを目的とする法律。
	キョウイクソウダンイン 教育相談員	児童・生徒が直面する教育上のさまざまな問題や障害について、本人や親・教師などに対して行われる専門的立場からの助言や指導を行う相談員。
	キョウザイセいかいかク 行財政改革	「最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、行財政運営の効率化や地方分権に対応する行政の実現を図るための行政全般にわたる改革。
	キョウセイケイエイ 行政経営	今までの行政運営を「管理」から「経営」に転換し、民間の優れた経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、町民の満足度が向上するよう、町民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくこと。
	キョウセイヒョウカ 行政評価システム	町が行っている仕事やサービス内容などを継続的に見直し、改善につなげる仕組み。
	キョウドウ 協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
	キョウドウ シン 協働のまちづくり指針	志免町の協働を進めるにあたっての基本理念を定めるとともに協働の進め方や広め方、実効性を高める取組みなど基本的な考え方をまとめたもの。
	クニ ジュウヨウブンカザイ 国の重要文化財	日本にある有形文化財のうち、特に重要とみなされたもの。
	ケイジョウケイヒ 経常経費	人件費（職員の給料など）、扶助費（生活保護など社会的に弱い立場にある人への現金給付など）、公債費など毎年常に支出しなければならない経費。
	ケイジョウシュウシヒリツ 経常収支比率	毎年常に支出しなければならない経費に使われている一般財源が、自由に使える一般財源の総額と比較してどの程度の割合を占めているかを表した指標。
	ケンゲンイジョウ 権限移譲	地域のことや普段の生活に密着することを国、県が決めるのではなく、住民に身近で、地域の事情をよく知っている町が決めることができるようにすること。
コウイキレンゴウ 広域連合	地方自治法の特別地方公共団体として、複数の自治体にまたがる広域的な行政事務を処理するために設けることができる行政機構。	

区分	言葉	意味
カ行	コウキ コウレイシャイリョウ ホケン 後期高齢者医療保険	日本国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度。
	コウキョウ 公共インフラ	社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
	ゴウケイトクシヨジュッショウリツ 合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。
	コウツウアンセンキョウカイ 交通安全協会	警察庁所管の特例民法法人（特例財団法人）であり、全国法人である全日本交通安全協会を中心に都道府県単位及び警察署単位で設置されている。
	コウツウジ コトウケイ 交通事故統計	状態別、年齢別、道路別の交通事故発生状況等の統計データ。
	コウレイカ 高齢化	65歳以上の老年人口が増大した社会のこと。
	コウレイカ リツ 高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
	コウレイシャコウシュウ 高齢者講習	高齢ドライバーによる交通事故が増加の傾向のため、免許証の更新時に適性検査、運転技能等をチェックする講習。
	コクミンケンコウ ホケン ジギョウ 国民健康保険事業	会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日頃健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費にあてようという助け合いの制度。
	コクミンケンコウ ホケン セイ 国民健康保険税	会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日頃健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費にあてようという助け合いの制度。被保険者の属する世帯の世帯主に対し課する税金。
	コクミン ホゴ 国民保護法	日本が他国から攻撃を受けた場合、国民を戦場から避難させたり、救援するための手続を定めた法律。
	コジンジョウホウ ホゴ 個人情報保護	個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護すること。
	コ シセツ カンケイシャ 子ども施設関係者	児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校、その他の子どもが利用する施設のこと。
	ネンリョウカ シセツ ごみ燃料化（RDF）施設クリーンパーク わかすぎ	須恵町外二町清掃施設組合が篠栗町に建設したごみ固形化燃料（RDF）施設で、志免町の可燃ごみを固形化し、処理している。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。	

区分	言葉	意味
サ 行	サイガイズジョウケンレン 災害図上訓練	地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図と地図の上にかける透明シート、ペンを用いて、危険が予測される地帯または事態をシートの上書き込んでいく訓練のこと。
	ザイセイケンゼン カホウ 財政健全化法	地方公共団体の財政の健全化のために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を策定する制度を定める日本の法律。
	ザイセイチョウセイキキン 財政調整基金	年度間の財源不足に対応するため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金。
	3R	リデュース (reduce 廃棄物の発生抑制)、 リユース (reuse 再使用)、 リサイクル (recycle 再生利用、再資源化) の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり、考え方である。資源の有効利用、環境保全の施策の基本となっている。
	サンカク 参画	単に参加するというだけでなく、方針の立案や決定などの意思決定への参加を意味する。
	シガイカクイキ 市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	シガイカチョウセイクイキ 市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。
	シサクヒョウカ 施策評価	まちづくりの基本理念やビジョンを達成するための政策課題として設定した基礎単位である施策に目標を設定して、その達成度を評価するもの。
	シサクベツソウワクハイブン ヨサンヘンセイ 施策別総枠配分予算編成	基本計画で掲げた施策毎に予算額を設定し、その額の範囲内で施策に結びつく事務事業へ予算を配分していく予算編成方式のこと。
	ジジョ 自助グループ	同じ問題を抱える者同士が集まって意見を交換し、互いに援助しあう集団およびその活動。
	ジセダイイクセイシエン 次世代育成支援	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ること。
	ジセダイイクセイシエン コウキコウドウケイカク 次世代育成支援後期行動計画	平成16年度に策定した「志免町次世代育成支援行動計画」について、平成21年度に見直しを行い、平成26年度までの「後期計画」を策定。本町に住む人が子どもを安心して生み育て、子ども自身が自らが持つ力を伸ばし、その子育てを支える地域となることで、町全体が「未来の担い手と共に育つまち」となることを目指す計画。
	シゼンカンキョウホゴ カツドウ 自然環境保護活動	自然が持つ本来の姿とその多様性を保護するための活動。
ジッシツコウサイヒ ヒリツ 実質公債費比率	自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。	

区分	言葉	意味
サ 行	ジム ジギョウヒョウカ 事務事業評価	町が行う事務事業について、事業の必要性や目的を明確化し、事業の活動に対して得られる成果などを指標による客観的数値を用いながら分析・評価を行い、その結果を踏まえ今後の事務事業の方向性を検討し、業務改善や事務事業の再編・整理に反映させようとするもの。
	シ メマチギョウザイセイサイコウチク 志免町行政再構築プラン	行政を効率化し、限られた資源を最大限活用する行政の仕組みを実現するシステムを構築するためのプラン。
	シ メマチキョウドウスイシンジツコウケイカク 志免町協働推進実行計画	平成20年6月に策定された志免町の協働を進めるための計画書。
	シ メマチコウレイシャフクシケイカク 志免町高齢者福祉計画	高齢者の心身の健康づくりとともに、元気で活躍できる環境づくりをより一層進めていくための3か年の事業計画。
	シ メマチコウレイシャミマモ トウ レンラクカイ 志免町高齢者見守り等ネットワーク連絡会	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を確保できるようにするために、高齢者の見守り等を行政及び地域等が一体となって実施する組織。
	シ メマチコ ケンリジョウレイ 志免町子どもの権利条例	「子どもの権利条約」をもとにして、子どもの誰もが権利を認められ、いきいきと幸せに暮らせるように、志免町が制定した条例。
	シ メマチジンザイクセイキホンホウシン 志免町人材育成基本方針	職員の計画的、総合的な育成を目指し、平成19年11月に策定した人材育成基本方針。
	シ メマチダイキシヨウガイフクシケイカク 志免町第2期障害福祉計画	障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、第1期計画で設定した平成23年度の目標に至る見直しとして位置付け、直近の現状を踏まえた適切な補正を行った上で、自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量とその提供体制を定めた計画。
	シ メマチチイキボウサイケイカク 志免町地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
	シ メマチチキョウオンダンカボウシケイカク 志免町地球温暖化防止計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成19年2月に志免町が自ら行う事務・事業において排出される温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図り、持続可能な経済社会の構築に寄与することを目的に策定された計画。
	シ メマチトシケイカク 志免町都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で平成21年4月から目標年次をおおむね20年先を見通して策定した計画。
	シャカイフクシキョウギカイ 社会福祉協議会	社会福祉事業法に基づき、地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。
	シャカイフクシホウジン 社会福祉法人	社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。都道府県知事や厚生労働大臣の認可を受け、設立の登記をすることによって成立する。
	シャカイホシヨウヒ 社会保障費	病気・けが・出産・障害・死亡・加齢・失業などの生活上の問題について貧困を予防し、貧困者を救い、生活を安定させるために国家または社会が所得移転によって所得を保障し、医療や介護などの社会サービスを給付する費用のこと。

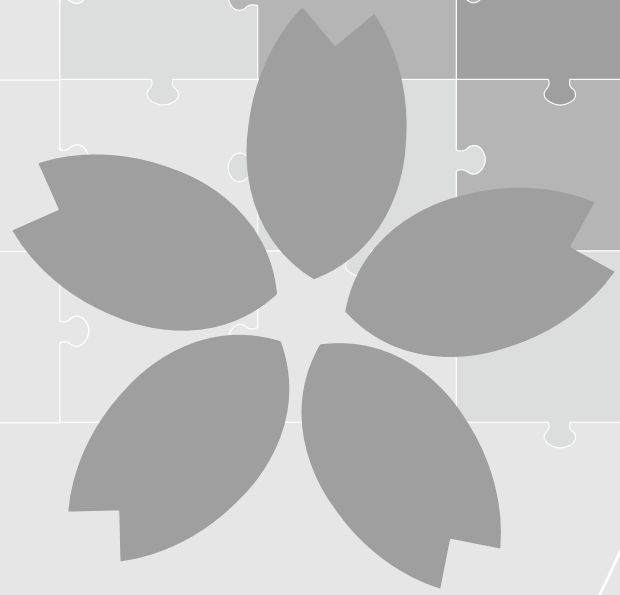
区分	言葉	意味
サ 行	シュウロウイコウ シエン ジギョウシャ 就労移行支援事業者	就労を希望する障害のある方が企業に就職し、働き続けることができるよう支援を行う事業者。
	ジュウミン サンカクジヨウレイ 住民参画条例	住民と行政が互いの特性を活かしながら、協力しあって地域の問題を解決していくための原則や制度を作っていくための条例。
	ジュエキシャ フタン 受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。
	ジュンカン ガタシャカイ 循環型社会	製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
	ショウ 省エネルギー	石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。
	ショウガイ ガクシュウ 生涯学習	学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。
	ショウガイ シャジュウギョウ セイカツ シエン 障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援を、障害者の身近な地域で、一体的かつ総合的な支援を提供する機関。
	ショウガイ シャ ジリツ シエン キョウギカイ 障害者自立支援協議会	障害のある人が、障害のない人と暮らせる地域をつくるために、障害福祉に関する関係機関による連携及び支援に関する会議を行うための協議会。
	ショウガイ シャ ジリツ シエン ホウ 障害者自立支援法	障害者が地域で自立して生活できるよう支援事業を充実するための法律。
	ショウガイ シャ テチョウ 障害者手帳	障害者として公的に認定を受けると発行される手帳。
	ジョウホウ ツウシンギジュツ アイシーティ 情報通信技術（ICT）	情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。
	ショウライ フタン ヒリツ 将来負担比率	公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の1年間の収入と比べどれくらい多いかを示す。
	ショクイク 食育	食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。
	ジリツ シエンキョウフ 自立支援給付	介護が必要な障害者へのサービス（介護給付）、訓練の必要な方へのサービス（訓練等給付）、指定相談支援等。

区分	言葉	意味
サ 行	シン 新エネルギー	石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギー。
	シンガクショウ シドウ ヨウリョウ 新学習指導要領	小・中・高等学校、特別支援学校を対象に教育課程、教科内容とその取り扱い、基本的指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。指導要領。
	シントアイショウガイシャ チテキショウガイシャ 身体障害者、知的障害者デイサービス	身体や知的障害のある方々に対して、自立や社会参加の促進、生きがいのある生活が営めるよう支援するサービス。
	ジンジ ヒョウカ セイド 人事評価制度	職員の勤務態度や能力を評価するための制度。
	スイシツ オダク ボウシホウ 水質汚濁防止法	工場などから公共用水域に排出される汚水・廃液による水質汚濁の防止を図り、被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めている法律。
	スイシツキジュン 水質基準	水質について、水の使用目的ごとに決められた基準。
	セイクツショウカンビョウ 生活習慣病	偏った食事・運動不足・ストレス・喫煙・飲酒等の生活習慣が原因となっておこる病気。主な生活習慣病に、肥満・高血圧・高脂血症・糖尿病などが挙げられ、以前は成人病と呼ばれていたが、原因が日常生活に潜んでおり、中高年だけでなく子どもにも起こりうるためこのように呼ばれるようになった。
	ゼンコクガクリョク ガクショウジョウキョウチョウサ 全国学力・学習状況調査	2007年より日本全国の小中学校の最高学年（小学6年生、中学3年生）全員を対象として行われるテスト。
	ゼンコクタイリョク ウンドウノウリョク ウンドウショウカントウチョウサ 全国体力・運動能力、運動週間等調査	小中学生の体力の状況を把握・分析するために文部科学省が実施する調査。
ソウゴ フジヨ 相互扶助	互いに助け合うこと。また、地域社会などにおいて、メンバー内に社会生活上の問題を抱える者が生じた場合、メンバーの自発的協力・協同によって援助を行うこと。	
タ 行	ダイ ジ サンギョウ 第1次産業	原材料・食糧など最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業。農・林・水産業など。
	ダイ ジ サンギョウ 第2次産業	第一次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業が分類される。製造業、建設業、電気・ガス業など。
	ダイ ジ サンギョウ 第3次産業	第一次産業にも第二次産業にも分類されない産業が分類される。小売業やサービス業などの無形財。
	ダイ 第3セクター	公企業、民間企業をそれぞれ第一・第二セクターと呼ぶことから、国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。

区分	言葉	意味
夕行	<small>タイキ オセン ボウシ ホウ</small> 大気汚染防止法	工場などから生じる煤煙（ばいじん）や自動車の排気ガスなどを規制し、大気汚染を防止するとともに、被害が発生した場合の事業者の損害賠償責任について定めている法律。
	<small>タイキ ジドウ</small> 待機児童	保育所への入所を希望しているが、施設の不足や保育希望時間の調整がつかないなどの理由により入所できないでいる児童。
	<small>ダンカイ セダイ</small> 団塊の世代	昭和22～24年（1947～49年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。
	<small>ダンジョ キョウドウサンカクシャカイ</small> 男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	<small>チイキ シュケン</small> 地域主権	国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと。
	<small>チイキ セイカツシエン ジギョウ</small> 地域生活支援事業	障害者を支援するために、すべての市町村で義務付けられている事業。（相談支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業）
	<small>チイキ フクシ カツドウ</small> 地域福祉活動	誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮していくために、地域の人たちや団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切に、お互いに助けられたり、助けたりする関係を築きながら『共に生き、共に支えあう社会』を実現しようとする事。
	<small>チイキ ミツチャクガタ</small> 地域密着型サービス	介護が必要になっても身近な住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう"認知症ケア"や"地域ケア"を推進する観点から、地域の特性に応じ、提供されるサービス。
	<small>チキョウ オンダンカ</small> 地球温暖化	<p>18世紀に始まった産業革命以降の化石燃料（石炭、石油など）の使用量の増大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加を続け、これによって地球の平均気温が上昇している現象。</p> <p>地球の平均気温が過去100年間に0.4～0.8℃上昇し、とりわけ、1997年以降の気温の上昇が顕著で、このまま対策がなされれば、100年後には、1.4～5.8℃上昇すると予測されている。</p>
<small>チキョウ オンダンカ ボウシ チュウキモクヒョウ</small> 地球温暖化防止の中期目標	<p>2005年に発効した京都議定書において、我が国は、2008年から2012年の5年間（第一約束期間）に我が国の温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することに合意しました。中期目標は、さらに2020年における温室効果ガスの削減目標で、日本の中期目標は1990年比で25%削減することを目指すというもの。</p> <p>京都議定書とは、1997年に京都で開催されたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において採択された議定書。二酸化炭素（CO2）など6種類の温室効果ガスを先進国全体で削減することを義務づけている。</p>	

区分	言葉	意味
夕行	チサン、チショウ 地産地消	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。
	チホウキョウイクギョウセイ、ソシキ、オヨ、ウンエイ、カン、ホウリツ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	日本の都道府県・市（特別区を含む）町村における教育行政を規定している法律。
	チホウ、ブンケン 地方分権	特に政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面的に移管すること。
	テイインテキセイ、カケイカク 定員適正化計画	平成17～22年度までの適正な職員数を定めた計画。
	テイタンソ、シャカイ 低炭素社会	二酸化炭素（CO2）の排出が半減された社会。
	トクテイケンシン、トクテイ、ホケン、シドウ 特定健診・特定保健指導	平成20年4月から、40歳以上75歳未満（年度途中で75歳に達する人を含む）の被保険者および被扶養者を対象として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の予防・解消に重点をおいた、生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導。 メタボリックシンドロームに加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態（内臓脂肪症候群）。
	トクテイコウレイシャ 特定高齢者	「生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者」のことで、具体的には、介護予防の観点から行われる健診などの結果、生活機能の低下が心配される人。
	トクテイ、ホイク 特定保育	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育サービス。
	トクベツカイケイ 特別会計	国および地方公共団体で、一般会計と区分して設けられた会計。
トクベツシエン、ガッコウ 特別支援学校	障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障害による困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。	
ナ行	ナイスタイサク 内水対策	洪水時に河川の水位（外水）が上昇すると、堤内の排水ができなくなるため、内水を強制的に排水すること。
	ニホンコクユウテツドウ、シ、メ、コウギョウシヨ 日本国有鉄道志免鉱業所	糟屋炭田の炭鉱の一つ。志免炭鉱とも呼ばれる。採掘開始から閉山にいたるまで終始国営であった日本国内唯一の炭鉱として知られる。1964年（昭和39年）閉山。志免鉱業所 竪坑槽、斜坑口などの遺構が現在も残されている。竪坑槽は、平成21年12月8日に国の重要文化財に指定された。
	ニン、チショウ 認知症	成人後に脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態。

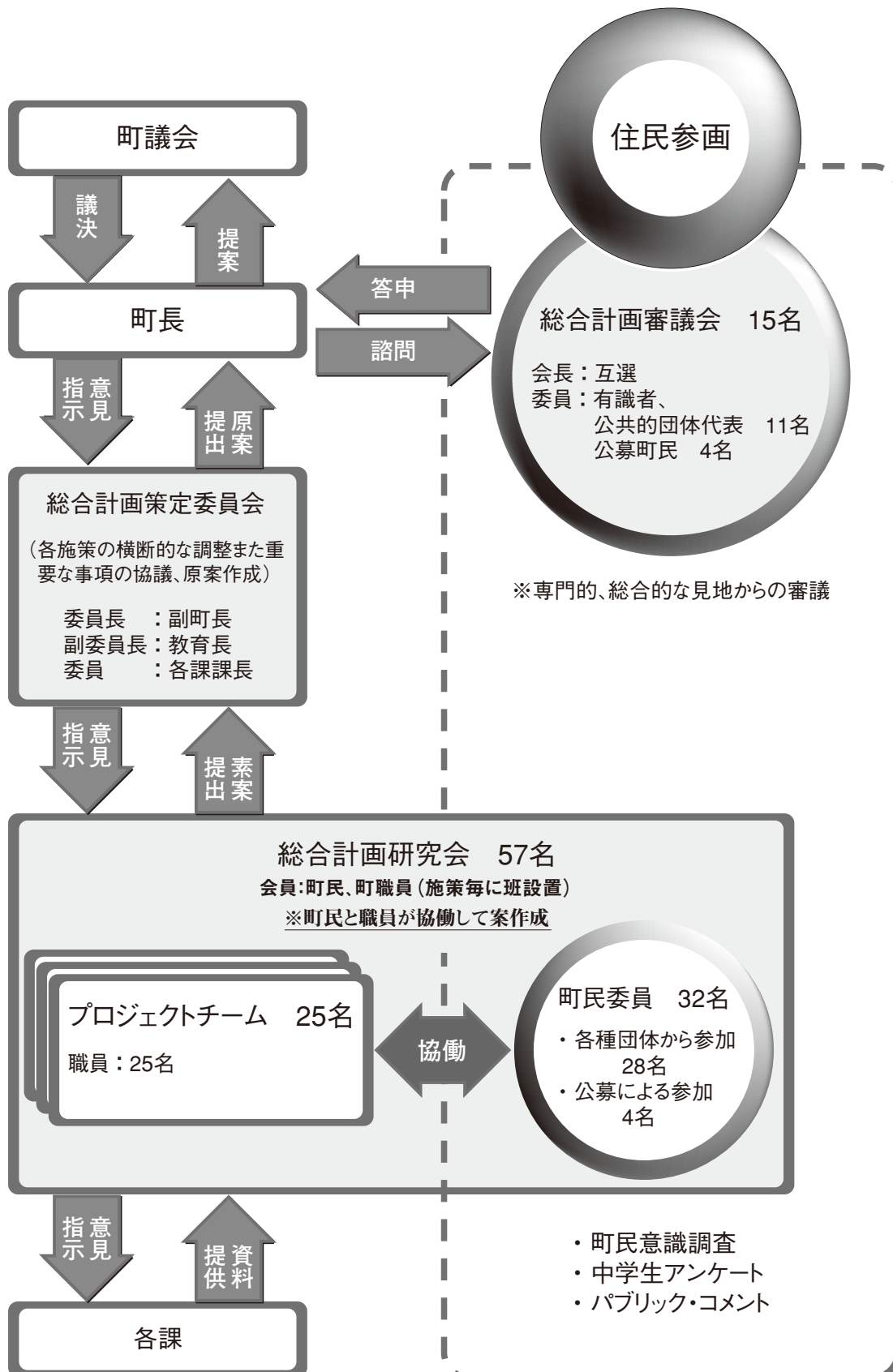
区分	言葉	意味
ナ行	ネット犯罪 <small>ハンザイ</small>	ネットワークを悪用した犯罪行為全般を指す。不正アクセス、インターネットを利用したソフトの海賊版販売、(ポルノ、禁止薬物、賭博など) 有害情報の提供、インターネットでの無限連鎖講(ねずみ講)、詐欺行為などがある。国内外のテロ組織がネットワークを利用して起こすサイバーテロも懸念されている。
ハ行	ハザードマップ	災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。
	パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続。
	ファシリテーション	会議、ミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすることにより、組織や参加者の活性化、協働を促進させる手法・技術・行為の総称。
	福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画 <small>フクオカケンカイゴ ホケン コウイキレンゴウカイゴ ホケン ジギョウケイカク</small>	福岡県介護保険広域連合が、介護保険の円滑な実施や、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるための計画。
	福岡県刑法犯市区町村別認知件数 <small>フクオカケンケイホウハン シ クチョウソンベツシン チ ケンスウ</small>	福岡県内の刑法に規定する罪の内、道路上の交通事故に係る罪を除いた法律に規定する罪を犯した件数を把握した福岡県警察データ。
	防災メールまもるくん <small>ボウサイ</small>	福岡県、福岡県内市町村から配信される 災害時の情報等のメール。
マ行	まちづくり支援室 <small>シエン シツ</small>	志免町の町内会などの自治活動、ボランティア団体やNPOなどの各種公益団体の活動を支援する拠点。
	見守り隊 <small>ミマモ タイ</small>	通勤や通学、散歩、ウォーキング、ショッピング等、日常の生活のなかで、ワッペンや腕章等を着けて、まちを見守るボランティアの方々。
	民生・児童委員 <small>ミンセイ ジドウ イイン</small>	生活困窮者や高齢者、児童、心身障害者等の援護を必要としている方々の支援や、福祉事務所、子ども家庭相談センター等の関係機関に協力することや、また、生活福祉資金貸付金に関すること等を行う人。
	民生委員 <small>ミンセイ イイン</small>	社会福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行う民間の奉仕者。
ラ行	リサイクル	製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
	緑地保全林地区 <small>リョクチ ホゼン リンチク</small>	市街化区域及びその周辺地域において、良好な自然環境を形成している緑地のうち、規則に定める基準に該当する樹林地を緑地保全林地区として指定している。
	老人福祉法 <small>ロウジン フクシ ホウ</small>	老人の福祉を図ることを目的とし、その心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置について定める法律。
ワ行	ワークライフバランス	「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



資料編



1 総合計画策定に関する組織



2 総合計画策定の経過

【総合計画審議会】

平成21年8月27日	第1回審議会	○委嘱状交付 ○会長・副会長選出 ○議題 ・総合計画策定基本方針・策定体制説明 ・策定スケジュール説明 ・策定ポイントと策定手法説明 ・これまでの策定経過報告
平成21年11月12日	第2回審議会	○これまでの策定における経過報告
平成22年1月21日	第3回審議会	○基本構想(案)諮問
平成22年2月16日	第4回審議会	○基本構想(案)審議
平成22年4月27日		○基本構想答申
平成22年6月24日	第5回審議会	○基本計画(案)検討結果報告
平成22年7月16日	第6回審議会	○第5次志免町総合計画について(説明・審議)
平成22年7月29日	第7回審議会	○第5次志免町総合計画について(審議・答申内容検討)
平成22年8月5日		○第5次志免町総合計画最終答申

【総合計画策定委員会・プロジェクト会議】

平成21年6月2日	第1回策定委員会	○町長、副町長、全課長、課長補佐を対象に計画策定の基本的な方針、スケジュールを協議
平成21年7月24日	第1回プロジェクト会議	○若手・中堅職員を中心としたプロジェクトに計画策定の基本的な方針、スケジュールを説明 ○事務局より、「志免町の現状」を説明 ○演習「わが町の現状」「時代の潮流(環境変化)」
平成21年8月11日	第2回プロジェクト会議	○第1回プロジェクト検討結果の共有 ○基本理念・将来像の検討(演習) ○まちづくりの課題検討(演習) ○班別検討結果の発表
平成21年10月27日	第3回プロジェクト会議	○第3回研究会検討結果の共有 ○政策の組立て、目的設定
平成21年11月5・6日	第4回プロジェクト会議	○施策の組立て ○施策の目的と指標設定
平成21年11月24日	第2回策定委員会	○将来像、政策大綱の設定
平成22年1月6日	第5回プロジェクト会議	○施策の成果指標及び測定企画、プロジェクトでの全体の情報共有
平成22年2月2日	第3回策定委員会	○施策の組立て・目的と成果指標の設定
平成22年4月13～15日	第6回プロジェクト会議	○施策の現状と課題・役割分担検討
平成21年5月11・12日	第4回策定委員会	○施策の現状の共有化と優先度評価(重点施策選定)
平成22年5月17～21日	第7回プロジェクト会議	○施策の目標・取組み方針検討
平成22年6月4日	第5回策定委員会	○施策の目標・取組み方針確定
平成22年6月30日	第6回策定委員会	○基本構想(案)・基本計画(案)の確定
平成22年8月11日	第7回策定委員会	○答申における意見についての協議
平成22年8月23日	第8回策定委員会	○パブリックコメントでの意見について協議

【総合計画研究会】

平成21年8月8日	第1回研究会	○町民32名と若手・中堅職員を中心としたプロジェクトを対象に計画策定の基本的な方針、スケジュールを説明 ○事務局より、「志免町の現状」を説明
平成21年9月5日	第2回研究会	○「わが町の現状」班別検討(5人～7人の7班) ○「時代の潮流」班別検討(5人～7人の7班)
平成21年10月17日	第3回研究会	○第2回研究会検討結果の共有 ○基本理念・将来都市像の検討 ○まちづくりの課題検討 ○班別検討結果の発表
平成21年11月21日	第4回研究会	○政策、施策の組立ての検討
平成22年1月16日	第5回研究会	○施策の組立て(変更分)の検討 ○施策の成果指標及び測定方法検討
平成22年4月24日	第6回研究会	○施策の現状と課題・役割分担検討
平成22年5月29日	第7回研究会	○施策の目標・取り組み方針検討
平成22年8月4日	総合計画研究会報告会	○総合計画研究会会員を対象に「第5次志免町総合計画」の報告会を実施

【アンケート・講演会・パブリックコメント】

平成21年7月3日	中学生アンケート	○志免中学校、志免東中学校三年生を対象に将来のまちづくりにおけるアンケートを実施
平成21年7月5日	同和問題啓発講演会時アンケート	○同和問題啓発講演会に来られた町民を対象に将来のまちづくりにおけるアンケートを実施
平成21年7月28日	まちづくり講演会	○総合計画策定に向け、意識高揚を目的とした「まちづくり講演会」を実施。約60名参加 ・講師 行政経営アドバイザー 梅田 次郎氏 ・演題 「未来を創る行政経営と協働のまちづくり」
平成21年12月～平成22年1月	基本構想(案)についてのパブリックコメント	○受付意見数 4件
平成22年2月～3月	町民意識調査	○18歳以上の町民2,000人が対象 有効回答1,007人 有効回答率 50.4%
平成22年7月～8月	基本計画(案)についてのパブリックコメント	○受付意見数 2件

【議会】

平成22年9月24日	志免町議会9月定例会	○「第5次志免町総合計画(基本構想)」議決
------------	------------	-----------------------

3 志免町総合計画審議会条例

昭和46年3月20日
志免町条例第96号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、志免町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ志免町総合計画に関する事項を審議するため志免町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じて志免町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人以内
- (2) 町農業委員会の委員 1人以内
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 2人以内
- (4) 識見を有する者 7人以内
- (5) 公募により選ばれた町民 4人以内

全改(平21条例第3号)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(改正(平19条例第3号))

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って決める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月16日から適用する。

附 則(昭和52年10月7日)

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月24日)

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月15日条例第25号)

この条例は、昭和62年10月20日から施行する。

附 則(平成12年9月28日条例第32号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 志免町総合計画審議会委員等名簿

(1) 総合計画審議会委員

団体役職等	所 属	氏 名	役 職	備 考
町教育委員会の委員	志免町教育委員会	牟田口 朱美	委員	当初(諸岡 環)
町農業委員会の委員	志免町農業委員会	光安 喜四郎	〃	
公共的団体の役員及び職員	志免町商工会	川崎 博啓	〃	
	志免町社会福祉協議会	中尾 比左夫	〃	当初(神田 博幸)
識見を有する者	志免町健康づくり推進協議会	岡村 治一	副会長	
	西日本工業大学 名誉教授	北村 速雄	会長	
	志免町社会教育委員の会	田邊 比都美	委員	
	志免町町内会連合会	長澤 稔	〃	当初(西本 僨)
	NPOキャリア・ライフ・コミュニティ21 理事・事務局長	西村 嘉之	〃	
	志免町こどもの権利委員会	野下 朝子	〃	
	志免町体育協会	本田 隆幸	〃	
公募により選ばれた町民	公募町民	安達 博明	〃	
	公募町民	扇塚 敏充	〃	
	公募町民	大原 スミ	〃	
	公募町民	水流 鉄子	〃	

(2) 総合計画研究会会員・職員プロジェクト

(五十音順)

氏名	所属	氏名	
相戸 彌太郎	志免町農業委員会	原田 日出夫	志免町町内会連合会
荒巻 裕史	上下水道課	判田 次男	志免町保護司会
石田 稔	志免町町内会連合会	日高 洋一	生涯学習課
石津 吉章	経営企画課	平田 滋栄	子育て支援課
伊藤 治己	志免町町内会連合会	平山 聡彦	経営企画課
今長谷 智子	住民課	福田 洋子	志免町更正保護女性会
岩上 直美	志免町町民図書館協議会	藤野 和博	経営企画課
上田 穂積	(社)志免町シルバー人材センター	二村 研司	地域整備課
牛房 大和	福祉課	本田 真由美	健康課
内野 克志	経営企画課	松田 尚登	志免町小・中学校PTA連絡協議会
笠松 守	公募町民	松本 正規	志免町国際交流町民会議
木森 信裕	経営企画課	光安 徳行	地域子ども教室(チャレンジ広場)
清原 恵美	地域子ども教室(チャレンジ広場)	牟田口 朱美	志免町子どもの権利委員会
久保山 茂光	志免町文化協会	百田 光	経営企画課
久保山 嘉史	生活環境課	森近 修子	健康課
権丈 伸吾	経営企画課	安河内 キミ子	志免町食生活改善推進会
権丈 聖	税務課	安恒 喜寿	総務課
小池 貴恵	学校教育課	柳嶋 竜二	福祉課
小林 靖二	志免町商工会	山内 恵子	総務課
小松 淳美	志免町ボランティア連絡協議会	山下 恵美子	総務課
小柳 友美	経営企画課	山下 祐二	公募町民
坂下 貞美	(社)志免町シルバー人材センター	山本 照美	志免町男女共同参画推進審議会
坂本 博子	志免町食生活改善推進会	横山 榮	志免町老人クラブ連合会
宿利 幸央	志免町社会福祉協議会	吉田 大作	公募町民
杉 泉	公募町民	吉田 勉	志免町町内会連合会
瀬田 修一	経営企画課	吉村 定	志免町農業委員会
田中 義徳	地域子ども教室(チャレンジ広場)	吉村 幸也	志免町消防団
堤 安代	志免町体育協会	町民	32名
中村 貴美子	志免町ボランティア連絡協議会	職員	25名
林田 秀文	生活環境課	合計	57名

(3) 総合計画策定委員

氏名	所属	役職
吉原 清光	副町長	策定委員長
長澤 利信	教育長	策定副委員長
北原 干城	経営企画課長	委員
安田 豊重	総務課長	〃
笹田 輝弥	学校教育課長	〃
井上 章	生涯学習課長	〃
児嶋 賢始	税務課長	〃
長 秀樹	住民課長	〃
藤 龍己	福祉課長	〃
中山 和彦	健康課長	〃
坂田 龍二	子育て支援課長	〃
世利 良未	生活環境課長	〃
丸山 孝雄	地域整備課長	〃
稲永 正志	上下水道課長	〃
武田 泰治	議会事務局長	〃
稲永 健	会計室長	〃

5 諮問、答申

(1) 諮 問

志免町経政第373号

平成22年1月21日

志免町総合計画審議会

会長 北 村 速 雄 様

志免町長 南 里 辰 己

第5次志免町総合計画(基本構想)の策定について

(諮 問)

志免町総合計画審議会条例第3条の規定に基づき、第5次志免町
総合計画(基本構想)の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答 申

平成22年4月27日

志免町長 南 里 辰 己 様

志免町総合計画審議会
会長 北 村 速 雄

第5次志免町総合計画(基本構想)について(答 申)

平成22年1月21日付志免町経政第373号により本審議会に
諮問された、「第5次志免町総合計画」(基本構想)について慎重に
審議した結果、下記の付帯事項を付して賛同を得ましたのでここに
答申いたします。

記

【付帯事項】

基本計画の今後の審議により、基本構想の語句修正の余地を残すこと。

平成22年8月5日

志免町長 南 里 辰 己 様

志免町総合計画審議会
会 長 北 村 速 雄

第5次志免町総合計画について(最終答申)

平成22年1月21日付志免町経政第373号により本審議会に諮問された「第5次志免町総合計画」について、慎重に審議を重ねた結果、基本構想・基本計画いずれも総合計画研究会等で町民と行政の協働のもと、十分に検討がなされており、概ね妥当と認めたので答申します。

平成13年に策定された第4次志免町総合計画では、町の将来像を「福祉・環境・教育が結びあう“しめ”」とし、その実現に向けた行財政の適正な運営を行いまちづくりを進められています。

また、「第5次志免町総合計画」では、第4次志免町総合計画を継承しつつ、町の将来像を「誰もが輝く住みよいまち～ひと・環境がやさしく結びあうしめ～」とし、政策体系における各施策に町民や行政の役割、目標値を設定するなど、新しい視点での計画となっており、さらに変化を続ける社会・経済情勢に的確に対応できる計画として評価できます。

なお、今後計画の推進にあたっては町民の理解と協力のもと、一体となって取り組まれるとともに、下記の付帯意見を十分尊重し、計画の実現に努められますよう要望します。

付 帯 意 見

1. 町民に対して、本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で積極的に周知するよう努められたい。
2. 今後の計画の推進にあたっては、本計画策定に携わった人材の積極的な活用に努められたい。

第 5 次 志 免 町 総 合 計 画

発 行：志免町 経営企画課

〒 8 1 1 - 2 2 9 2

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

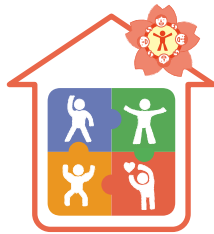
TEL：092-935-1001

FAX：092-935-2941

E-mail：kikaku@town.shime.lg.jp

策定支援業務：株式会社 日本能率協会コンサルティング（構造改革推進セクター）

印刷・製本：株式会社 ジャパンインターナショナル総合研究所



第5次志免町総合計画
誰もが輝く 住みよいまち
～ひと・環境がやさしく結びあうしめ～



福岡県志免町